

第8期東郷町高齢者福祉計画

老人福祉計画・介護保険事業計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度



令和3年3月

東郷町

はじめに

平成12年に介護保険制度がスタートして20年が経過し、「令和」という新しい時代を迎えました。団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年も目前に迫っており、要介護認定を受けられる方や、認知症を抱えながら地域で暮らす方もますます増えていくと考えられます。



前計画におきましては、住み慣れた地域で自分らしさをもって生活し続けられるとともに、自分の役割を担いつつ、行政と共に地域課題に向き合える体制づくりを目指してきました。

取組を振り返る中で、高齢者自らが地域活動に積極的に参加するための仕組みづくり、認知症を含めた総合相談体制のより一層の充実、そして地域での取組の促進が重要な課題として挙がってきました。

第8期計画では「いきいきと住み続けたい 支え合いのまち とうごう」を基本理念とし、高齢者の健康づくり、介護予防を更に推進するための各種施策、地域包括ケアシステムの深化・推進のための施策について今後3年間の取組の方向性をお示ししています。

また、昨年から世界中で感染が拡大している「新型コロナウイルス感染症」は、高齢者の皆様の生活に大きな影響を及ぼしました。新たな生活様式の導入、感染症拡大防止対策に伴う様々な制限など、経験したことがない時代を迎えています。このような社会情勢の変化を一つの契機と捉え、高齢者の生活を支えるため、ICTの活用等も含め、新たな施策を展開してまいります。

今後は、本計画に基づき、高齢者の皆様が、住み慣れた地域で自分らしく生活し続けられるよう、全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました東郷町地域ケア推進会議の委員の皆様を始め、策定にかかるアンケート調査等にご協力をいただきました多くの方々に、心から感謝申し上げます。

令和3（2021）年3月

東郷町長

東郷町長

目 次

第1章 計画の概要 ······	1
1 計画策定の背景と目的 ······	1
2 計画の性格 ······	3
3 計画の期間 ······	4
第2章 高齢者を取り巻く現況 ······	5
1 東郷町の現状 ······	5
2 アンケート調査結果からみえる現状 ······	11
3 高齢者保健福祉施策の取組状況 ······	34
4 前期計画の評価の振り返りから見える課題 ······	46
第3章 計画の基本的な考え方 ······	49
1 基本理念 ······	49
2 基本目標 ······	50
3 重点目標 ······	51
4 計画の体系 ······	52
5 日常生活圏域の設定と現状 ······	53
第4章 計画の具体的な取組方針 ······	67
基本目標1 健康づくりと介護予防の推進<予防> ······	67
基本目標2 高齢者が安心して地域で暮らす体制づくり<生活支援> ······	73
基本目標3 介護を受けながら安心して暮らす体制づくり<医療・介護> ···	81
第5章 重点目標 ······	87
重点目標1 地域包括ケアシステムの深化と推進 ······	87
重点目標2 認知症への正しい理解と早期対応 ······	89

第6章 介護保険サービスの見込み	91
1 介護保険事業費等の推計手順	91
2 総人口及び高齢者人口・要介護等認定者数の推計	92
3 居宅・介護予防サービス	94
4 施設サービス	102
5 地域密着型サービス	104
6 介護予防・日常生活支援総合事業	109
7 要介護者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築	111
8 施設整備計画	113
9 介護保険料の算出	114
第7章 計画を円滑に進めるために	119
1 町民との協働	119
2 関係機関との連携	119
3 行政の役割	119
4 計画の評価体制の整備	120
資料編	121
1 第8期東郷町高齢者福祉計画策定に係る関係要綱	121
2 東郷町地域ケア推進会議委員名簿	124
3 第8期東郷町高齢者福祉計画 策定経過	125
4 用語解説	126

計画の概要

1 計画策定の背景と目的

我が国の高齢者人口（65歳以上人口）は近年一貫して増加を続けており、2015（平成27）年の国勢調査では高齢化率は26.6%となっています。本町でも、2015（平成27）年に団塊の世代が65歳を迎えた以降も高齢者人口は



増加しており、今後も高齢化が進行し、特に後期高齢者が急増すると予測されます。こうした、高齢化の急速な進行に伴い、地域社会でも高齢者をめぐる様々な問題が浮上してくると考えられます。また、その先を展望すると2040（令和22）年には団塊ジュニア世代が65歳を迎えることから介護を担う人材の不足が予想されています。

国においては、高齢社会対策の推進に当たっての基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図ることとして、2018（平成30）年2月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。

この大綱は、「高齢者を支える」発想とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整えることや、高齢者のみならず若年層も含めて、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを目的としています。

この大綱に基づき、国においては、2025（令和7）年を目指して、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

近年では、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化していく高齢者福祉施策だけでは適切な解決策を講じることが難しいケースが少なくありません。

こうした背景のもと、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が2018（平成30）年に改正され、地域住民と行政等が協働し、公的な体制による支援と相まって、地域や個人が

抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされました。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援する、という考え方は、障がい者の地域生活の継続支援や、困難を抱える子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念です。この仕組みを活用することで「我が事・丸ごと」の包括的支援体制を整備し、地域共生社会を実現することが求められています。

また、2019（令和元）年6月に国において取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の5つの柱に基づいて施策が推進されています。

更に、平均寿命が伸びている一方、介護が必要な期間が伸びており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

こうした中、国は介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の中で、第8期計画において充実する事項として次の7つを挙げています。

- 1 2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 2 地域共生社会の実現
- 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
- 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 7 災害や感染症対策に係る体制整備

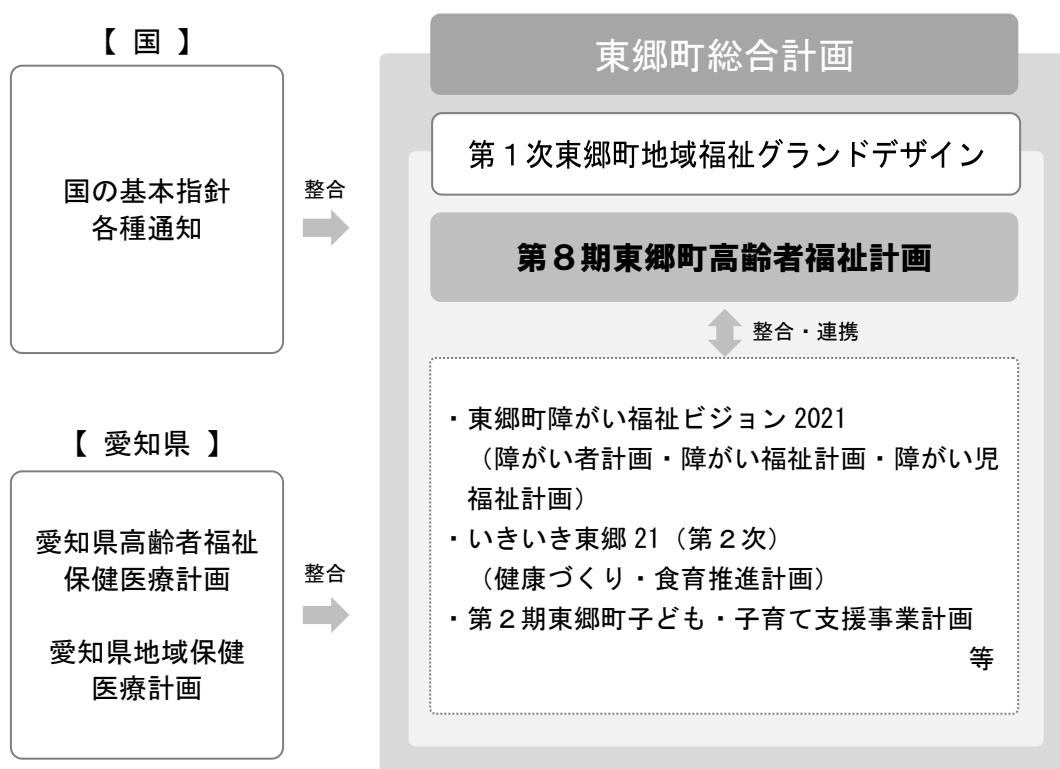
こうした国等の動向及びSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえつつ、2020（令和2）年度には、本計画の第7期計画期間（2018（平成30）年度～2020（令和2）年度）が終了することから、施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025（令和7）年を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す第8期計画を策定します。

2 計画の性格

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に基づき策定する「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

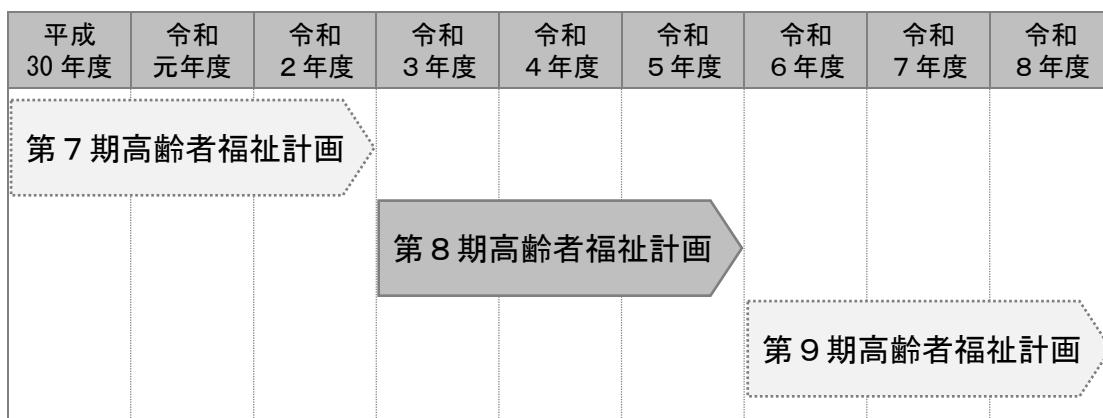
本計画は、本町に住む高齢者が、安心して暮らすことができるよう、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的としています。また、本町における高齢者保健福祉・介護施策の基本的な方針を示すものです。

「地域共生社会」の実現に向けて、2020（令和2）年3月に策定された、年齢や障がいの有無に関係なく、あらゆる人を対象とし、地域共生社会を目指すための「第1次東郷町地域福祉グランドデザイン」の基本理念である『いつでも どこでも だれとでも 心あたたまる町 ほかほかTOGO』をベースとして、「東郷町障がい福祉ビジョン2021」等とも連携しながら、高齢者の地域生活を支援します。



3 計画の期間

本計画における計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間と定めます。



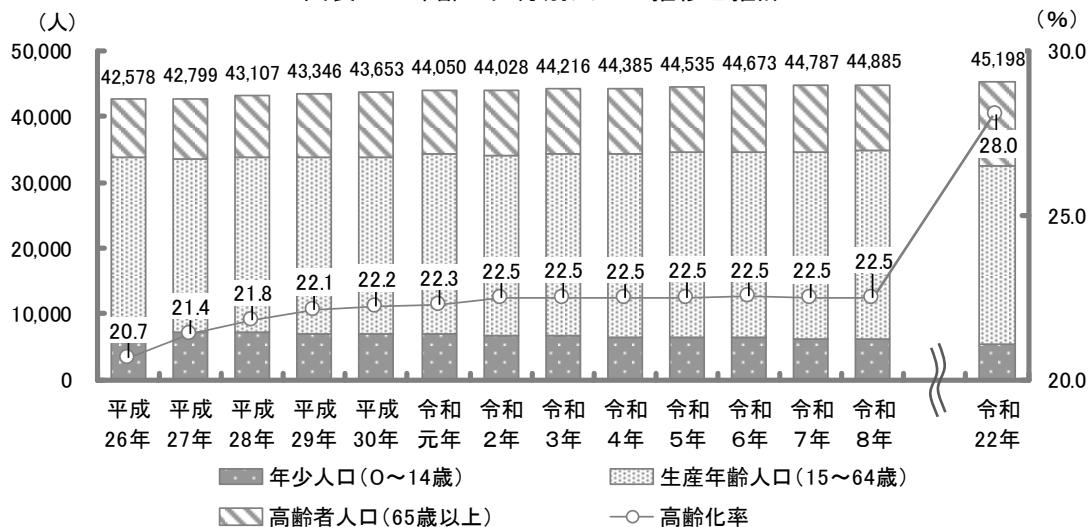
高齢者を取り巻く現況

1 東郷町の現状

(1) 年齢3区分別人口の推移と推計

本町の総人口は令和2年で44,028人となっています。また、高齢者人口(65歳以上)は令和2年では9,898人となっており、平成29年から303人の増加となっています。高齢化率は、平成29年の22.1%に対して令和2年では22.5%と0.4ポイントの増加となっています。今後は高齢者の増加の割合と人口の増加の割合が同程度と推測されるため、高齢化率については大きく増加することはありません。ただし、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年に向け、生産年齢人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えることが見込まれます。

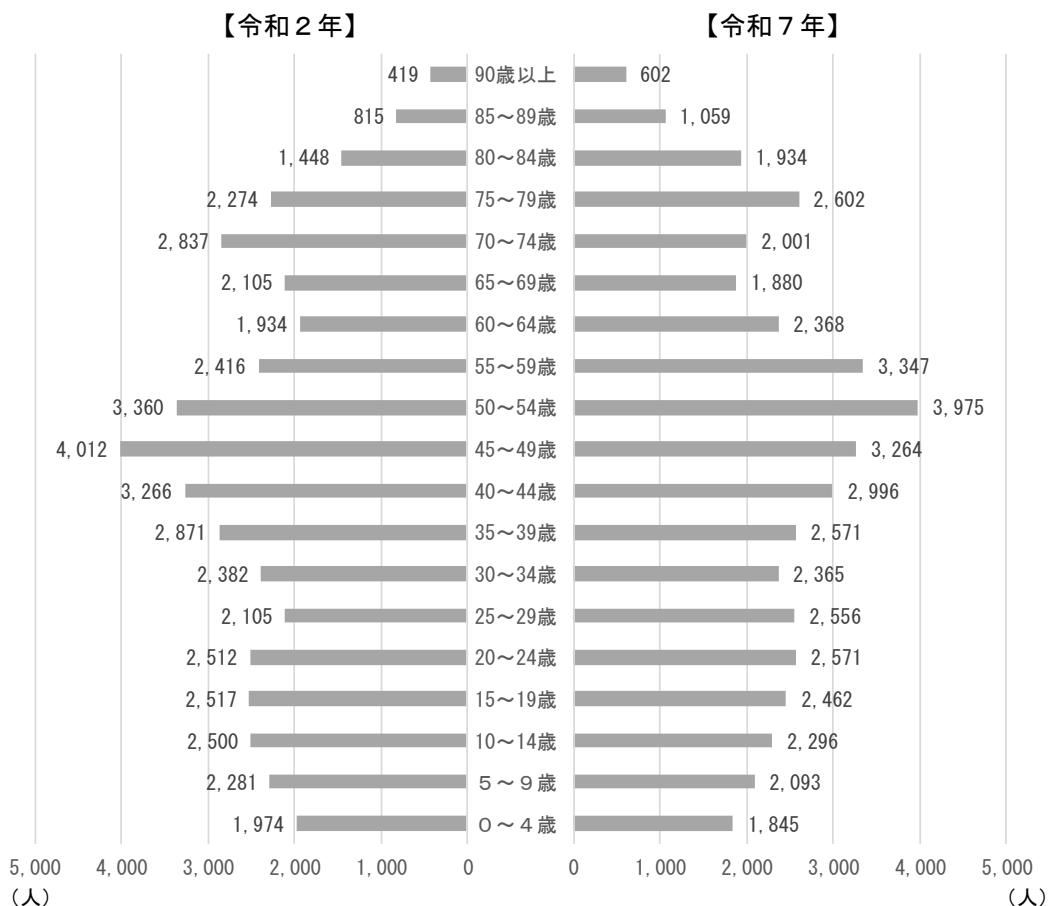
図表1 年齢3区分別人口の推移と推計



	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 22年
年少人口 (0~14歳)	7,254	7,174	7,102	7,013	6,894	6,855	6,755	6,653	6,556	6,443	6,349	6,234	6,131	5,367
生産年齢人口 (15~64歳)	26,525	26,479	26,602	26,738	27,052	27,384	27,375	27,619	27,856	28,067	28,267	28,475	28,650	27,155
高齢者人口 (65歳以上)	8,799	9,146	9,403	9,595	9,707	9,811	9,888	9,944	9,973	10,025	10,057	10,078	10,104	12,676
総人口	42,578	42,799	43,107	43,346	43,653	44,050	44,028	44,216	44,385	44,535	44,673	44,787	44,885	45,198
高齢化率 (%)	20.7	21.4	21.8	22.1	22.2	22.3	22.5	22.5	22.5	22.5	22.5	22.5	22.5	28.0

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）※外国人住民を含む。
令和3年以降はコーホート変化率法により将来人口を推計

図表2 令和2年と令和7年の年齢別人口の比較（人口ピラミッド）



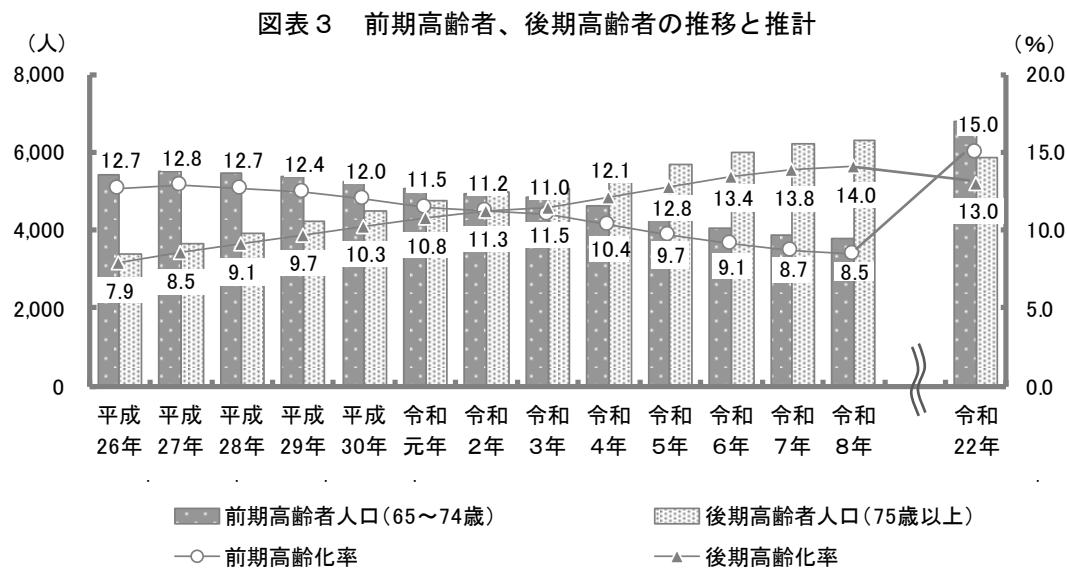
資料：住民基本台帳（令和元年9月末現在）※外国人住民を含む。
令和7年はコーホート変化率法により将来人口を推計

<参考>東郷町総合計画における人口推計

東郷町総合計画の将来人口の見通しでは、5年ごとに行われる国勢調査人口をベースとして推計しており、令和7年の人口が45,420人、65歳以上人口割合が22.9%です。こうした町の見通しも踏まえつつ、本計画では住民基本台帳による1年ごと、1歳階級別の人口をもとに独自に推計を行い、計画の基礎的数値としています。

(2) 前期高齢者、後期高齢者の推移と推計

本町の高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は年々減少しており、令和2年では4,942人となっています。一方で後期高齢者（75歳以上）は年々増加しており、令和2年では4,956人となっています。令和2年に前期高齢者と後期高齢者の割合が逆転し、後期高齢者が急激に増えていますが、令和22年には再び前期高齢者が後期高齢者を上回る見込みとなっています。



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
前期高齢者 (65～74歳) (人)	5,415	5,496	5,481	5,390	5,230	5,052	4,942	4,859	4,607	4,324	4,067	3,881	3,798	6,794
後期高齢者 (75歳以上) (人)	3,384	3,650	3,922	4,205	4,477	4,759	4,956	5,085	5,366	5,701	5,990	6,197	6,306	5,882
前期高齢化率 (%)	12.7	12.8	12.7	12.4	12.0	11.5	11.2	11.0	10.4	9.7	9.1	8.7	8.5	15.0
後期高齢化率 (%)	7.9	8.5	9.1	9.7	10.3	10.8	11.3	11.5	12.1	12.8	13.4	13.8	14.0	13.0

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）※外国人住民を含む。

令和3年以降はコーホート変化率法により将来人口を推計

(3) 高齢者世帯数の推移（単身、夫婦のみ、高齢者を含む世帯数）

高齢者を含む世帯は、2015（平成27）年の国勢調査によると、10年間で2,143世帯増加し、1.6倍になっています。また、高齢者単独世帯も、621世帯増加し、2.2倍に、高齢夫婦のみの世帯も922世帯増加し、1.8倍になっており、急激に増加していることがわかります。

比率でみると、高齢者を含む世帯が全世帯の30%以上となっています。また、高齢者単独世帯と高齢夫婦のみの世帯が全世帯の約20%となっており、高齢者を支える家族介護力の低下が懸念されます。

図表4 高齢者世帯数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯（世帯）	13,442	14,911	15,743
高齢者を含む世帯（世帯）	3,642	4,763	5,785
高齢単独世帯（世帯）	495	760	1,116
高齢夫婦のみの世帯（世帯）	1,128	1,603	2,050
高齢者を含む世帯の割合（%）	27.1	31.9	36.7
高齢単独世帯の割合（%）	3.7	5.1	7.1
高齢夫婦のみの世帯の割合（%）	8.4	10.8	13.0

資料：国勢調査

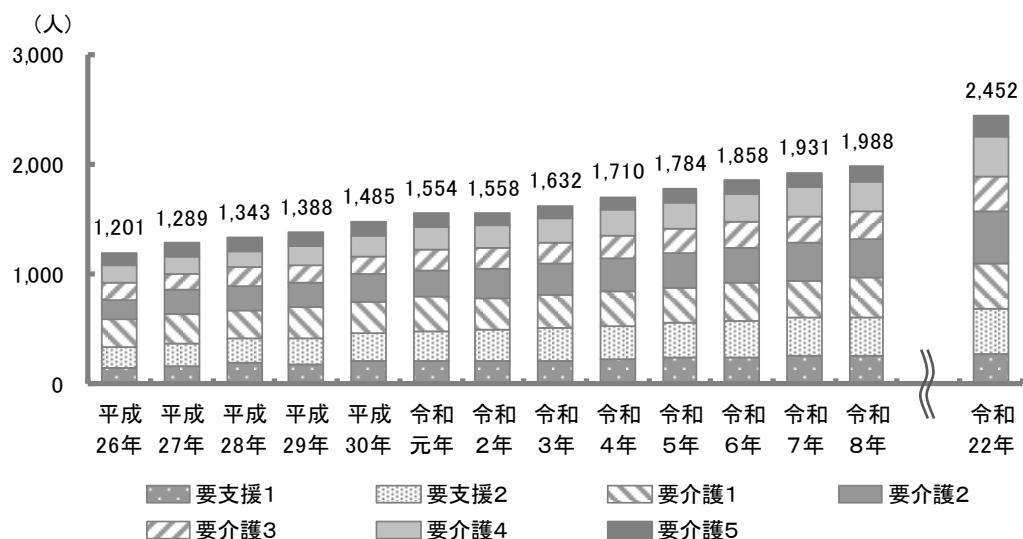


(4) 要支援・要介護認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和2年に1,558人となっています。経年的にみると平成27年から令和2年までの5年間で269人増加しています。今後も高齢者数の増加とともに要支援・要介護者も増加していくと考えられます。

令和22年では、団塊ジュニアが65歳以上となることによる高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は更に増加することが見込まれます。

図表5 要支援・要介護認定者の推移



単位：人

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 22年
要支援1	155	157	192	182	217	213	211	218	227	238	247	256	260	273
要支援2	186	220	224	229	252	276	282	296	308	322	335	346	356	412
要介護1	250	270	263	285	281	303	283	296	307	321	337	346	357	420
要介護2	181	214	219	228	249	252	271	284	301	312	327	342	350	467
要介護3	156	148	164	164	167	189	195	204	215	225	234	246	253	318
要介護4	151	156	156	177	187	199	208	220	232	242	250	263	275	376
要介護5	122	124	125	123	132	122	108	114	120	124	128	132	137	186
合計	1,201	1,289	1,343	1,388	1,485	1,554	1,558	1,632	1,710	1,784	1,858	1,931	1,988	2,452

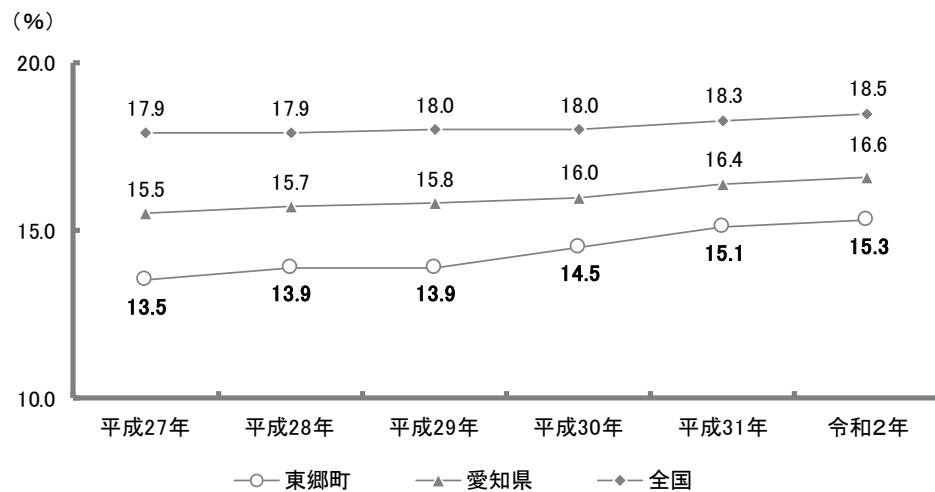
資料：「介護保険事業状況報告」月報（各年9月末現在）

令和3年以降は実績を基に、将来の要支援・要介護認定者数を推計

(5) 要介護認定率の比較

本町の要介護認定率（1号被保険者のうち要支援・要介護認定者の割合）は上昇傾向にあり、令和2年で15.3%となっています。また、県・全国と比較すると低い値で推移しています。

図表6 要介護認定率の比較

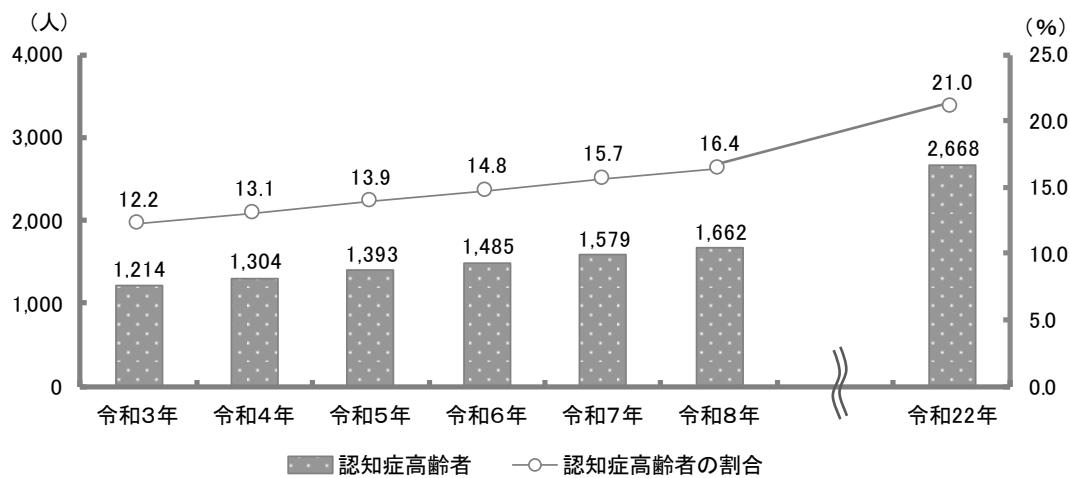


資料：「介護保険事業状況報告」月報（各年3月末現在）
※要支援・要介護認定者は1号被保険者のみ

(6) 認知症高齢者の推計

本町の認知症高齢者は増加傾向となることが予想されており、令和22年で2,668人となる見込みです。

図表7 認知症高齢者の推計



資料：認知症高齢者は府内資料（認定審査に関する資料）から算出
高齢者人口（65歳以上）はコホート変化率法により将来人口を推計
※認知症高齢者とは、認定審査会での判定で、IIa以上の判定を受けた人を指す。
※認知症高齢者の割合は高齢者人口（65歳以上）に占める認知症高齢者の割合。

2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 調査の概要

○ 調査対象

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査：東郷町在住の65歳以上を無作為抽出
- ②在宅介護実態調査：東郷町在住の要支援・要介護認定者を無作為抽出
- ③ケアマネジヤーアンケート：「居宅サービス計画」、「介護予防サービス計画」を作成している介護支援専門員(ケアマネジャー)
- ④サービス事業者アンケート：各介護サービス事業者

○ 調査期間

令和2年1月28日から令和2年2月14日

○ 調査方法

郵送による配布・回収

○ 回収状況

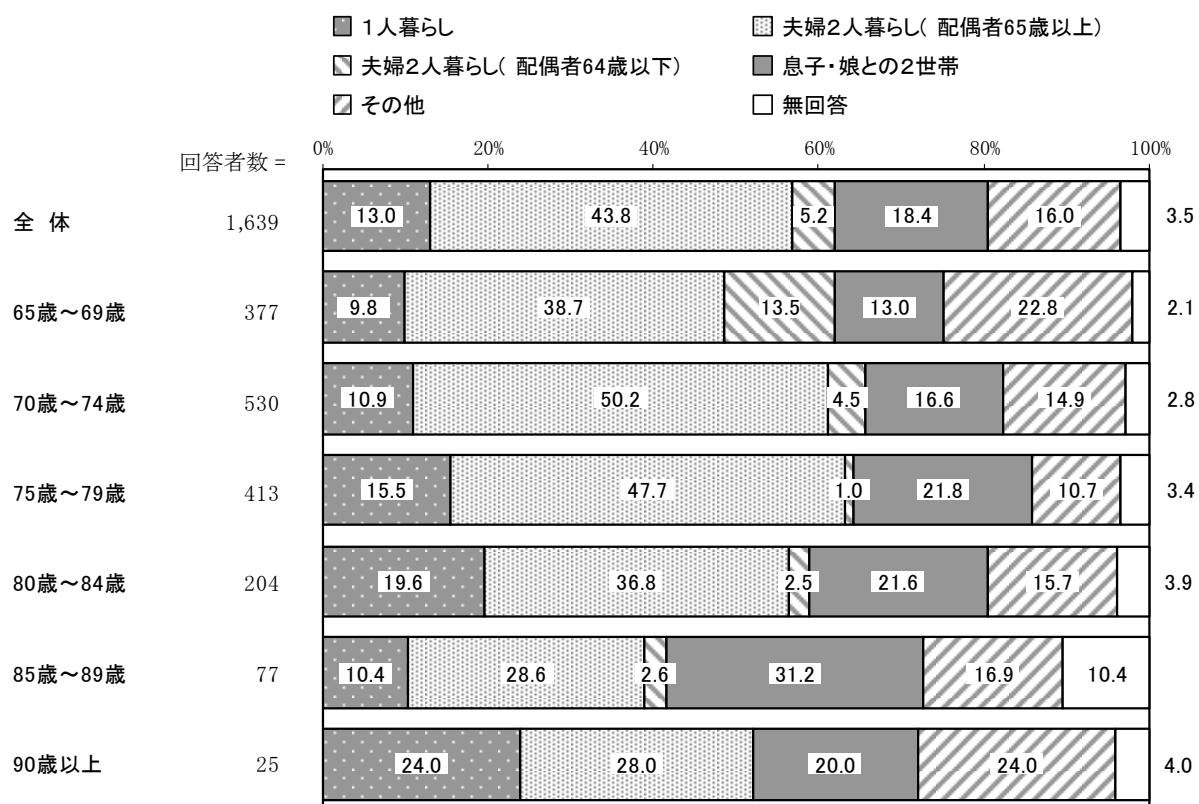
	配 布 数	有効回答数	有効回答率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (一般高齢者調査)	2,200 通	1,639 通	74.5%
②在宅介護実態調査 (要支援者等調査)	1,000 通	613 通	61.3%
③ケアマネジヤーアンケート (ケアマネ調査)	36 通	32 通	88.9%
④サービス事業者アンケート (事業者調査)	30 通	29 通	96.7%

(2) 家族構成や暮らし向きについて

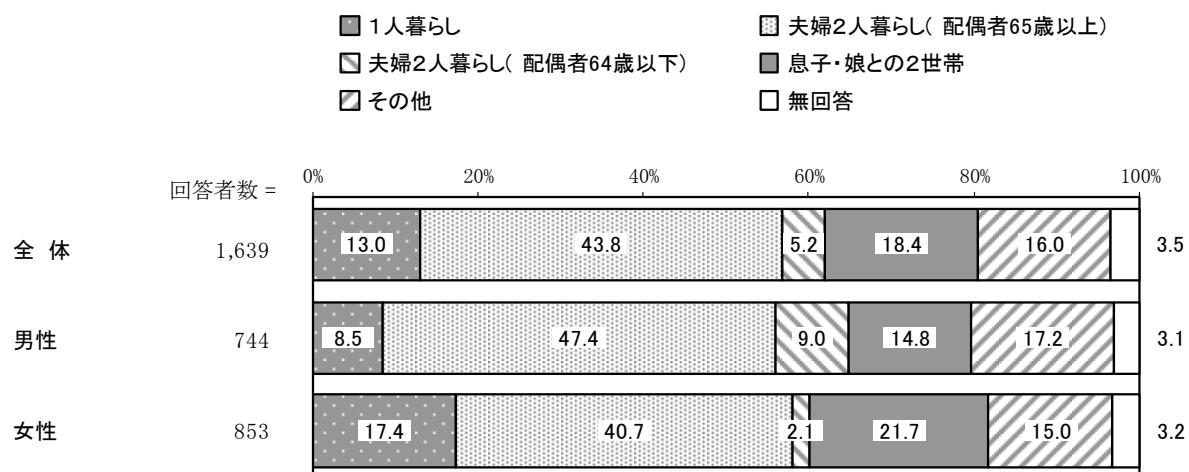
70歳以上では高齢者のみ世帯（一人暮らしと配偶者が65歳以上の夫婦二人暮らし）が6割近く、年齢が上がるほど一人暮らしが増えています。一人暮らしの割合は全体の13.0%で、女性（17.4%）が男性（8.5%）より高くなっています。

現在の暮らし向きについて、一般高齢者では「ふつう」が63.6%を占めるものの、「大変苦しい」「やや苦しい」が合わせて23.2%となっています。今住んでいる家（所）に住み続けたいとの回答も92.4%あることから、高齢者が様々な生活環境にあっても安心して生活できる地域となるよう取り組んでいく必要があります。

図表8 年齢別家族構成【一般高齢者調査】一般高齢者のみ

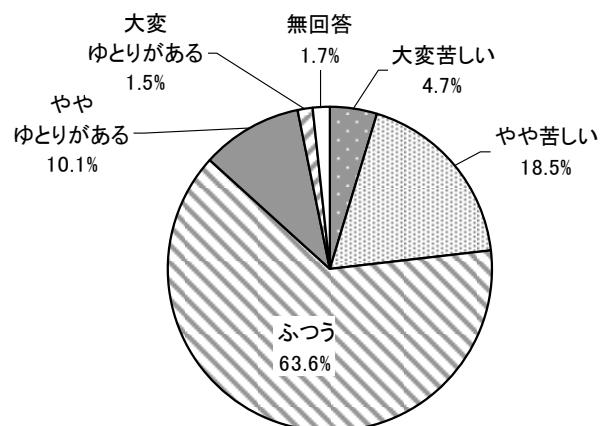


図表9 男女別家族構成【一般高齢者調査】



図表10 暮らし向き

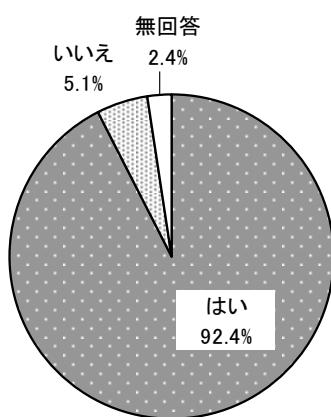
【一般高齢者調査】



回答者数 = 1,639

図表11 今住んでいる家（所）に住み続けたいか

【一般高齢者調査】



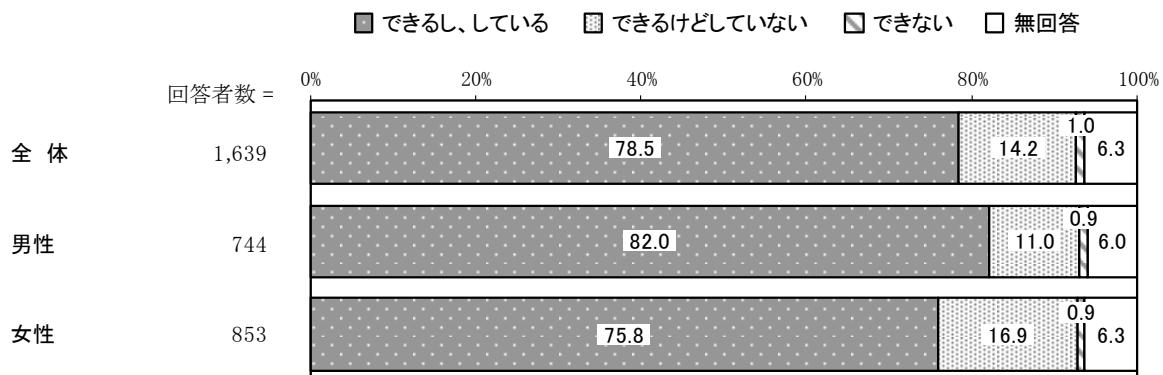
回答者数 = 1,639

(3) 日常生活の状況について

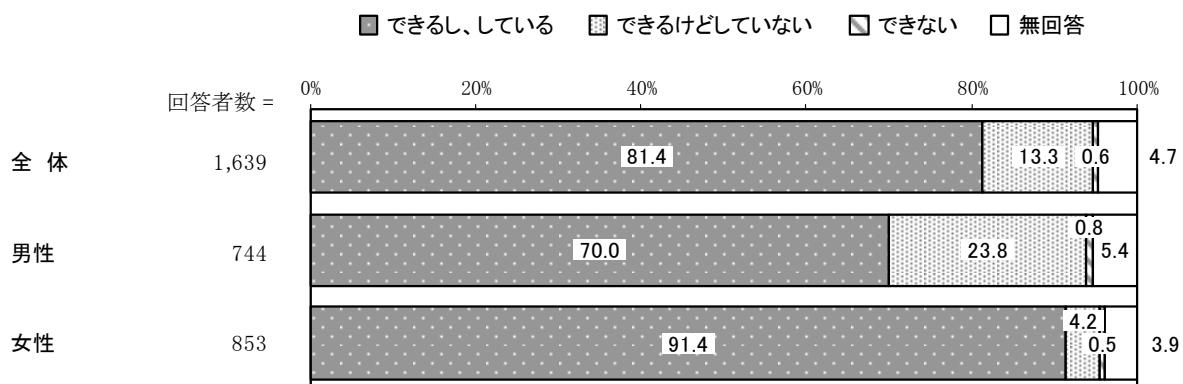
一般高齢者の日常生活の状況について、一人での外出は78.5%、食品・日用品の買い物は81.4%、食事の用意は67.0%、預貯金の出し入れは81.3%の人が「できるし、している」と回答しています。

男性は女性と比較してバスや電車等（自家用車含む）での外出はしていますが、食事の支度はしていません。女性はその逆など男女間で日常的に行っている事に差があるため、配偶者が要介護となった場合や離別・死別等で一人暮らしになった場合等、住み慣れた地域で自立した生活を送るために、様々なニーズに応じた日常生活支援策を検討していく必要があります。また、健康状態が「よい」（とてもよい／まあよい）という人は約8割となっており、できるだけ要介護状態にならないよう、自ら介護予防に取り組める支援や周知啓発が必要です。

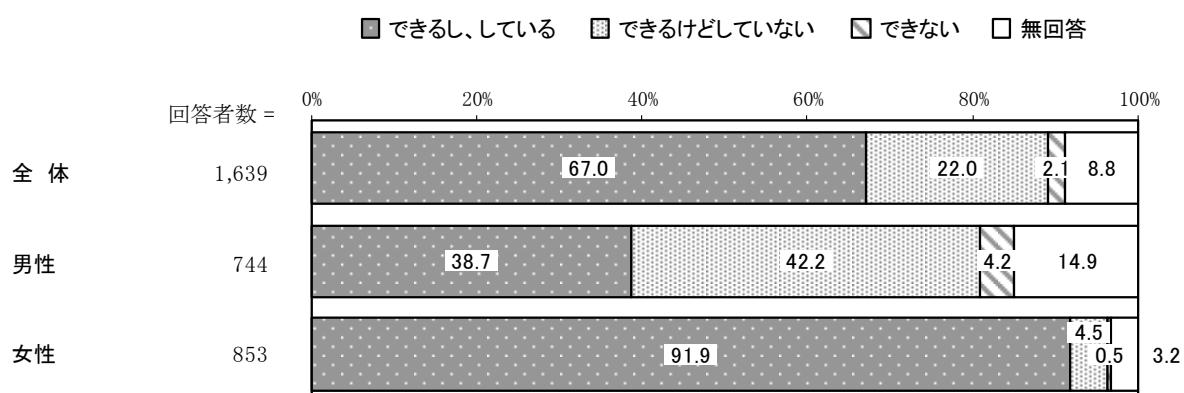
図表12 バスや電車等（自家用車含む）を使って一人で外出していますか
【一般高齢者調査】



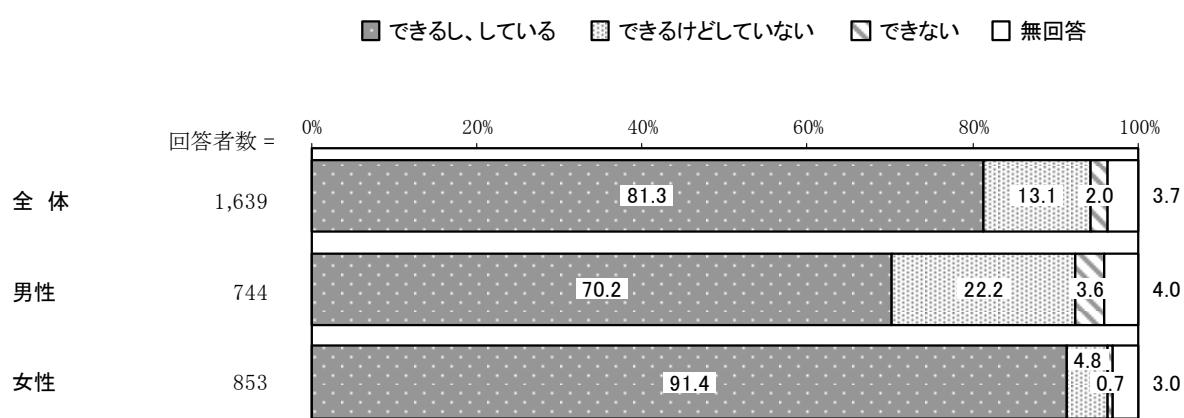
図表13 自分で食品・日用品の買い物をしていますか 【一般高齢者調査】



図表 14 自分で食事の用意をしていますか【一般高齢者調査】

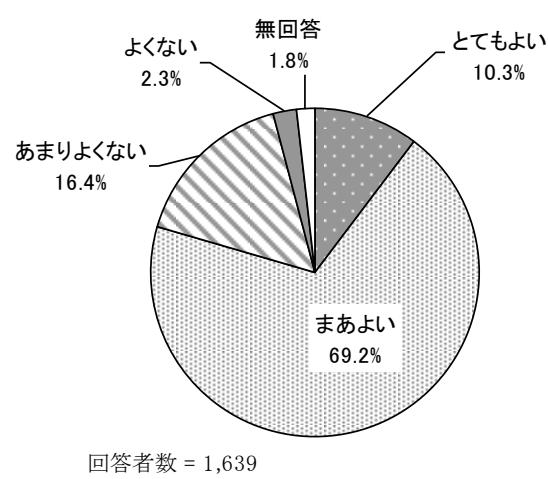


図表 15 自分で預貯金の出し入れをしていますか【一般高齢者調査】



図表 16 健康状態

【一般高齢者調査】



(4) 外出について

過去1年間に転んだ経験が「1度以上ある」人は、全体で3割以下ですが、転倒に対して「不安」（とても不安／やや不安）という人は半数近くいます。

外出の頻度について週5回以上外出する人が全体で48.7%、週2～4回が41.3%となっています。

外出を控えている人のうち、外出を控えている理由として「健康上・体力的に外出できない」が最も多く、「外での楽しみがない」が2番目に多くなっています。

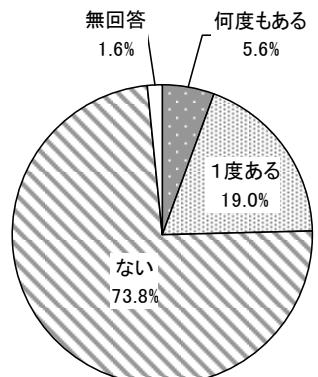
高齢者社会参加ポイント制度について知っている人は全体の約4割で、外出頻度別にみると「ほとんど外出しない」人の7割が制度を「知らない」と答えています。

今後も、外出したくなるよう社会参加、生きがいづくり、居場所づくり等の支援を強化していく必要があります。

要支援者等調査によれば、今後の在宅生活の継続のために必要な支援・サービスとして、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」や「外出同行（通院、買い物支援等）」への要望が高くなっています。

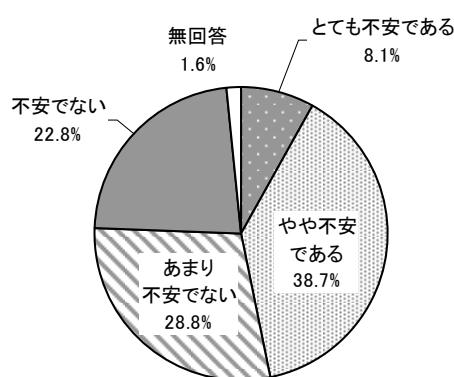
現在、病院の付き添いや送り迎えは家族（介護者）が担っています。主な介護者は60代、70代の配偶者であるため、運転免許証の返納等で今後外出支援サービスを利用したい人が更に多くなっていくと考えられます。また、一般高齢者調査においても外出の手段がない人が約2割おり、高齢者の外出を支援する施策が必要です。

図表17 過去1年間に転んだ経験
【一般高齢者調査】



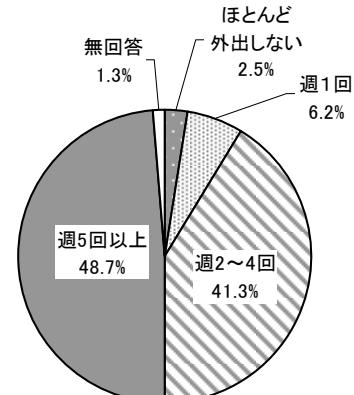
回答者数 = 1,639

図表18 転倒に対する不安
【一般高齢者調査】



回答者数 = 1,639

図表19 外出の頻度
【一般高齢者調査】

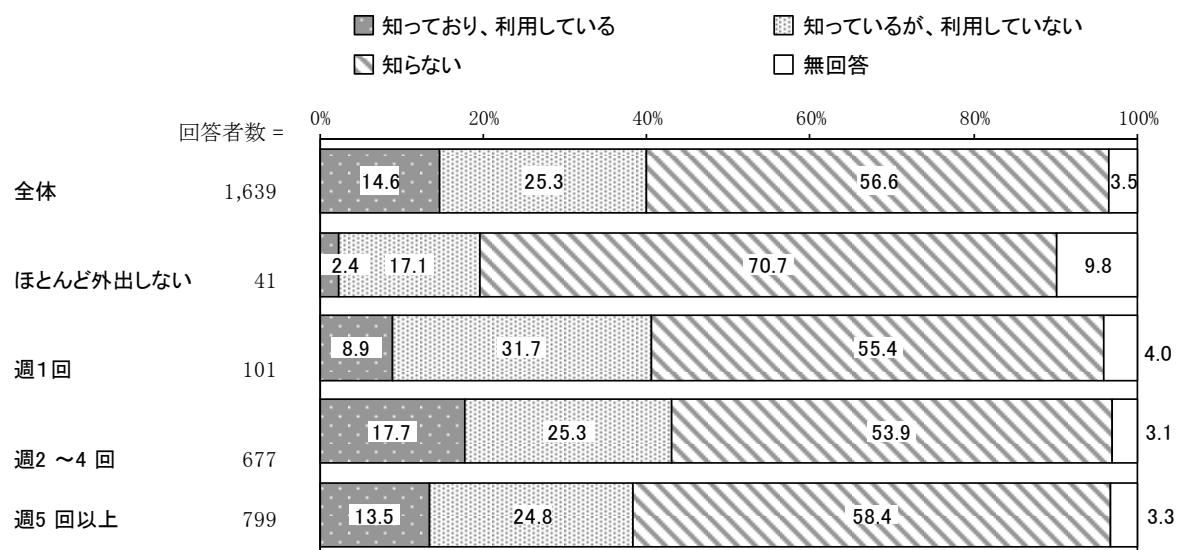


回答者数 = 1,639

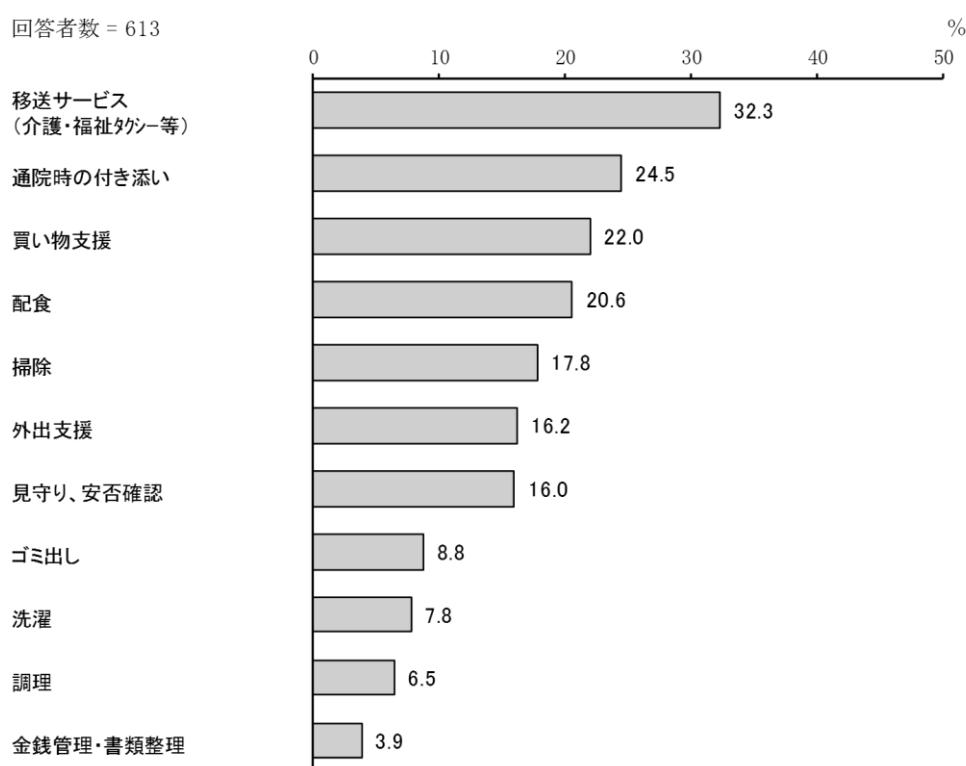
図表 20 外出を控えている理由【一般高齢者調査】

第1位	第2位	第3位
健康上・体力的に外出できない	外での楽しみがない	経済的に出られない

図表 21 外出頻度別社会参加ポイント制度の認知度【一般高齢者調査】



図表 22 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス【要支援者等調査】



(5) 地域活動について

一般高齢者の地域活動（ボランティアや趣味等）の参加頻度については、いずれも「参加していない」が最も多くなっており、一般高齢者の「就労収入のある仕事」については「週4回以上」の人が平成28（2016）年度調査（前回調査）より3.7ポイント減少しています。回答者に後期高齢者の割合が増加していることが原因と考えられます。

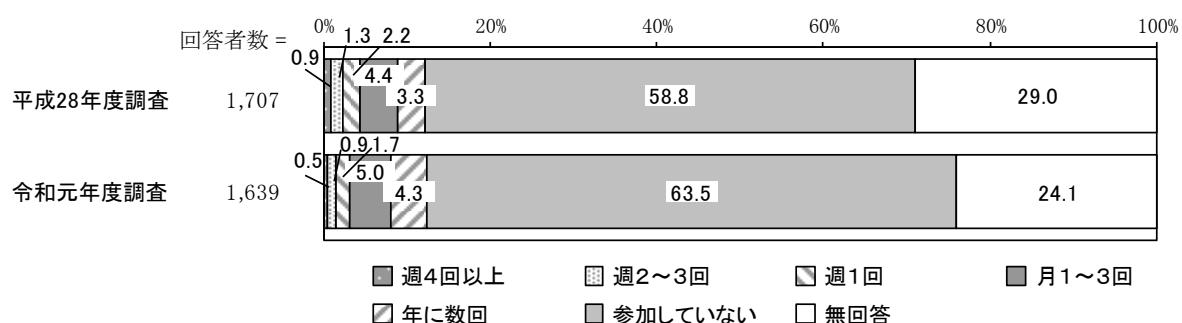
趣味や特技を活かせる場所がある人は25.3%となっています。また、健康づくりや趣味等のグループ活動を通じた地域づくりへ“参加者”としての参加意向について一般高齢者の半数を超える人が「参加」（是非参加したい／参加しても良い）と答えており、更に“企画運営（お世話役）”としての参加意向は一般高齢者では34.4%の人が「参加」と答えています。

こうした意向を実際の行動につなげられるよう、住民主体の地域活動を推進させていくための支援体制を整えていく必要があります。

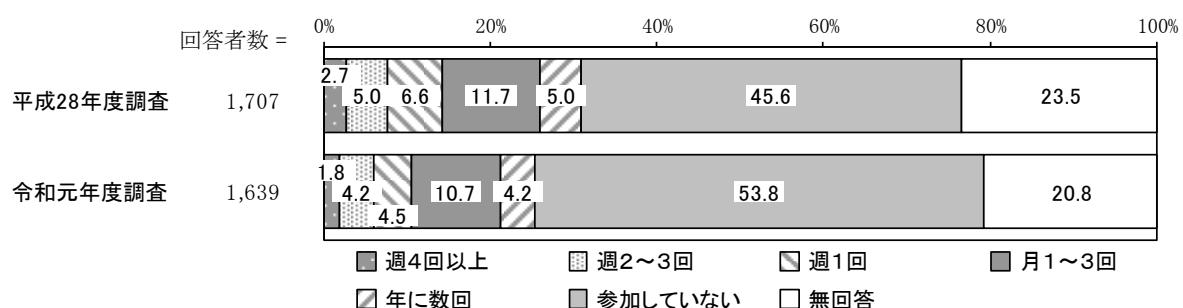
地域の人に対して手助けや協力できることとして「声かけや安否確認」「災害時の手助け」がそれぞれ5割近く挙げられました。また、地域の人に対して手助けや協力をしてほしいこととして「災害時の手助け」が5割、「声かけや安否確認」が3割近く挙げられました。支え合いの重要性に関する周知・啓発を進めることで、支え合いの土壤を育むとともに、避難行動要支援者登録を進め、実際に活用できるようにすることが必要です。

問題や課題があった場合の解決方法について、3割近い人が「地域住民による助け合いと行政の協力によって行った方が良いと思う」と回答しています。地域と行政の協働による課題解決が求められています。

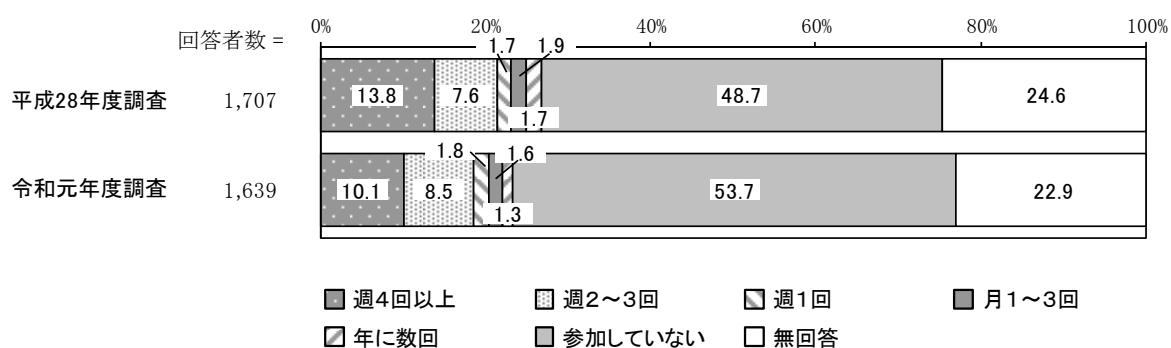
図表23 ボランティアのグループ【一般高齢者調査】



図表24 趣味のグループ【一般高齢者調査】

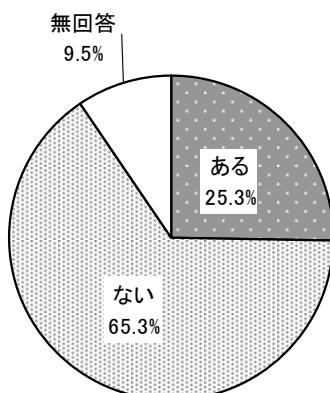


図表 25 就労収入のある仕事【一般高齢者調査】



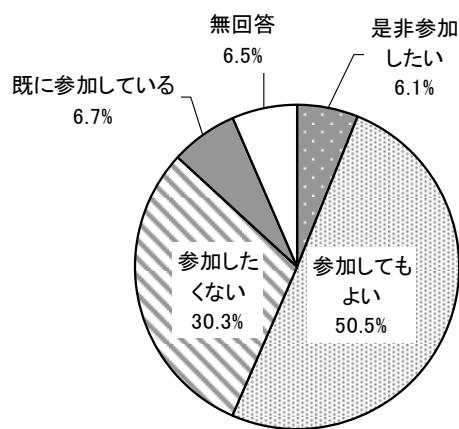
図表 26 あなたの趣味や特技を活かせる場所が
地域の中にありますか

【一般高齢者調査】



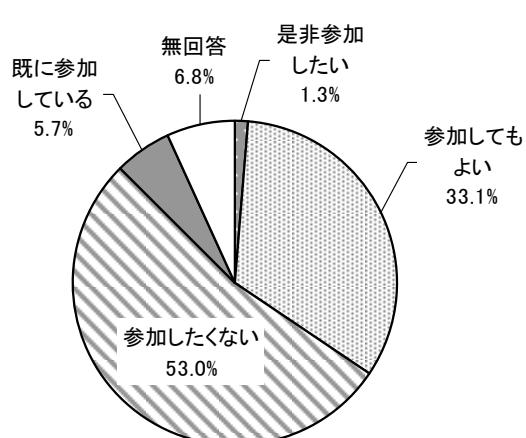
回答者数 = 1,639

図表 27 健康づくりや趣味等の地域活動への
“参加者”としての参加意向
【一般高齢者調査】



回答者数 = 1,639

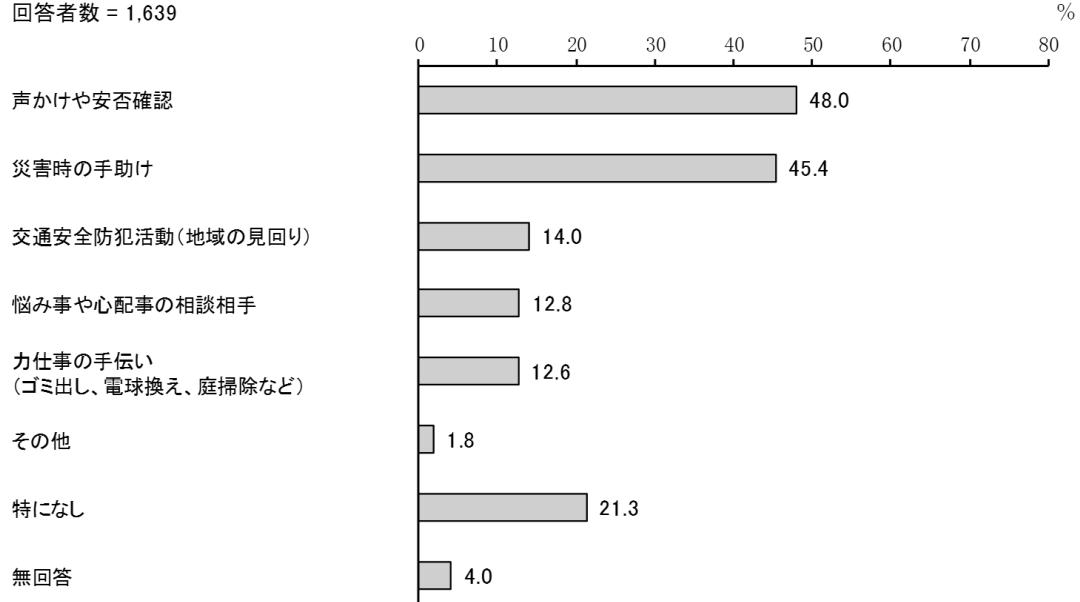
図表 28 健康づくりや趣味等の地域活動への
“企画運営”としての参加意向
【一般高齢者調査】



回答者数 = 1,639

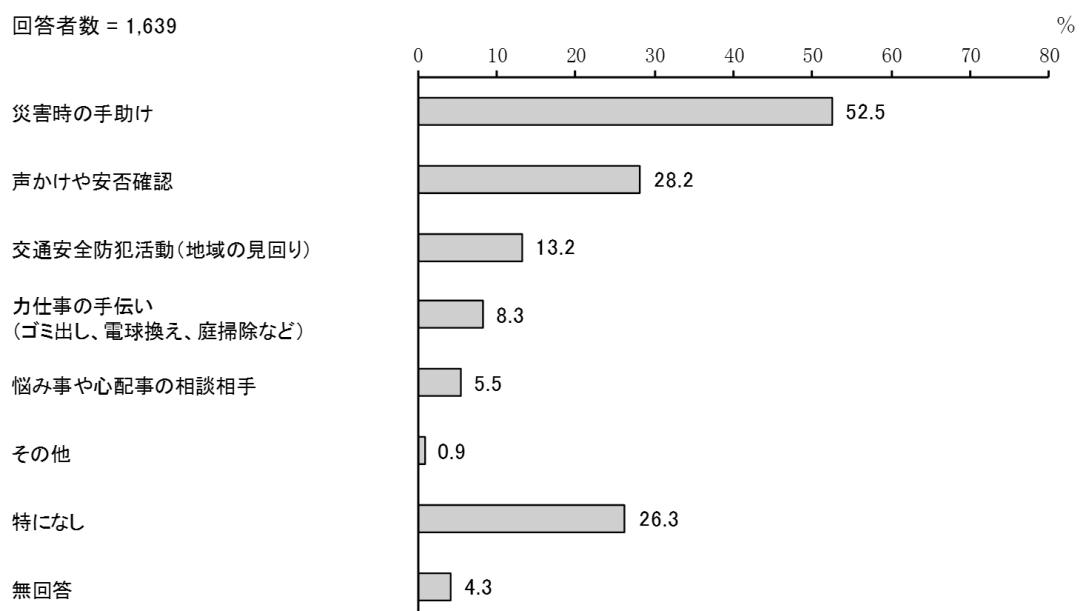
図表 29 地域の人にどのような手助けや協力をできるか【一般高齢者調査】

回答者数 = 1,639

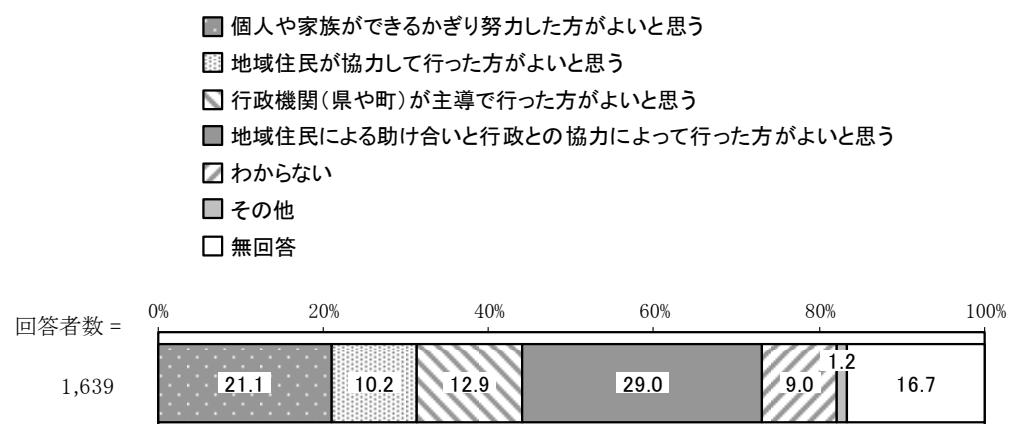


図表 30 地域の人にどのような手助けや協力をしてほしいか【一般高齢者調査】

回答者数 = 1,639



図表 31 問題や課題があった場合の解決方法【一般高齢者調査】



(6) 介護者について

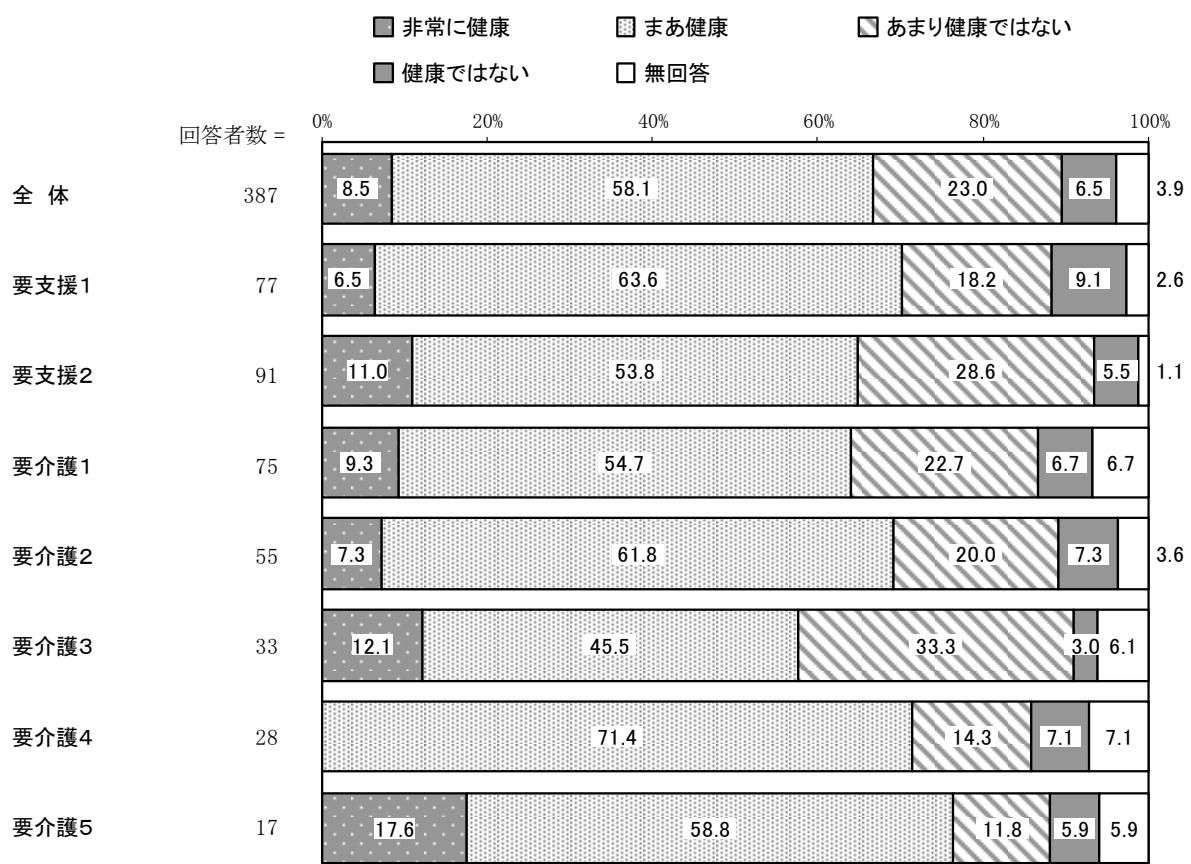
介護者の健康状態は「健康」(非常に健康／まあ健康)が66.6%、「不健康」(健康ではない／あまり健康ではない)が29.5%となっています。要介護度別でも「健康」が「不健康」を上回るもの、「要支援2」、「要介護3」では「不健康」が3割以上となっています。

要支援者等調査によると、介護中、本人に対してイライラすることが「ある」(よくある／ときどきある)は56.8%となっています。また、20.9%が介護の手助けや介護に関する悩みを相談できる人がいないと回答しています。

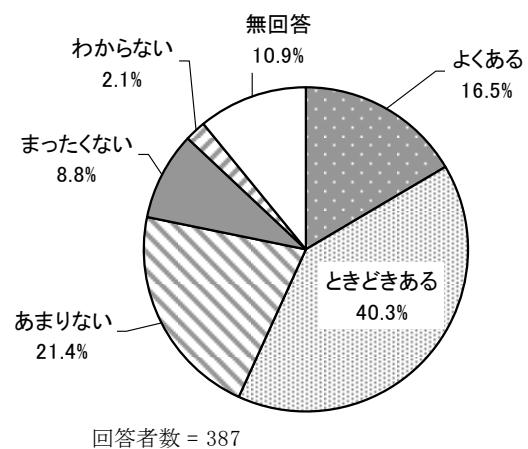
主な介護者的人が不安に感じる介護については「外出の付き添い、送迎等」「認知症状への対応」が多く挙げられました。

介護者への支援では、適切なサービス利用による介護負担の軽減とともに、介護者の負担感や不安感に寄り添うことのできる相談支援体制を充実させる必要があります。

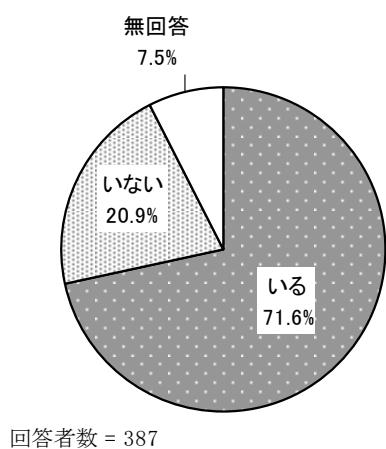
図表32 介護者の健康状態【要支援者等調査】



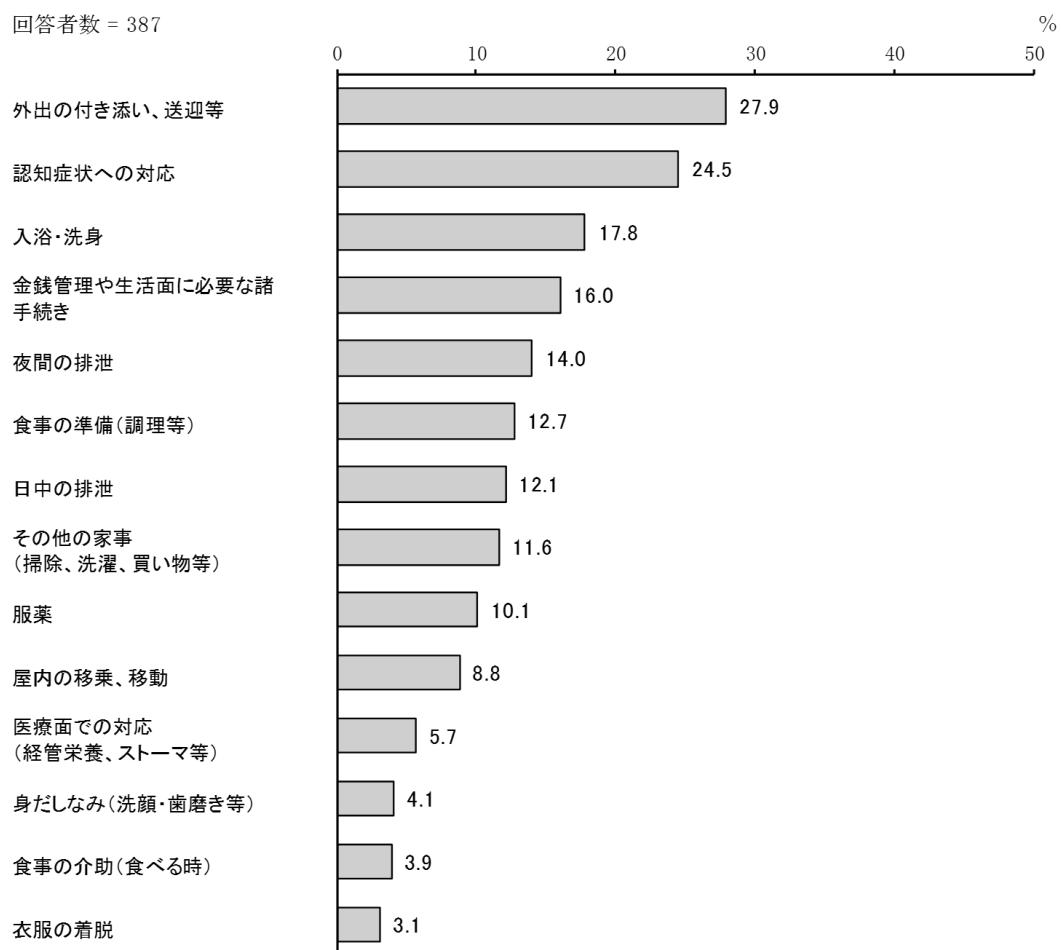
図表 33 介護中、本人に対してイライラすること
【要支援者等調査】



図表 34 介護の手助けや介護に関する悩みを相談
できる人はいますか【要支援者等調査】



図表 35 主な介護者の方が不安に感じる介護等について【要支援者等調査】



(7) 介護と仕事の両立について

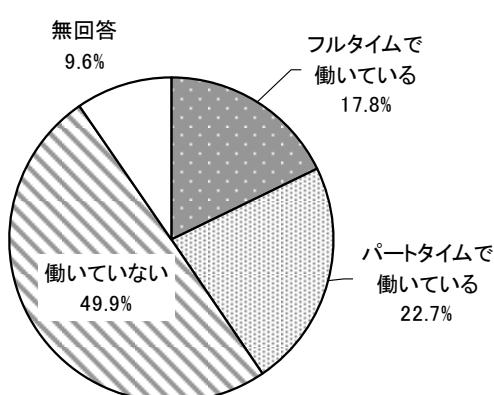
在宅介護を支えている主な介護者は配偶者か子で、男性より女性が多く、年齢では60代、70代が中心です。このため、半数近くが「働いていない」状況で、働いている人の割合は、「フルタイム」または「パートタイム」をあわせると40.5%となっています。

仕事をしながら介護を続けている人の中には、短時間勤務や残業免除など労働時間を調整したり、有給休暇や介護休暇を取りながら働いている人もいます。

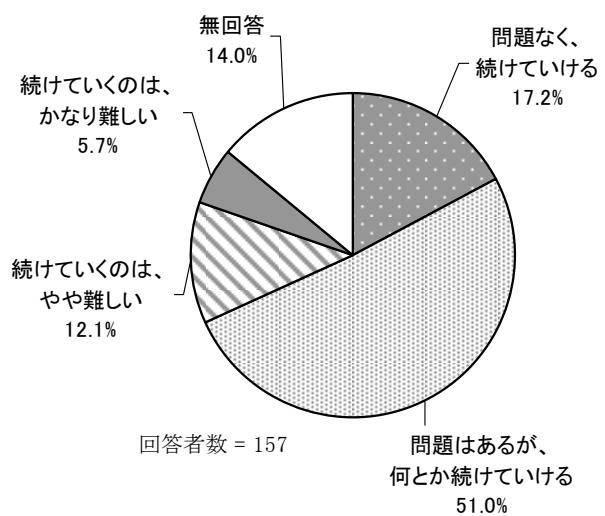
今後の見通しとして「問題なく、続けていける」が17.2%、「問題はあるが、何とか続けていける」が51.0%と約7割が継続可能と答えている一方、「続けていくのは、やや難しい／かなり難しい」人があわせて17.8%います。介護を主な理由として過去1年の間に仕事を辞めた人は、8.5%となっています。また、勤め先における仕事と介護の両立支援として「制度を利用しやすい職場環境」や「介護休暇や介護休業等の充実」、「労働時間の柔軟な選択」などが求められています。

今後、在宅での介護を必要とする人や、働きながら介護を担う人が更に増加すると見込まれることから、「介護離職ゼロ」に向けた各種取組の情報提供、周知啓発を行う必要があります。

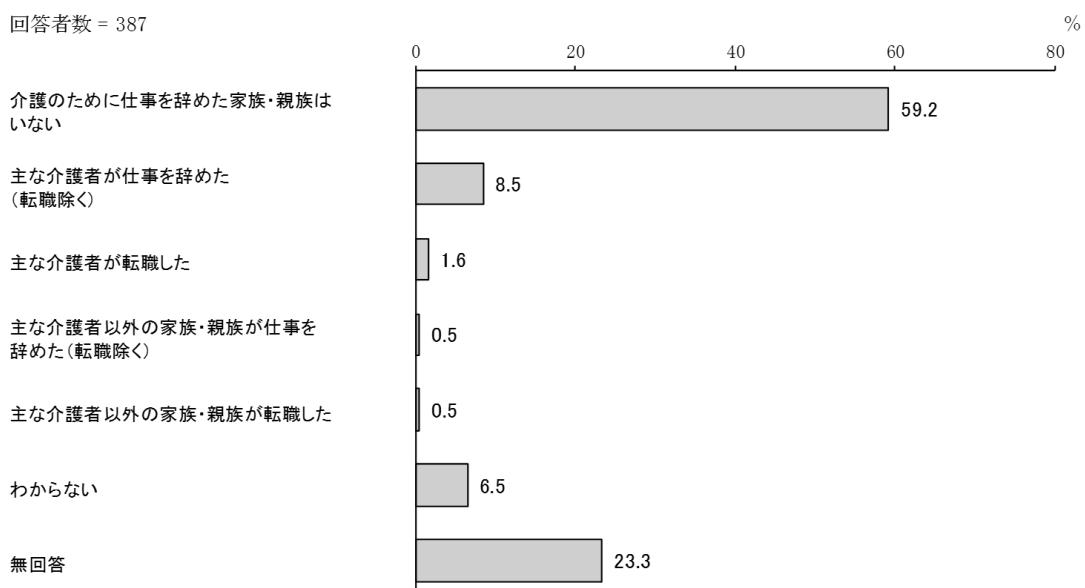
図表 36 主な介護者の勤務状況
【要支援者等調査】



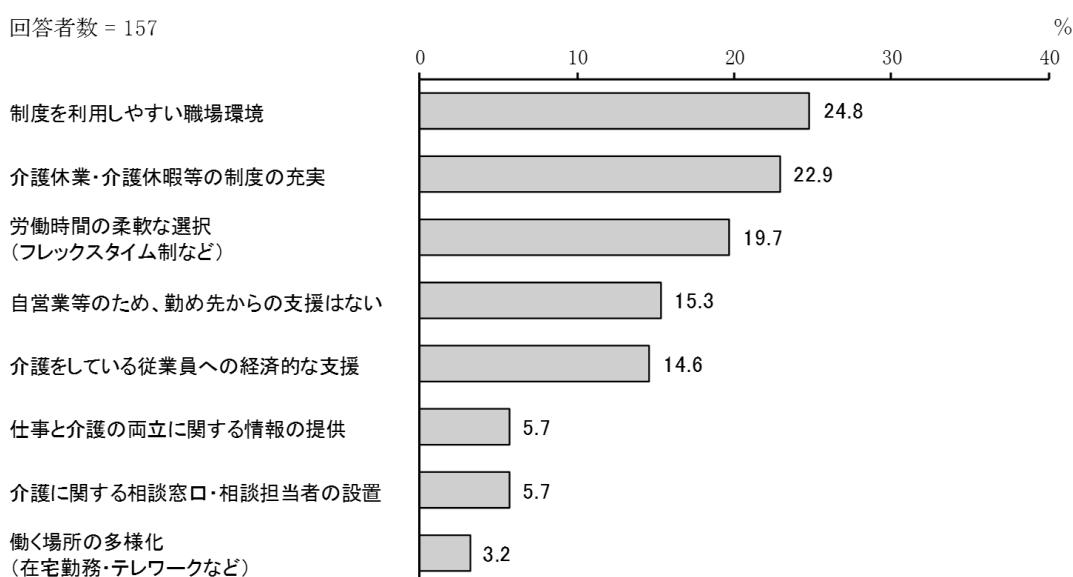
図表 37 今後の在宅介護の見通し
【要支援者等調査】



図表38 介護を主な理由として過去1年の間に仕事を辞めた人【要支援者等調査】



図表39 仕事と介護の両立に効果的と思われる支援【要支援者等調査】



(8) サービスの利用や提供の状況について

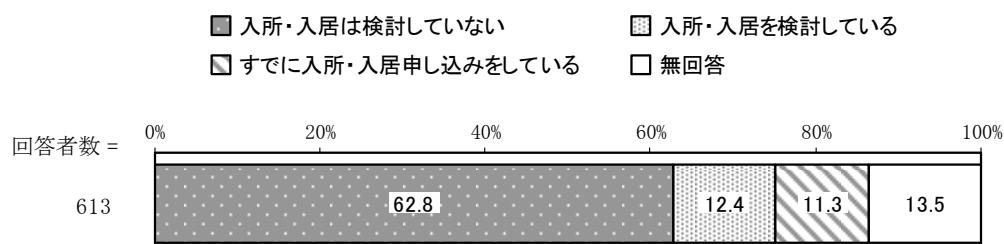
要支援者等調査では、現時点での施設等への入所・入居の検討状況について、6割を超える人が「入所・入居は検討していない」と回答しています。

一方、ケアマネ調査では、不足していると思うサービスとして「訪問介護」の割合が63.2%と最も高くなっています。在宅生活を支えるために基準緩和訪問型サービスを含めた訪問型サービスの整備が必要です。

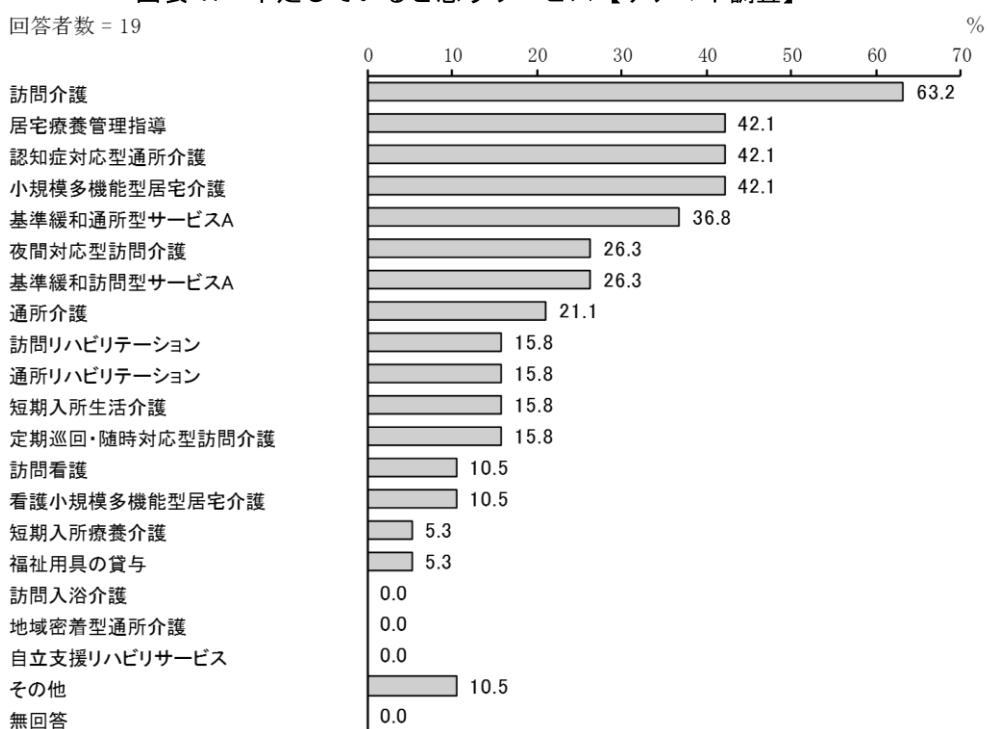
一般高齢者調査によると、地域包括支援センターの認知度は約4割となっています。一方、要支援者等調査によると、地域包括支援センターの認知度は約7割となっており、利用経験も約6割あります。認知度、利用経験ともに日常生活圏域別に違いはありませんでした。

また、平成27年12月から開始された、専門職同士が医療と介護の情報共有をするための電子@連絡帳「レガッタネットとうごう」の利用経験はサービス提供事業者で約4割となっています。2020（令和2）年度に県内35市町村の協定締結により電子@連絡帳の広域化が始まったことから、保健・医療・福祉等の関係者が情報共有や連絡相談を適宜行えるように今後も利用を促進する必要があります。

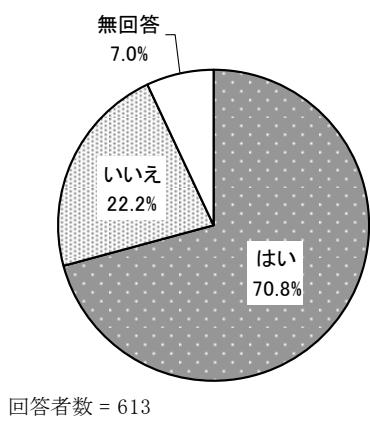
図表 40 現時点での施設等への入所・入居の検討状況【要支援者等調査】



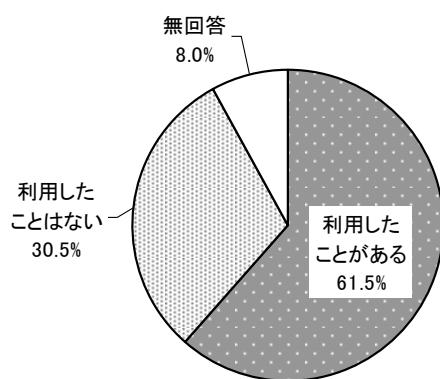
図表 41 不足していると思うサービス【ケアマネ調査】



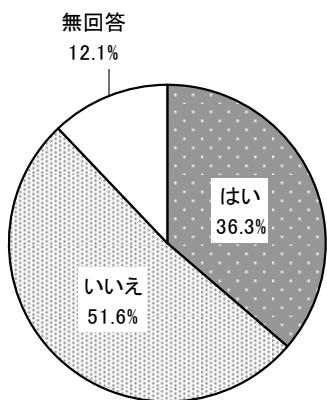
図表 42 地域包括支援センターについて
知っていますか【要支援者等調査】



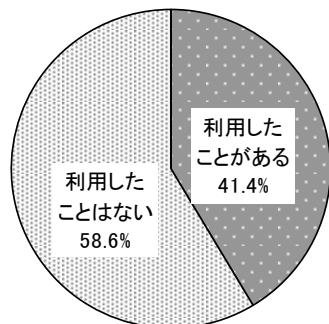
図表 43 地域包括支援センターの利用状況
【要支援者等調査】



図表 44 地域包括支援センターについて
知っていますか。【一般高齢者調査】



図表 45 レガッタネットとうごうの利用状況
【事業者調査】



(9) 介護保険制度について

要支援者等調査によれば、介護保険サービスの利用状況は62.2%が「利用」しており、要介護度別では要介護2、3の利用率は約7割となっています。

介護保険サービスを利用していない理由として「現状ではサービスを利用するほどの状態ではない」、「家族に介護をしてもらうため必要ない」が多く挙げられています。

今後の介護保険料のあり方について、6割以上の方が「介護サービスは現在の保険料でまかなえる範囲でよい」と回答しています。

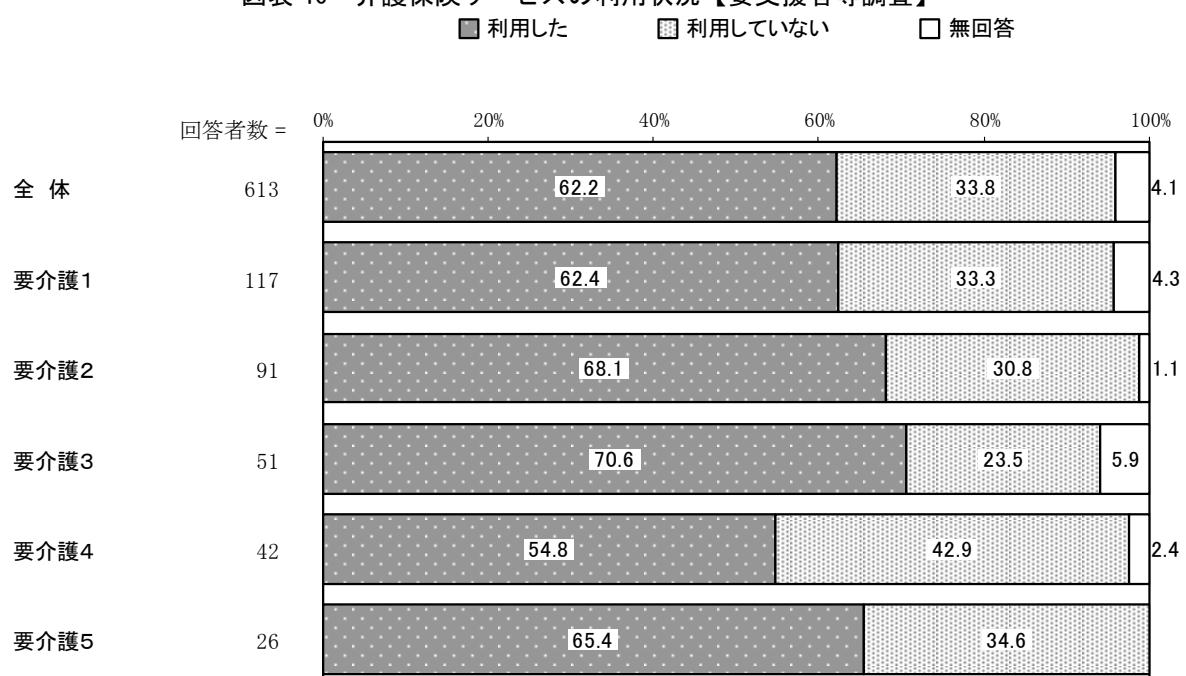
要支援者等調査によると、今後利用したい又は必要だと思われるサービスとして「在宅で生活するためのデイサービスやヘルパーなど」が4割弱となっています。また、ケアマネ調査によると、今後、高齢者の保健福祉や介護予防等に関する取組を進めていくうえで重点を置くべき事として「高齢者の生活支援や見守り活動への支援」、「認知症など、判断能力が低下した場合の支援体制の充実」がそれぞれ4割以上となっています。

事業者調査によると、職員数が「不足している」(やや不足している／不足している)事業者は72.1%となっています。

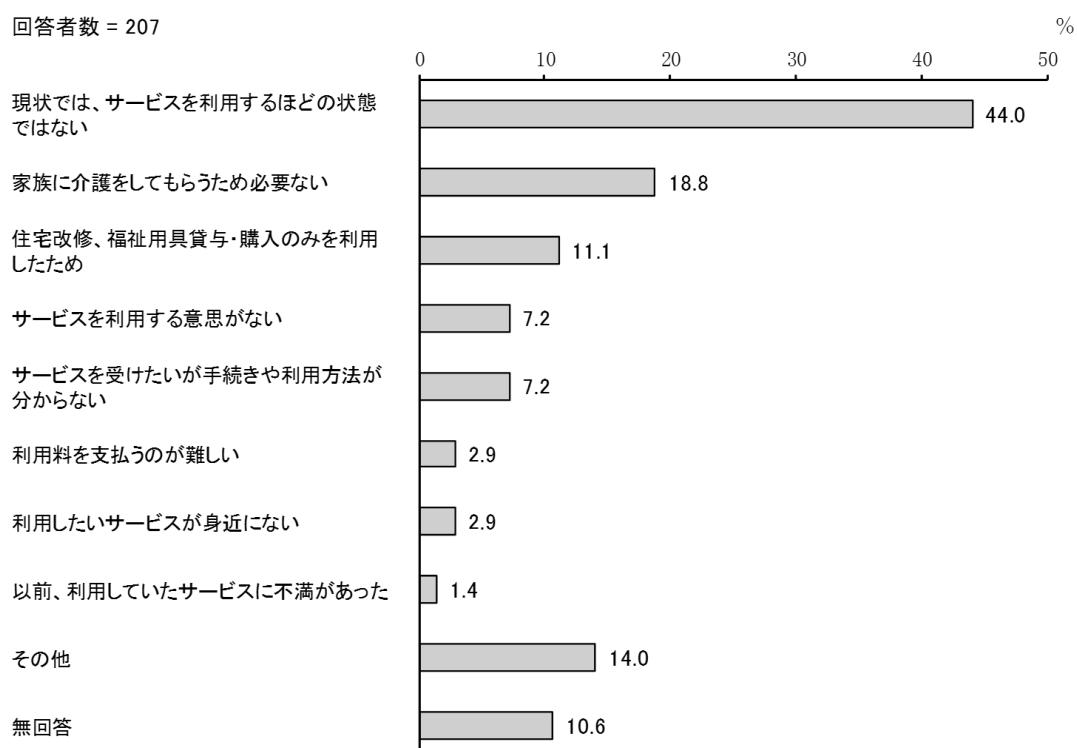
今後も供給サービスと保険料負担のバランスに考慮しながら制度を維持し、適切なサービス利用につながるよう、ケアマネジメントの質の向上等による給付の適正化、介護職員の確保を含めた在宅介護を続けていくため、基準緩和型サービスの充実などの体制の整備、要介護にならないための介護予防の充実、介護保険サービスのみに頼らない支え合いの体制づくり等を推進していく必要があります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業が始まって4年経過しましたが、認知度が3割弱となっています。介護予防・日常生活支援総合事業は、今後、高齢化に伴う要介護認定者の増加を抑制するための重要な事業です。地域住民等への啓発を通して介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な実施と多様な主体の参画を進めることが必要です。

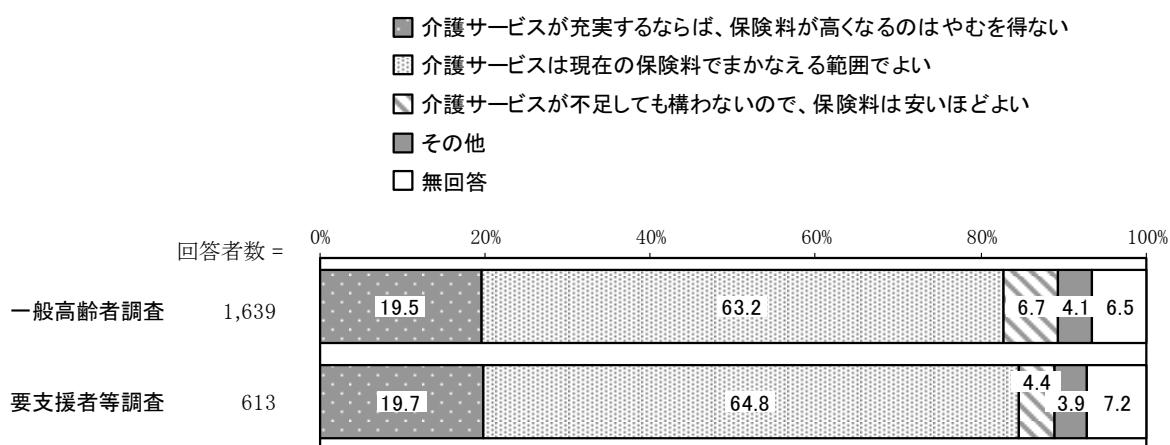
図表 46 介護保険サービスの利用状況【要支援者等調査】



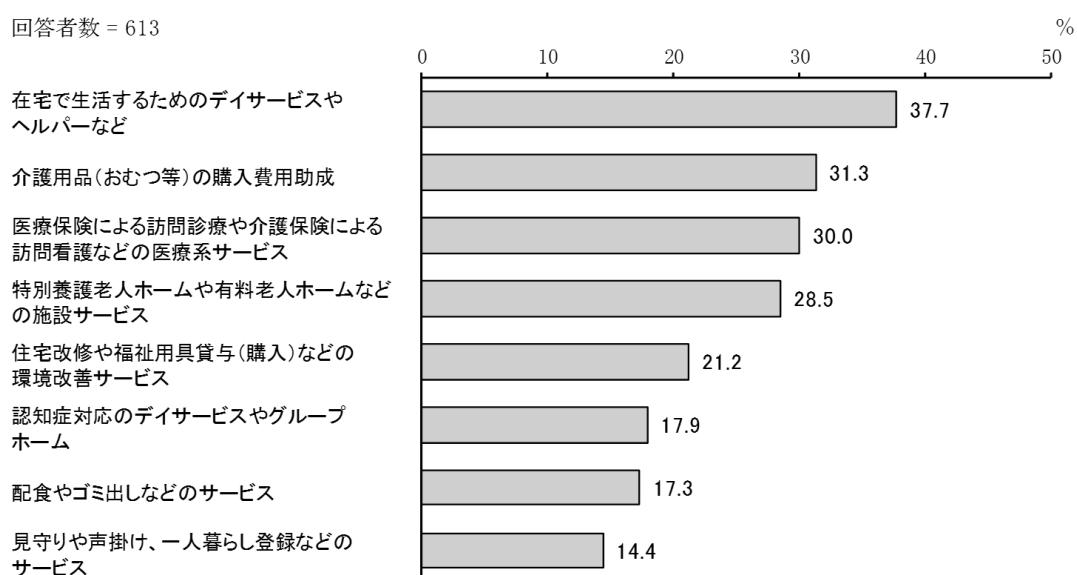
図表 47 介護保険サービスの利用状況【要支援者等調査】



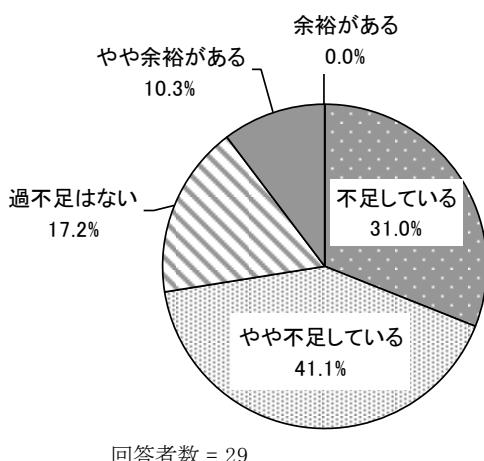
図表 48 今後の介護保険料のあり方についてあなたの考えに一番近いものはどれですか
【要支援者等調査】



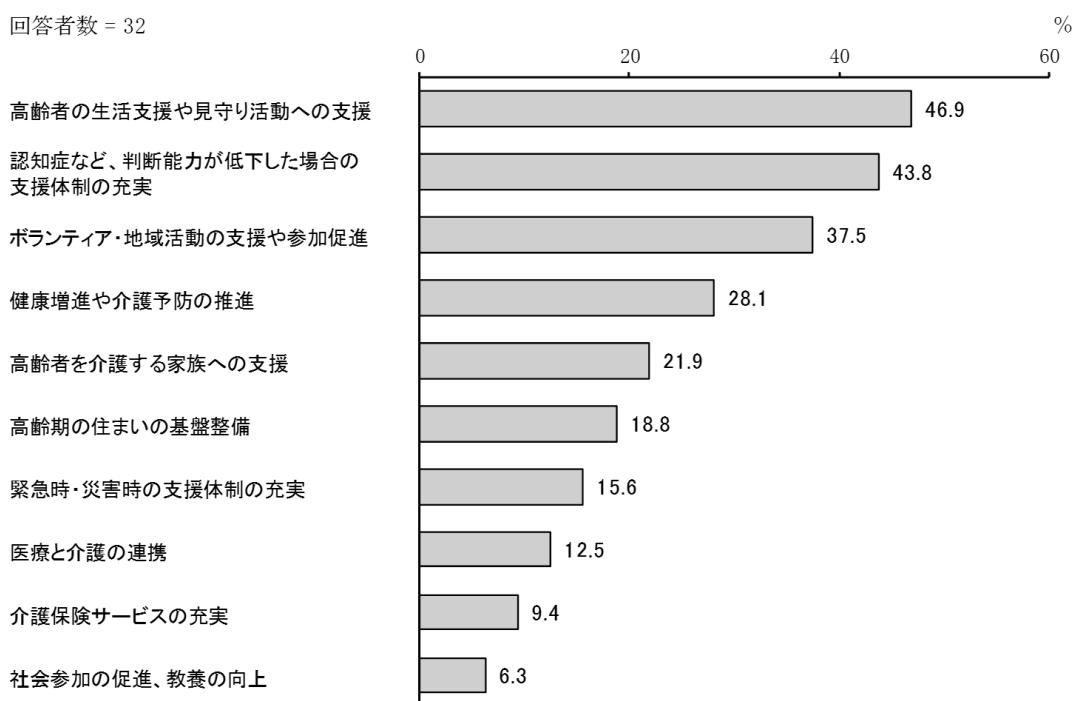
図表 49 今後利用したい、又は今後必要だと思われるサービス 【要支援者等調査】



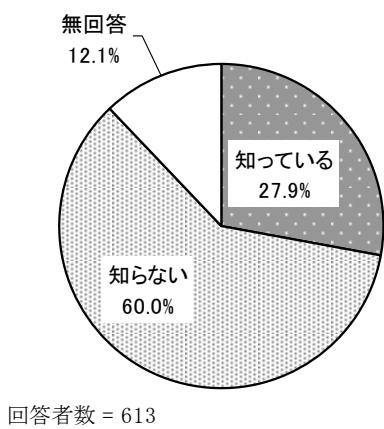
図表 50 職員数の過不足の状況
【事業者調査】



図表 51 今後、高齢者の保健福祉や介護予防等に関する取組みを進めていく上で、
どのようなことに重点を置くべきか【ケアマネ調査】



図表 52 介護予防・総合事業について【要支援者等調査】



(10) 認知症について

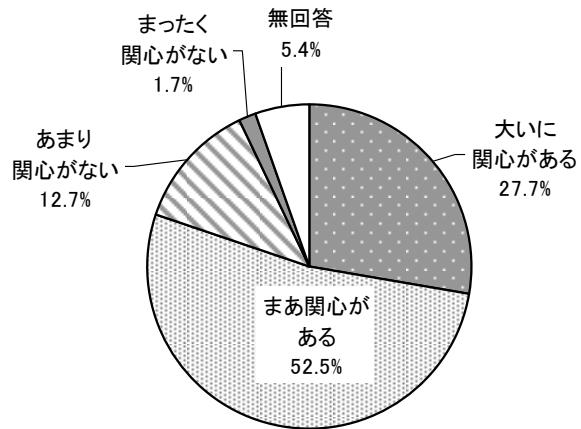
認知症について「関心がある」(大いに関心がある／まあ関心がある)の割合が8割を超え、認知症に対する高い関心がうかがえます。

しかし、認知症に関する相談窓口について「知っている」割合は26.2%でした。相談窓口についての周知が必要です。

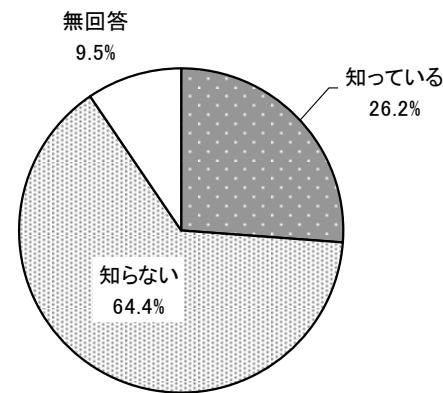
認知症の人が住み慣れたまちで暮らして行くためにどのような地域住民の支援があると良いと思うかについて「定期的な声かけ」、「道に迷っている様子をみかけたときの声かけ」等が挙げられました。

認知症高齢者は、高齢者の増加に比例して増え続けることが見込まれます。増加に伴い、ひとり歩きの発生等も増加すると見込まれます。今後も認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、本人の状態に応じた適時・適切な支援が必要です。また、当たり前に見守る・見守られる地域となるため、認知症への理解を深めることが必要です。認知症に関する知識の普及啓発に取り組むとともに、介護者支援を充実する必要があります。

図表 53 認知症について
【一般高齢者調査】



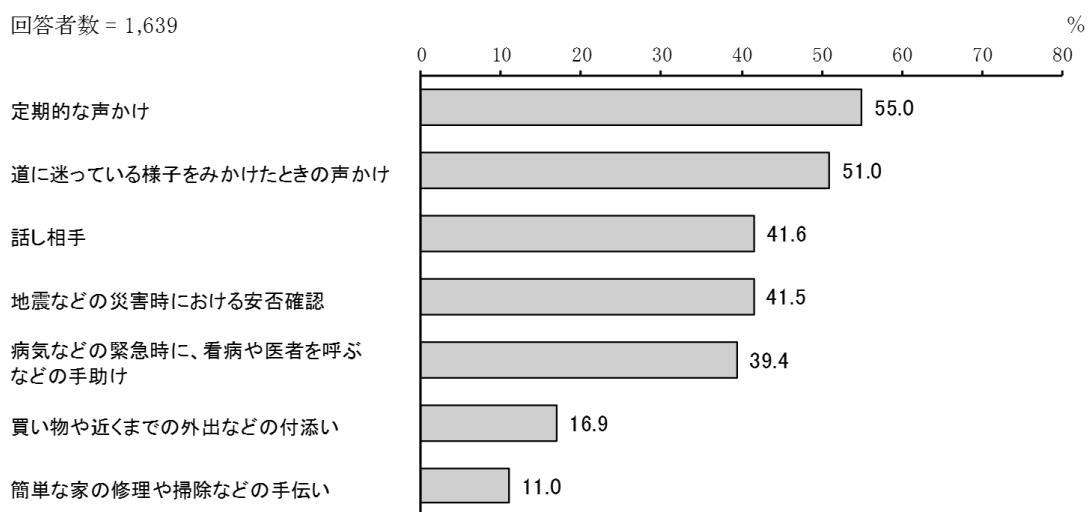
図表 54 認知症に関する相談窓口について
【一般高齢者調査】



図表 55 認知症の人が住み慣れた地域で暮らしていくためにあるとよい地域住民の協力

【一般高齢者調査】

回答者数 = 1,639



3 高齢者保健福祉施策の取組状況

ここでは、第7期計画において、実施してきた事業等に対する評価指標の達成状況と、事業内容を整理しました。

基本目標1 支え合う地域づくり

①安心して暮らすための体制づくり

指標	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 目標値
地域ケア推進会議開催回数 (回)	5	4	4	6
在宅医療・介護連携推進部会 開催回数(回)	5	5	5	6

【取組内容】

- 地域ケア推進会議を開催し、専門職や住民代表等の保健・医療・福祉等の関係者で地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向け議論しました。
- 在宅医療と介護の連携について在宅医療・介護連携推進部会で検討を進め、住民に対し安心して在宅での生活が続けられるよう、情報提供や周知啓発をしました。
- 行政の関連部署の連携を更に深められるよう、定期的に保健・医療・福祉等の関係者で、情報交換しました。
- 地域包括支援センターや関係機関において、専門職による相談・支援を行いました。高齢者やその家族が気軽に相談できる体制を整えました。
- 2か所目の地域包括支援センターである南部地域包括支援センター東郷苑を2019（令和元）年度に設置し、高齢者の支援体制の強化及び地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた中核機関の強化を図りました。

【主な課題】

- 地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークを更に充実させ、地域の実態や課題を適切に把握することが必要です。
- 地域ケア推進会議等を通して住民や専門職、行政等が協働でまちのあるべき姿を検討し包括的な地域づくりを推進する必要があります。アンケートにおいても地域と行政の協働による問題解決が望まれています。
- レセプトデータ等の分析結果をもとに町の課題に合わせた事業を保健・医療・介護関係機関で展開する「保健事業と介護予防の一体的実施」のために、引き続き関係者が集い、効果的な実施方法を検討する必要があります。
- 一般高齢者調査では、地域包括支援センターの認知度が4割程度となっているため、より多くの高齢者が必要時に利用することができるよう周知啓発していく必要があります。

②安心できる生活環境

指標	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度 目標値
高齢者地域見守り活動事業の協力協定	継続	継続	継続	継続

【取組内容】

- 郵便局、新聞販売店、宅配事業所等との協力協定のもと、高齢者の異変を早期に発見、対応できる体制を継続しました。
- 防災対策について情報提供や周知啓発を行いました。
- 介護保険施設等との協力協定を締結し、要介護者の災害時の避難場所を確保しました。

【主な課題】

- 身寄りのいない一人暮らし高齢者が増加しているため、平常時から一人暮らし高齢者の情報を収集しておく必要があります。
- 高齢者が安心して生活できるよう住まいや防災対策、地域の見守りなどを進める必要があります。

③福祉に関する周知啓発

指標	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度 目標値
講座・教室・イベント等での周知（周知・啓発）	実施	継続	継続	継続

【取組内容】

- 広報紙、ホームページ等で介護保険制度を始め、高齢者施策の周知啓発をしました。
- 出前講座、介護予防教室、文化産業まつり等で介護保険制度の周知啓発をしました。

【主な課題】

- 高齢者施策の内容や、利用方法のさらなる周知に努める必要があります。

④支え合いの体制づくり

指標	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度 目標値
地域支え合い協議体実施回数（回）	11	8	13	6

【取組内容】

- 地域支え合い協議体を設置し、支援の必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅での生活を続けられるよう、問題の把握を行いました。
- 地域支え合いコーディネーターを配置し、高齢者の生活支援の担い手となるボランティア等の養成や町の資源把握などを行いました。

- 各種ボランティアの積極的な活用のために、ボランティアセンター（社会福祉協議会内）と情報を共有し、連携強化を図りました。
- 地域で活動するボランティアやNPOの活動を支援しました。

【主な課題】

- 高齢者が地域で生活する上での課題を把握し、課題解決に必要な地域資源について住民や専門職、行政で検討する必要があります。
- アンケートにおいても地域の課題・問題解決に当たり住民と行政の協働が求められています。
- 現存の資源についても地域支え合いコーディネーター等による利用調整、マッチングが求められています。

⑤生活情報の提供

指標	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度 目標値
巡回バス（じゅんかい君）の利用者数（人）	179,189	179,805	184,684	180,000
認知症カフェの開催回数（回）	46	47	46	48
認知症理解のための講座開催回数（回）	6	6	5	6

【取組内容】

- かかりつけの医師、歯科医師及び薬剤師を持つことの重要性を周知啓発しました。
- 定期的な健診及びがん検診の受診により、自らの健康状態の把握をすることの重要性について周知啓発しました。
- 警察署等の関係機関と協力連携し、交通安全に関する教室やキャンペーン等の交通安全や交通事故防止の周知啓発活動を実施しました。
- 詐欺や悪質商法の被害や契約トラブル等に対応するため、消費生活相談員による相談をしました。
- 認知症に対する理解を深め、認知症高齢者を地域で見守っていけるようするため、認知症高齢者とその家族、地域住民が集える場を設けました。
- 認知症の正しい理解を深めることや、認知症高齢者の介護方法等様々な内容での講座を開催しました。
- 車の運転に不安を感じるようになった高齢者に対して、運転免許証の自主返納制度を周知しました。

【主な課題】

- 生活習慣病の予防は行政による取組だけではなく、町民一人一人の意識向上が重要です。啓発方法を模索しつつ、取組を続けていくことが必要です。

- 詐欺や悪質商法の手口が年々巧妙化し、被害も増えています。注意喚起とともに予防策の検討、相談の充実が求められています。
- 高齢者ドライバーによる交通事故の発生が後を絶ちません。高齢者本人と合わせて、その家族に対する啓発を行い、事故が発生する前の早めの返納を促す必要があります。
- 認知症高齢者は、高齢者の増加に比例して増え続けることが見込まれます。アンケートにおいても、認知症に対する高い関心がうかがえます。認知症の正しい知識や対応方法の普及を進め、地域ぐるみで認知症高齢者を支える環境整備が必要です。また、認知症の相談体制や医療体制の充実が求められています。

⑥生きがいと社会参加

指標	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 目標値
思い出の語り場づくりへの 延参加者数（人）	3,863	3,923	5,151	3,900
ボランティアポイント制度の 参加人数（人）	89	112	118	140
介護予防普及啓発事業 参加者数（人）	1,221	2,029	1,450	1,500
介護予防拠点の利用人数（人）	211	484	419	720
リハビリテーション職の活用 による地域支援活動	—	準備	実施	継続

【取組内容】

- 平成30年度から地区老人クラブの活動拠点をいこまい館に移し、活発な活動を促しました。
- 高齢者の孤独の解消、引きこもりの防止を目的に、サロン等仲間づくりの場を提供している団体等に補助金を交付しました。
- 高齢者がボランティア活動に積極的に参加できる事業としてボランティアポイント制度を実施しました。
- 高齢者の社会参加を促すことを目的として、高齢者社会参加ポイント制度を実施しました。町内で実施しているサロンなど住民主体で行っている通いの場や介護予防教室、老人クラブ参加者にポイントを付与しました。
- 介護保険の仕組や介護予防についての基本的な知識を普及させるために、地域のサロンや老人クラブの活動の場に職員や専門職を派遣し、出前講座を行いました。
- 介護予防の知識を継続的に習得する機会を提供するとともに、健康づくりの必要性を意識づけるために地域介護予防教室を実施しました。
- 住民が主体となる活動に理学療法士等のリハビリテーション職が出向き、加齢に伴う身体機能の低下に対し、機能維持のための助言などを行いました。

【主な課題】

- 後期高齢者が増加する中、要介護状態にならないようにするための健康づくり・介護予防の重要性が増しています。
- アンケートにおいても半数以上が健康づくりや趣味等のグループ活動を通じた地域づくりへ“参加者”としての参加意向を示しています。
- 社会参加ポイント等の仕掛けづくりを通して、より多くの高齢者に通いの場への参加を促す必要があります。
- 高齢者自身が福祉の担い手や健康づくり、交流の主体として活動できる仕組みづくりをする必要があります。
- 現役で就労する体力や意欲がある高齢者も多くいることから、シルバー人材センター等の就労機会の提供を継続していく必要があります。

⑦高齢者の権利擁護

指標	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 目標値
成年後見制度の周知・啓発	継続	継続	継続	継続

【取組内容】

- 高齢者虐待の防止や早期発見につながるよう、広報紙やホームページ等で周知し、発見時には地域包括支援センター等の関係機関と連携して対応しました。
- 判断能力が不十分な高齢者等の権利を守るため、成年後見制度を周知し、必要に応じて相談支援を行いました。尾張東部権利擁護支援センターや関係機関と連携して、認知症高齢者等の権利擁護に努めました。

【主な課題】

- 判断能力が不十分な高齢者等の権利を守るため、権利擁護の取組の重要性が増しています。権利擁護体制を強化する必要があります。

基本目標2 安心できる在宅生活を支えるために

①見守りの体制づくり

指標	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 目標値
ひとり歩き高齢者見守りネットワークの体制整備	実施	継続	継続	継続
ひとり歩き高齢者搜索模擬訓練開催回数(回)	1	0	1	1

【取組内容】

- ひとり歩き高齢者見守りネットワークを運用して、認知症高齢者の見守りを実施しました。また、地区における搜索模擬訓練を開催しました。
- 希望者を避難行動要支援者として登録し、災害時に迅速な対応ができるよう台帳を整備しました。登録後の情報の取り扱いについて関係機関と検討し、制度が有効に機能するように推進しました。
- 避難行動要支援者登録者に、緊急連絡先等が記載できる救急安心カードを配布し、緊急時に迅速に対応できるようにしました。

【主な課題】

- 認知症高齢者の増加に伴い、ひとり歩きの発生も増加すると予想されます。ひとり歩き高齢者見守りネットワークへの登録者を増やし、ネットワークをより密にすることが求められています。
- アンケートにおいても、災害時の避難行動に対して不安を感じる人が多くいます。一方、近所の人に対してできる支援として「声かけや安否確認」を挙げる人も5割近くいます。避難行動要支援者登録を通した平常時からの備えについて周知啓発する必要があります。

②在宅生活を支える福祉サービス

指標	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 目標値
高齢者タクシー料金助成の交付冊数(冊)	164	176	199	190

【取組内容】

- 一定の要件を満たすひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯にタクシー料金助成利用券を交付して、利用料金の負担軽減を図りました。また、利便性を向上するための見直しを行いました。
- シルバーハウジング入居者に生活援助員を派遣し、安否確認や家事援助を行いました。
- 75歳以上で緊急性のある疾病を持病としている、ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を設置し、急病や事故などの緊急時に対応しました。

○食事を作ることが困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に夕食を配達するとともに、安否確認を行いました。

【主な課題】

○在宅生活を続ける上で、普段の生活を支える生活支援サービスの充実が必要不可欠となっています。

○基準緩和訪問型サービスを含めた訪問型サービスの整備が必要です。

○今後運転免許証の自主返納で移動が困難な高齢者が増えてくることが予想されます。巡回バス等の公共交通機関と高齢者タクシー料金助成事業等の制度の間で移動に困難を抱える人に対し、デマンドタクシーなどの事業の開始が求められています。

○多様な社会資源、担い手、サービスの充実に向けた検討や活動へのサポートが必要です。

③担い手の養成

指標	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度 目標値
生活支援サポーター養成講座の延べ修了者（人）	62	89	89	100
認知症サポーターの養成講座の参加者数（人）	463	191	303	540

【取組内容】

○地域サポーターが平常時の見守り活動や災害時の安否確認等が迅速に行えるよう、社会福祉協議会と連携して支援しました。

○多くの町民が、高齢者の心身機能や関わり方、支援の方法等を学び、高齢者の生活支援の担い手として活躍することを目的とし、生活支援サポーター養成講座を実施しました。

○認知症についての正しい理解や知識を習得し、認知症高齢者とその家族への支援のあり方を学ぶために、認知症キャラバン・メイトと協働して認知症サポーター養成講座を開催しました。

○地域における介護予防教室の普及に伴い、介護予防サポーターの活動の場の増加に対応するため、介護予防サポーター養成講座を実施しました。

【主な課題】

○認知症サポーター養成講座の実績が目標値を下回った理由として、事業所等における養成講座が減少したことが考えられます。今後は町内の商業施設に開催を提案する等、周知の範囲を広める必要があります。

○地域の担い手の育成、地域連携の推進を今後も継続することが必要です。

○高齢者ボランティアを含めたボランティアの確保を通し、互助による地域づくりを進める必要があります。

④介護予防・日常生活支援総合事業（サービス）

指標	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 目標値
介護予防・日常生活支援総合事業の制度運営	継続	継続	継続	継続
介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中サービス利用者数（人）	331 (延人數)	11	15	100
介護予防・日常生活支援総合事業の緩和型訪問サービス利用率（%）	15.3	31.4	34.3	30

【取組内容】

- 多様な生活支援ニーズに対応し、身近な地域資源を活用しながら心身の健康状態を維持できるよう、総合事業対象者が利用できる基準緩和訪問型サービス及び通所型サービスを実施しました。
- 短期集中サービスを実施することで、支援が必要な状態の重度化の防止や、高齢者個々の現状機能を維持できるようにし、地域での生活ができるように支援しました。

【主な課題】

- 介護予防・日常生活支援総合事業に基づく生活支援サービスの開始から4年が経過しましたが、支援が必要な高齢者の自立支援と重度化防止を図るための重要な事業として、今後も充実していく必要があります。
- 短期集中サービスは平成29年度までは集合型で実施していましたが、平成30年度から個別対応型で実施したところ、利用者数の実績が想定より伸びませんでした。周知方法の見直しをするとともに、ニーズに見合った目標値設定とする必要があります。
- アンケートにおいても、介護予防・日常生活支援総合事業の認知度が3割以下となっています。町民やケアマネジャーへの啓発を通して介護予防・日常生活支援総合事業の効果的な実施と多様な主体の参画を進めることが必要です。

基本目標3 介護サービスを安心して利用できる環境づくり

①要介護者の在宅生活を支えるサービス

指標	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 目標値
理髪サービス事業延利用者数 (人)	42	42	46	76
介護用品購入費助成受給者数 (人)	310	337	341	340

【取組内容】

- 在宅で療養している常時寝たきりの高齢者等に理髪券を交付し、出張等による理髪サービスを提供しました。
- 在宅で療養している一定の条件を満たす要介護者が、車いす・ストレッチャーで通院等する際に、福祉車両で送迎を行いました。
- 在宅で療養している常時おむつを必要としている要介護者に対して、おむつ等の購入費を一部助成しました。

【主な課題】

- 常時寝たきり又は、車いすを利用している在宅の要介護者を支援するため、在宅生活を支えるサービスの充実が必要です。
- 寝具洗濯乾燥サービス事業等の利用が少ないサービスもあるため、内容の見直しが必要です。

②家族介護支援

指標	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 目標値
認知症家族支援講座の開催回数 (回)	1	1	1	1
家族介護者リフレッシュ事業 開催回数(回)	1	1	2	1
家族介護者リフレッシュ事業 参加者数(人)	6	12	16	20
介護離職ゼロに向けた取組の 周知啓発	—	実施	継続	継続

【取組内容】

- 認知症高齢者やその家族に対して、専門職による講話や相談等ができる認知症家族支援の講座を開催し、認知症の正しい理解や介護技術の向上への支援を行いました。
- 在宅の家族介護者が介護負担を軽減できるように、研修や交流の場を提供しました。

【主な課題】

- 要介護者を支える家族介護者の負担が重くなっています。特に、老老介護等、介護者自身の高齢化も課題です。家族介護者を支える施策が必要とされています。

③医療と介護の連携

指標	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 目標値
電子@連絡帳の利用者数（人）	104	122	143	150
電子@連絡帳の登録患者数（人）	31	58	70	80
認知症初期集中支援チームのチームの設置	—	設置	継続	継続
認知症初期集中支援チームの対応支援（件数）	—	3	6	9
認知症地域支援推進員による新規相談件数（件）	127	101	80	210

【取組内容】

- 訪問診療が可能な町内の医療機関の情報を町民、ケアマネジャー等に提供しました。
- 在宅医療と介護の連携を深めるため、本町と豊明市・藤田医科大学と共に在宅医療と介護に関するサポートセンターを設置し、運営しました。専門職による研修の機会の確保や、医療介護関係者の連携課題について検討する機会を設けました。
- 在宅の要介護者を支援するため、電子@連絡帳を運用しました。保健・医療・福祉等の関係者が情報共有や連絡相談を適時、早期に行えるように電子@連絡帳の利用を促進しました。
- 認知症高齢者やその家族に早期から関わる認知症初期集中支援チームを設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行いました。
- 認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパス（冊子）を利用し、認知症高齢者とその家族や医療・介護関係者へ普及を図りました。
- 認知症地域支援推進員による相談や家庭訪問等の活動により、地域で生活する認知症高齢者とその家族の相談に対応するとともに、適切なサービス利用につなげました。

【主な課題】

- 2020（令和2）年度に県内35市町村の協定締結により電子@連絡帳の広域化が始まったことから、保健・医療・福祉等の関係者が情報共有や連絡相談を適宜行えるように今後も利用を促進する必要があります。
- 今後の地域包括ケアシステムの構築を強化していくためにも、専門職の研修の機会の確保や、医療介護関係者の連携を強化していくことが必要です。

④専門職の人材育成

指標	平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 目標値
多職種交流会の開催回数（回）	10	11	10	10
多職種カンファレンスの開催回数（回）	2	6	5	6

【取組内容】

- 医療従事者や介護従事者等の多職種の交流機会として「在宅ケアを考える会」を開催し、情報交換を促進しました。
- 多職種が集い、実際の支援ケースをもとに自立のための支援について様々な視点や気づきが得られるよう、意見交換を行いました。
- 介護サービス事業者を対象に介護技術等の研修会を開催しました。
- ケアマネジャーに対する個別指導や支援困難事例への指導・助言を行いました。

【主な課題】

- 人材育成のための環境づくりに取り組んでいますが、参加者が固定化しているため、幅広く周知し、より多くの医療従事者や介護従事者に研修機会を設ける必要があります。

⑤介護サービスの適正化

指標	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度 目標値
介護給付等費用適正化事業 ケアプラン簡易チェック（件）	45	152	86	140
介護給付等費用適正化事業 ケアプラン詳細チェック（件）	14	12	25	24

【取組内容】

- 介護保険事業を適正に実施するため、介護給付適正化計画を定めました。利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険制度への信頼性を高めました。
- 介護サービス提供事業所に介護相談員を派遣し、利用者の声を聞くとともにサービスの現状を把握し、介護サービスの向上を図りました。
- 近隣市と連携し、地域密着型介護サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者の集団指導、実地指導を実施し、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図りました。

【主な課題】

- 質の高い介護サービスを維持するため、適正な指導・助言体制を確立する必要があります。
- サービス事業者との情報交換や会議を通して介護サービスの質の向上に努める必要があります。

⑥地域密着型サービスの充実

指標	平成 29 年度 実績	平成 30 年度 実績	令和元年度 実績	令和 2 年度 目標値
認知症対応型通所介護サービス 事業所数（箇所）	1	1	1	2

【取組内容】

- 認知症高齢者が可能な限り自宅での日常生活を続けられるよう、認知症対応型通所介護サービスを提供しました。
- 地域密着型の小規模な通所介護事業所で、デイサービスを提供しました。身近な地域でサービスを受けられるよう、利用促進を図りました。
- 自宅からの通所によるデイサービスを中心に、要介護者の状態や希望に応じて隨時、訪問介護、短期入所、訪問看護を組み合わせて総合的に支援する、看護小規模多機能型居宅介護サービスを開始しました。

【主な課題】

- 認知症対応型通所介護事業所が町内に1か所であるため、今後の認知症高齢者の増加を考慮し基盤整備を検討していく必要があります。



4 前期計画の評価の振り返りから見える課題

【課題①】健康づくりと介護予防

- 2025（令和7）年には団塊の世代が後期高齢者となります。高齢者が増加する中、要介護状態にならないようにするための健康づくり・介護予防の重要性が増しています。
- 介護予防・日常生活支援総合事業に基づく一般介護予防事業の充実や高齢者社会参加ポイント制度等の仕掛けづくりを通してより多くの高齢者に通いの場への参加を促す必要があります。
- 効果的な事業を推進するためにレセプト等の情報を有する保険医療部署と連携し、事業の対象者や事業内容を検討し、保健事業と介護予防を一体的に実施することが必要です。

【課題②】生活支援サービスと高齢者の権利擁護

- 在宅生活を続けるうえで普段の生活を支える生活支援サービスの充実が必要不可欠となっています。
- 配食サービスや高齢者タクシー料金助成の方法の見直しとともにデマンドタクシーなど新たなサービスの創出も求められています。
- 介護予防・日常生活支援総合事業に基づく生活支援サービスの開始から4年が経過しましたが、今後も支援が必要な高齢者の自立支援と重度化防止を図るための重要な事業として、充実していく必要があります。
- 判断能力が不十分な高齢者等の権利を守るために、権利擁護の取組の重要性が増しています。権利擁護体制を強化する必要があります。

【課題③】在宅生活を支える医療と介護環境

- サービスの質の向上や、専門職の人材の育成、確保に取り組み、利用者が安心して多様なサービスを利用できる環境づくりを進める必要があります。
- 医療と介護の連携は地域包括ケアシステムの構築のために欠かせない要素です。2020（令和2）年度に県内35市町村の協定締結により電子@連絡帳の広域化が始まったことから、保健・医療・福祉等の関係者が情報共有や相談を適宜行えるように今後も利活用を推進する必要があります。
- 家族介護者の負担が重くなっています。働きながら介護を続ける人も増加していくと考えられることから仕事と介護の両立支援施策が必要です。また老老介護等、介護者自身の高齢化も課題です。家族介護者を支える施策が必要とされています。

【課題④】地域包括ケアの推進と地域包括支援センターの機能強化

- 地域ケア推進会議や地域支え合い協議体の議論を活発化して、地域課題の検討、社会資源の整理等地域包括ケアを推進することが求められています。
- 2019（令和元）年度に2か所目の地域包括支援センターである、南部地域包括支援センター東郷苑を設置したことから、機能の充実を図ることが必要です。地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークを更に充実させ、地域の実態や課題を適切に把握することが必要です。

【課題⑤】認知症高齢者への支援

- 認知症高齢者は、高齢者の増加に比例して増え続けることが見込まれます。アンケート結果からも町民の認知症に対する高い関心がうかがえます。認知症の正しい知識や対応法の普及を進め、地域ぐるみで認知症高齢者を支える環境整備が必要です。
- 認知症の本人とその家族に対する相談支援体制や医療体制の充実が求められています。

【課題⑥】災害や感染症対策に係る体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、高齢者の健康を守り、地域のつながりを維持することが喫緊の課題となっています。新型コロナウイルスを含めた、感染症対策において、「新しい生活様式」や感染予防についての周知啓発、感染拡大防止に配慮した事業の実施が求められています。
- 介護サービスの安定的な供給のために、事業所と連携し、防護服や消毒液の備蓄や調達、輸送体制の整備等の取組を行っていく必要があります。
- 地震や集中豪雨などの災害時のサービス継続対策とあわせ、平常時からの取組を行っていく必要があります。

計画の基本的な考え方

1 基本理念

超高齢社会の一層の進展に伴い、要介護認定者が増加を続ける中で、本町では、第7期東郷町高齢者福祉計画において「いつまでも住み続けたい 支え合いのまち とうごう」を基本理念として掲げ、高齢者施策を推進してきました。

第8期東郷町高齢者福祉計画においては、第7期東郷町高齢者福祉計画の基本理念を念頭に置きつつ、健康づくり、介護予防を更に進めることで元気な高齢者を増やすとともに、住民同士が支え合い、行政と一緒に地域課題に向き合うことで住み慣れた地域で自分らしさをもって生活し続けられる体制づくりを目指していきます。

こうしたことから、本計画の基本理念を以下のように定めます。

【 基本理念 】

いきいきと住み続けたい 支え合いのまち とうごう



2 基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、高齢者の状態像から「元気な高齢者」、「地域で支援を受けている高齢者」、「介護保険サービスを受けている高齢者」の3つに分類し、それぞれの状態像が目指す姿を基本目標に掲げます。

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進＜予防＞

健康でいきいきと暮らせる地域社会を構築するには、健康でかつ病気を予防して、長生きできるようにすることが大切です。そのために、いきいきと暮らすための「生きがい」づくりや、自宅に閉じこもることなく、社会参加できるよう後押ししていく支援を行っていきます。

また、ICT等を活用した、健康づくりや介護予防を促進していきます。

基本目標2 高齢者が安心して地域で暮らす体制づくり＜生活支援＞

高齢になっても、住み慣れたまちで安心して生活できるように、暮らしやすいまちづくりを推進していきます。また、相談体制の充実や、生活環境の整備、権利擁護に関する取組などを通じて、様々な角度から高齢者の生活を支援していきます。

基本目標3 介護を受けながら安心して暮らす体制づくり＜医療・介護＞

保健・医療・福祉の関係者が連携し、利用者が安心して多様な医療・介護サービスを利用できるようサービスの質の向上に取り組み、円滑に利用できる環境づくりを進めます。

また、家族介護者の負担が重くなっています。働きながら介護を続ける人も増加していくと考えられることから、仕事と介護の両立支援施策等介護負担の軽減ができるよう家族介護者を支援します。

3 重点目標

2025年に向けて後期高齢者が急増すると予測される中、地域包括ケアシステム及び認知症施策の更なる推進が重要課題と考え、重点目標としています。

重点目標1 地域包括ケアシステムの深化と推進

地域ケア推進会議や地域支え合い協議体の議論を活発化して、地域課題の検討、社会資源の整理等、地域包括ケアを推進することが求められています。

また、2019（令和元）年度に2か所目の地域包括支援センターである、南部地域包括支援センター東郷苑を設置したことから、機能の充実を図ることが必要です。地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークを更に充実させ、地域の実態や課題を適切に把握します。

重点目標2 認知症への正しい理解と早期対応

認知症の方が、尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療や介護などの専門的な支援とともに、早期診断・早期対応を行うための体制の整備、認知症高齢者や家族への支援、地域における認知症への理解などが必要となります。そのため、人材育成、認知症に関する一層の普及啓発の充実や、地域での対応を進めるための基盤整備に取り組みます。

4 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[取組]

いきいきと住み続けたい 支え合いのまち とうごう



5 日常生活圏域の設定と現状

(1) 日常生活圏域ごとの状況

「日常生活圏域」については、地域包括ケアシステムを構築する単位として、市町村が地域の実情に応じて設定するものとされています。本町では北部地域、南部地域の2つの日常生活圏域を設定し、それぞれに地域包括支援センターを設置しています。

図表 56 人口構成（令和2年9月末日現在）

日常生活圏域	単位	65歳以上		高齢化率 (%)	認定率 (%)
		前期高齢者	後期高齢者		
北部	人	5,524	2,772	2,752	25.7
	%	100.0	50.2	49.8	
南部	人	4,374	2,170	2,204	19.4
	%	100.0	49.6	50.4	
町全体	人	9,898	4,942	4,956	22.5
	%	100.0	49.9	50.1	

資料：住民基本台帳※外国人人口を含む



(2) 小学校区ごとの状況

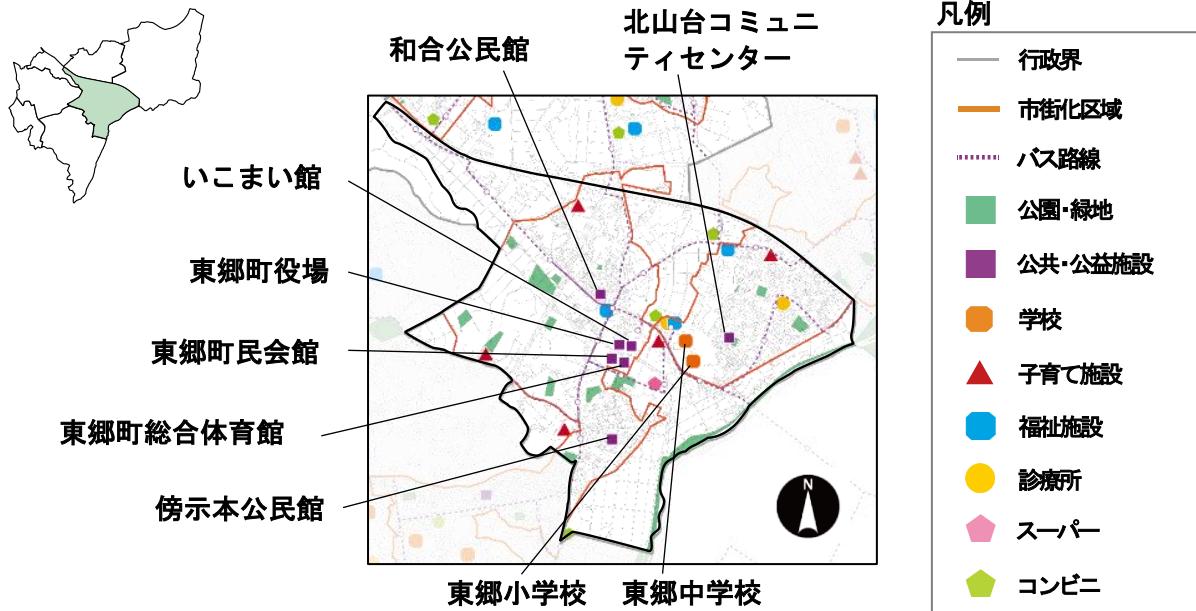
本計画においても2つの日常生活圏域単位での取り組みをベースとしますが、地域での通いの場等歩いていけるような場所でのサービスの提供の参考とするため、小学校区毎の状況について分析します。

図表 57 人口構成（令和2年9月末日現在）

小学校区	単位	65歳以上		高齢化率 (%)	認定率 (%)	
		前期高齢者	後期高齢者			
東郷小学校区	人	2,104	1,054	1,050	22.5	15.1
	%	100.0	50.1	49.9		
春木台小学校区	人	1,733	911	822	25.9	16.3
	%	100.0	52.6	47.4		
諸輪小学校区	人	1,890	942	948	29.5	14.0
	%	100.0	49.8	50.2		
音貝小学校区	人	1,238	587	651	20.2	14.2
	%	100.0	47.4	52.6		
高嶺小学校区	人	2,328	1,142	1,186	27.5	16.3
	%	100.0	49.1	50.9		
兵庫小学校区	人	605	306	299	8.6	17.0
	%	100.0	50.6	49.4		
町全体	人	9,898	4,942	4,956	22.5	15.4
	%	100.0	49.9	50.1		

資料：住民基本台帳※外国人人口を含む
「介護保険事業状況報告」月報

① 東郷小学校区

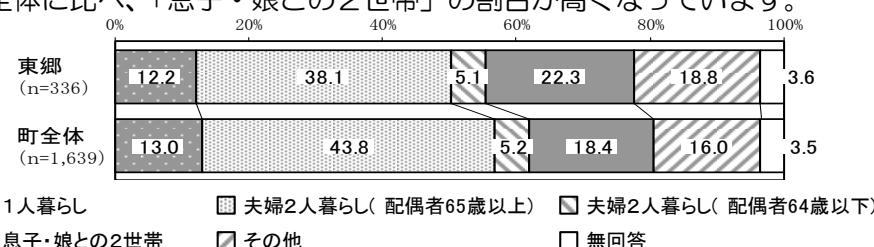
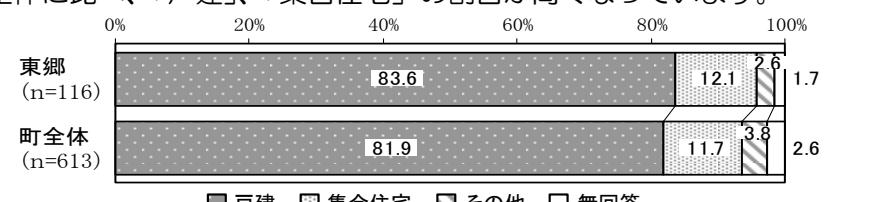
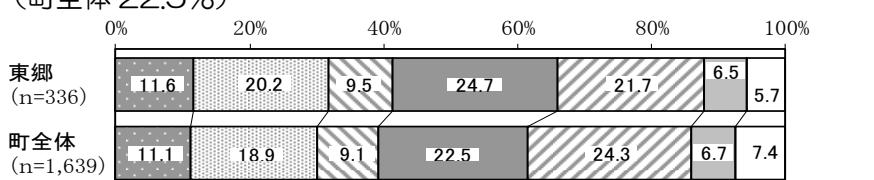
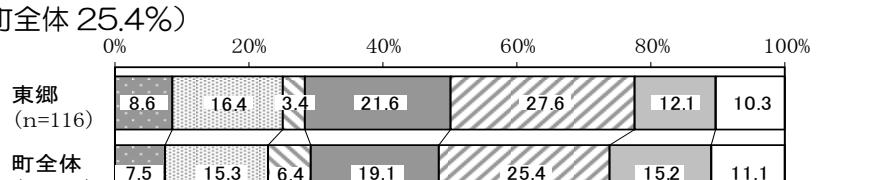


小学校区について	<p>行政区域別の人団は、和合、北山台地区では増加傾向にあります。傍示本地区では減少傾向にあります。</p> <p>役場を始め公共施設、スーパー、コンビニ、医療機関等が立地し、利便施設は充実しています。東郷セントラル地区において開発整備が進行中で、大規模商業施設の立地により、利便施設のサービスはより高まるといえます。</p>												
高齢者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 総人口は令和2年で9,345人となっており、平成27年から増加しています。 高齢者人口は令和2年で2,104人となっており、平成27年から増加しています。 高齢者数の増加に伴い、高齢化率も増加しています。 <table border="1"> <caption>Population Statistics (Thousands)</caption> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>Heisei 27 (2015)</th> <th>Reiwa 2 (2020)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少人口(0~14歳)</td> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口(15~64歳)</td> <td>~</td> <td>~</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口(65歳以上)</td> <td>21.1</td> <td>22.5</td> </tr> </tbody> </table>	Category	Heisei 27 (2015)	Reiwa 2 (2020)	年少人口(0~14歳)	~	~	生産年齢人口(15~64歳)	~	~	高齢者人口(65歳以上)	21.1	22.5
Category	Heisei 27 (2015)	Reiwa 2 (2020)											
年少人口(0~14歳)	~	~											
生産年齢人口(15~64歳)	~	~											
高齢者人口(65歳以上)	21.1	22.5											

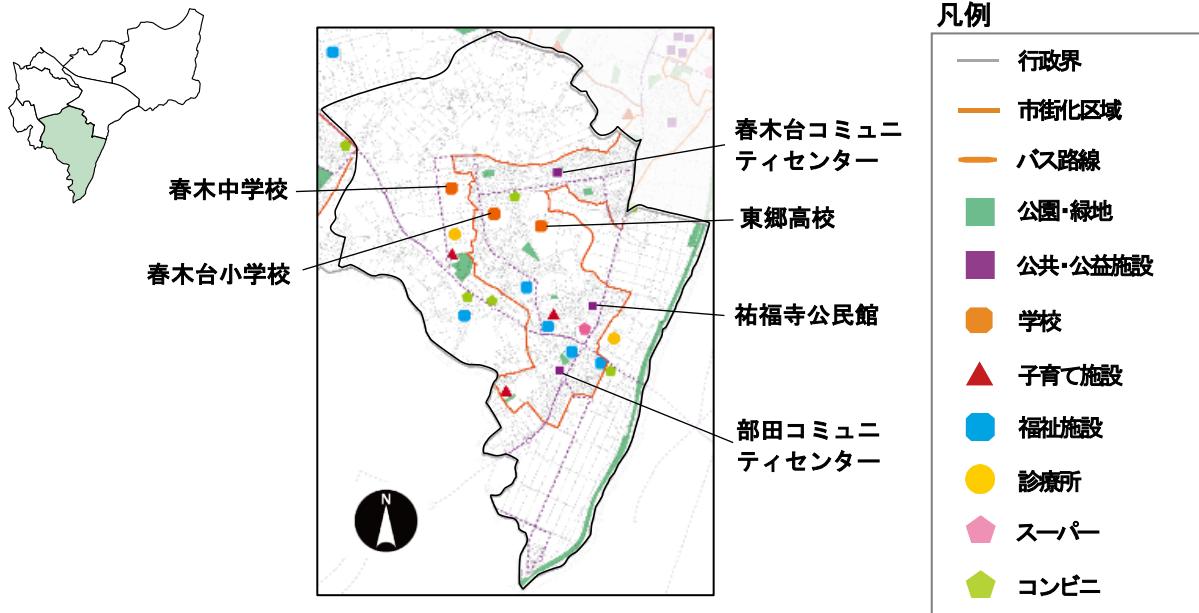
【アンケート結果】

地域における問題や課題 【一般高齢者】	<ul style="list-style-type: none"> 「移動手段の問題」の割合が22.9%と最も高くなっています。(町全体 26.2%) 次いで、「交通渋滞などの交通の問題」(16.4%)、「買い物の問題」(12.8%)の割合が高くなっています。 「問題や課題はない」の割合は36.3%となっています。(町全体 39.3%)
暮らしの状況 【一般高齢者】	<ul style="list-style-type: none"> 「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合が21.8%となっています。(町全体 23.2%)
地域包括支援センターの認知度	<ul style="list-style-type: none"> 一般高齢者:「知っている」の割合が34.8%となっています。(町全体 36.3%) 要支援者等:「知っている」の割合が63.8%となっています。(町全体 70.8%)

【アンケート結果】

生活機能が低下している人の割合	小学校区 運動器 転倒 低栄養 口腔 認知機能 うつ 閉じこもり
	東郷 6.5% 23.7% 0.3% 17.1% 40.7% 30.6% 9.1% 町全体 8.3% 25.0% 1.1% 18.6% 41.0% 34.3% 8.8%
	・町全体に比べ、「閉じこもり」の割合が高くなっています。
家族構成 【一般高齢者】	・「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が最も高くなっています。 ・町全体に比べ、「息子・娘との2世帯」の割合が高くなっています。 
住まい 【要支援者等】	・町全体に比べ、「戸建」、「集合住宅」の割合が高くなっています。 
近所付き合い 【一般高齢者】 【要支援者等】	・一般高齢者：「世間話をする程度の人がいる」の割合が最も高くなっています。（町全体 22.5%）  ・要支援者等：「挨拶をする程度の人がいる」の割合が最も高くなっています。（町全体 25.4%） 
総括	高齢化率は町全体と同じです。生活機能が低下している人の割合が町平均より低く、高齢者の生活能力は比較的高いと考えられます。近隣の人の認知度や近所付き合いの割合は高い地域です。今後、加齢とともに要介護状態等にならないうよう、介護予防事業の充実を図ることが重要です。

② 春木台小学校区



【小学校区の特徴】

小学校区について	行政区域別の人団は、春木台地区では増加傾向にあります。春木台地区では大きな変化はありません。 スーパー、コンビニ等が立地し、利便施設は充実しています。																		
高齢者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 総人口は令和2年で6,686人となっており、平成27年から減少しています。 高齢者人口は令和2年で1,733人となっており、平成27年から増加しています。 高齢者数の増加に伴い、高齢化率も増加しています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>平成27年 (人)</th> <th>令和2年 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少人口 (0~14歳)</td> <td>約 2,000</td> <td>約 1,800</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口 (15~64歳)</td> <td>約 4,500</td> <td>約 4,000</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口 (65歳以上)</td> <td>約 2,000</td> <td>約 3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢化率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>25.9</td> </tr> </tbody> </table>	年齢層	平成27年 (人)	令和2年 (人)	年少人口 (0~14歳)	約 2,000	約 1,800	生産年齢人口 (15~64歳)	約 4,500	約 4,000	高齢者人口 (65歳以上)	約 2,000	約 3,000	年	高齢化率 (%)	平成27年	23.8	令和2年	25.9
年齢層	平成27年 (人)	令和2年 (人)																	
年少人口 (0~14歳)	約 2,000	約 1,800																	
生産年齢人口 (15~64歳)	約 4,500	約 4,000																	
高齢者人口 (65歳以上)	約 2,000	約 3,000																	
年	高齢化率 (%)																		
平成27年	23.8																		
令和2年	25.9																		

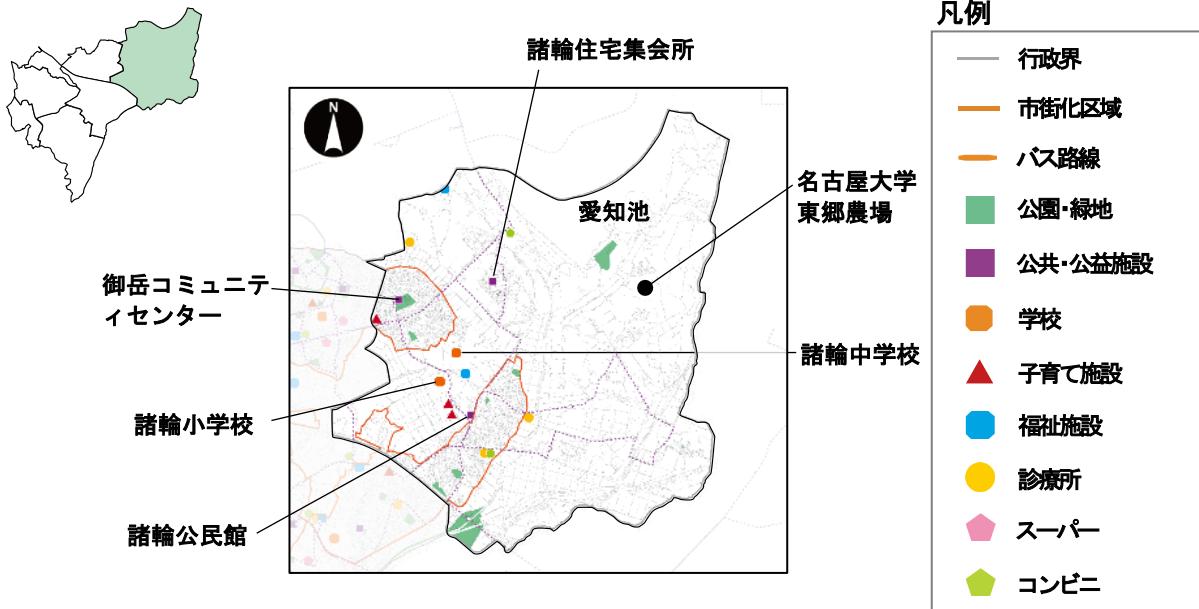
【アンケート結果】

地域における問題や課題 【一般高齢者】	<ul style="list-style-type: none"> 「移動手段の問題」の割合が28.9%と最も高くなっています。(町全体26.2%) 次いで、「買い物の問題」(15.8%)、「近所付き合いの問題」(9.5%)の割合が高くなっています。 「問題や課題はない」の割合は36.3%となっています。(町全体39.1%)
暮らしの状況 【一般高齢者】	<ul style="list-style-type: none"> 「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合が23.9%となっています。(町全体23.2%)
地域包括支援センターの認知度	<ul style="list-style-type: none"> 一般高齢者:「知っている」の割合が36.6%となっています。(町全体36.3%) 要支援者等:「知っている」の割合が68.8%となっています。(町全体70.8%)

【アンケート結果】

生活機能が低下している人の割合	小学校区 運動器 転倒 低栄養 口腔 認知機能 うつ 閉じこもり																								
	春木台 9.7% 28.7% 1.1% 20.7% 44.4% 39.9% 13.5%																								
町全体	8.3% 25.0% 1.1% 18.6% 41.0% 34.3% 8.8%																								
	・町全体に比べ、「運動器」「転倒」「口腔」「認知機能」「うつ」「閉じこもり」の割合が高くなっています。																								
家族構成 【一般高齢者】	・「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が最も高くなっています。 ・町全体に比べ、「夫婦2人暮らし」の割合が高くなっています。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>春木台 (n=284)</th> <th>町全体 (n=1,639)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人暮らし</td> <td>12.7%</td> <td>13.0%</td> </tr> <tr> <td>夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)</td> <td>44.0%</td> <td>43.8%</td> </tr> <tr> <td>夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)</td> <td>5.6%</td> <td>5.2%</td> </tr> <tr> <td>息子・娘との2世帯</td> <td>16.2%</td> <td>18.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>18.0%</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>3.5%</td> <td>3.5%</td> </tr> </tbody> </table>	Category	春木台 (n=284)	町全体 (n=1,639)	1人暮らし	12.7%	13.0%	夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	44.0%	43.8%	夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	5.6%	5.2%	息子・娘との2世帯	16.2%	18.4%	その他	18.0%	16.0%	無回答	3.5%	3.5%			
Category	春木台 (n=284)	町全体 (n=1,639)																							
1人暮らし	12.7%	13.0%																							
夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	44.0%	43.8%																							
夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	5.6%	5.2%																							
息子・娘との2世帯	16.2%	18.4%																							
その他	18.0%	16.0%																							
無回答	3.5%	3.5%																							
住まい 【要支援者等】	・町全体に比べ、「戸建」の割合が高くなっています。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>春木台 (n=96)</th> <th>町全体 (n=613)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建</td> <td>82.3%</td> <td>81.9%</td> </tr> <tr> <td>集合住宅</td> <td>11.5%</td> <td>11.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3.1%</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>2.6%</td> <td>2.6%</td> </tr> </tbody> </table>	Category	春木台 (n=96)	町全体 (n=613)	戸建	82.3%	81.9%	集合住宅	11.5%	11.7%	その他	3.1%	3.8%	無回答	2.6%	2.6%									
Category	春木台 (n=96)	町全体 (n=613)																							
戸建	82.3%	81.9%																							
集合住宅	11.5%	11.7%																							
その他	3.1%	3.8%																							
無回答	2.6%	2.6%																							
近所付き合い 【一般高齢者】 【要支援者等】	・一般高齢者：「挨拶をする程度の人がいる」の割合が最も高くなっています。 (町全体 24.3%) ・要支援者等：「挨拶をする程度の人がいる」の割合が最も高くなっています。 (町全体 25.4%)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Category</th> <th>春木台 (n=336)</th> <th>町全体 (n=1,639)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>困った時に何でも助け合える人がいる</td> <td>12.0%</td> <td>11.1%</td> </tr> <tr> <td>困った時に内容によっては助けてくれる人がいる</td> <td>20.4%</td> <td>18.9%</td> </tr> <tr> <td>世間話をする程度の人がいる</td> <td>13.4%</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>ほとんど付き合いがない</td> <td>19.7%</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>23.6%</td> <td>24.3%</td> </tr> <tr> <td>困った時に何でも助け合える人がいる</td> <td>4.6%</td> <td>6.7%</td> </tr> <tr> <td>困った時に内容によっては助けてくれる人がいる</td> <td>6.3%</td> <td>7.4%</td> </tr> </tbody> </table>	Category	春木台 (n=336)	町全体 (n=1,639)	困った時に何でも助け合える人がいる	12.0%	11.1%	困った時に内容によっては助けてくれる人がいる	20.4%	18.9%	世間話をする程度の人がいる	13.4%	9.1%	ほとんど付き合いがない	19.7%	22.5%	無回答	23.6%	24.3%	困った時に何でも助け合える人がいる	4.6%	6.7%	困った時に内容によっては助けてくれる人がいる	6.3%	7.4%
Category	春木台 (n=336)	町全体 (n=1,639)																							
困った時に何でも助け合える人がいる	12.0%	11.1%																							
困った時に内容によっては助けてくれる人がいる	20.4%	18.9%																							
世間話をする程度の人がいる	13.4%	9.1%																							
ほとんど付き合いがない	19.7%	22.5%																							
無回答	23.6%	24.3%																							
困った時に何でも助け合える人がいる	4.6%	6.7%																							
困った時に内容によっては助けてくれる人がいる	6.3%	7.4%																							
総括	高齢化率は町平均より高くなっています。生活機能が低下している人の割合も全体的に高くなっています。地域における問題や課題として移動手段の問題の割合が町平均より高くなっています。移動手段等の支援を促進し、介護予防事業等への参加を促すことが重要です。																								

③ 諸輪小学校区



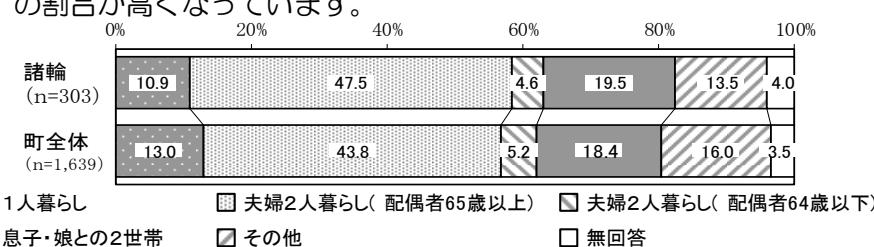
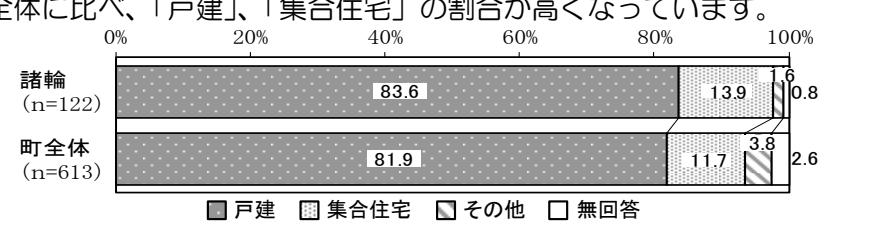
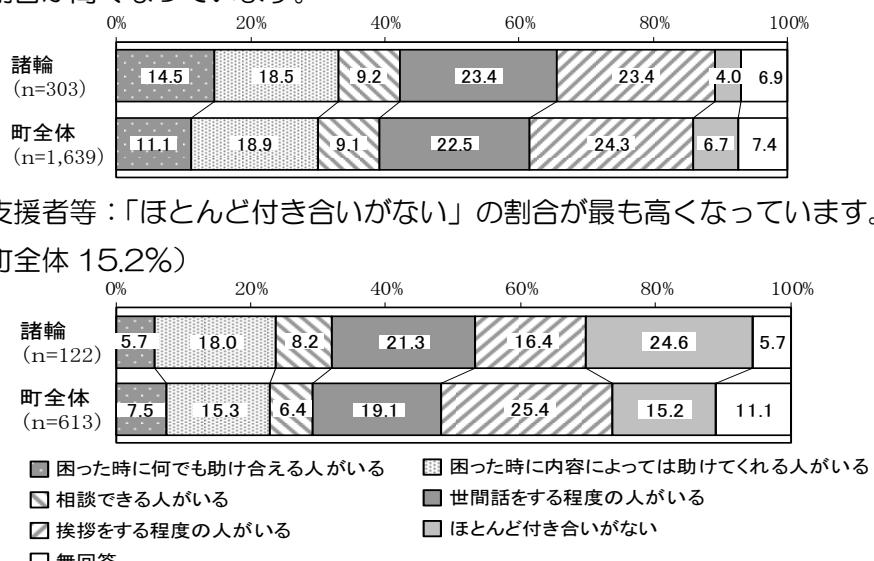
【小学校区の特徴】

小学校区について	人口増加率は町全体の増加率を下回る傾向にあります。地域北側は日進市域の米野木駅に近接しており、広域的な交通条件は良いと言えますが、地域内のバス路線は限定的で、公共交通のサービスは低くなっています。																		
高齢者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 総人口は令和2年で6,397人となっており、平成27年から増加しています。 高齢者人口は令和2年で1,890人となっており、平成27年から増加しています。 高齢者数の増加に伴い、高齢化率も増加しています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>平成27年 (人)</th> <th>令和2年 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少人口 (0~14歳)</td> <td>約2,000</td> <td>約2,000</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口 (15~64歳)</td> <td>約4,500</td> <td>約4,500</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口 (65歳以上)</td> <td>約2,000</td> <td>約3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>高齢化率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年</td> <td>27.4</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>29.5</td> </tr> </tbody> </table>	年齢層	平成27年 (人)	令和2年 (人)	年少人口 (0~14歳)	約2,000	約2,000	生産年齢人口 (15~64歳)	約4,500	約4,500	高齢者人口 (65歳以上)	約2,000	約3,000	年	高齢化率 (%)	平成27年	27.4	令和2年	29.5
年齢層	平成27年 (人)	令和2年 (人)																	
年少人口 (0~14歳)	約2,000	約2,000																	
生産年齢人口 (15~64歳)	約4,500	約4,500																	
高齢者人口 (65歳以上)	約2,000	約3,000																	
年	高齢化率 (%)																		
平成27年	27.4																		
令和2年	29.5																		

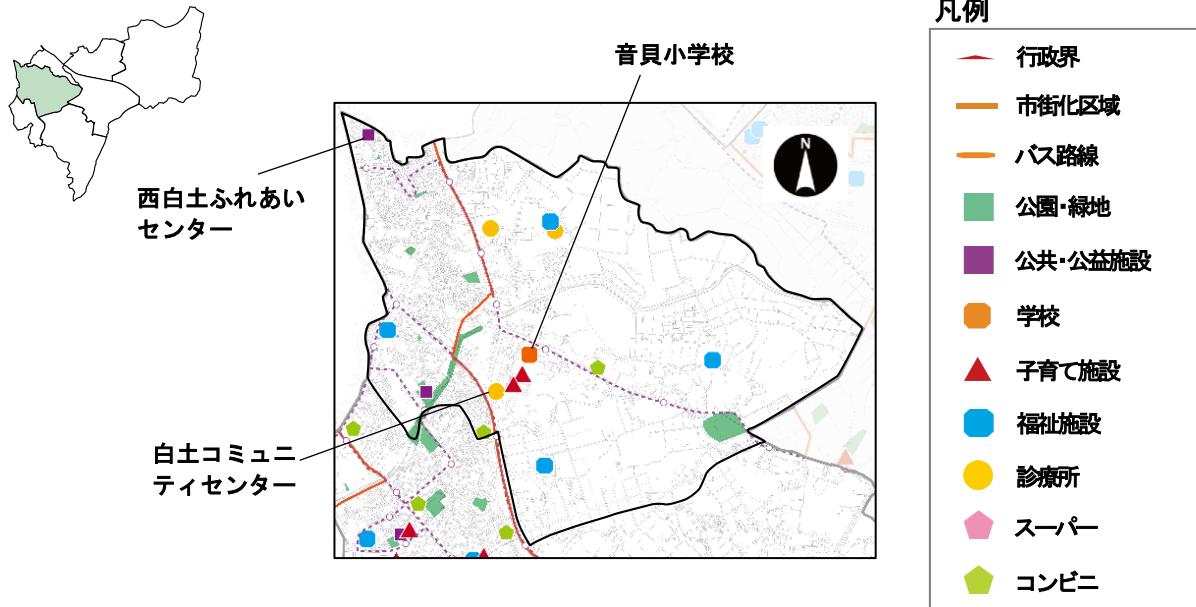
【アンケート結果】

地域における問題や課題 【一般高齢者】	<ul style="list-style-type: none"> 「移動手段の問題」の割合が32.7%と最も高くなっています。(町全体 26.2%) 次いで、「近所付き合いの問題」(8.9%)、「買い物の問題」(7.9%)の割合が高くなっています。 「問題や課題はない」の割合は41.6%となっています。(町全体 39.1%)
暮らしの状況 【一般高齢者】	・「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合が21.8%となっています。(町全体 23.2%)
地域包括支援センターの認知度	<ul style="list-style-type: none"> 一般高齢者:「知っている」の割合が38.0%となっています。(町全体 36.3%) 要支援者等:「知っている」の割合が68.9%となっています。(町全体 70.8%)

【アンケート結果】

生活機能が低下している人の割合	小学校区 運動器 転倒 低栄養 口腔 認知機能 うつ 閉じこもり
	諸輪 7.4% 23.8% 1.0% 17.6% 42.1% 30.3% 7.9% 町全体 8.3% 25.0% 1.1% 18.6% 41.0% 34.3% 8.8%
	・町全体に比べ、「認知機能」の割合が高くなっています。
家族構成 【一般高齢者】	・「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が最も高くなっています。 ・町全体に比べ、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」「息子・娘との2世帯」の割合が高くなっています。 
住まい 【要支援者等】	・町全体に比べ、「戸建」、「集合住宅」の割合が高くなっています。 
近所付き合い 【一般高齢者】 【要支援者等】	・一般高齢者：「挨拶をする程度の人がいる」「世間話をする程度の人がいる」の割合が高くなっています。 ・要支援者等：「ほとんど付き合いがない」の割合が最も高くなっています。 (町全体 15.2%) 
総括	高齢化率が6つの小学校区の中で一番高くなっていますが、生活機能が低下している人の割合は町平均より低く、高齢者の生活能力は比較的高いと考えられます。近隣の認知度、近所付き合いの程度も町平均より高いことから、地域社会のつながりが強いことがうかがえます。移動手段等の支援を促進し、介護予防事業等への参加を促すことが重要です。

④ 音貝小学校区



【小学校区の特徴】

小学校区について	<p>行政区域別の人団は、白土地区では増加傾向にあります。西白土地区では大きな変化はありません。</p> <p>スーパー・コンビニ等が立地し、利便施設は充実しています。西部は名古屋市と接しており、名古屋市のスーパー・医療機関を利用する町民も多いです。</p>															
高齢者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 総人口は令和2年で6,132人となっており、平成27年から増加しています。 高齢者人口は令和2年で1,238人となっており、平成27年から増加しています。 高齢者数の増加に伴い、高齢化率も増加しています。 <table border="1"> <caption>人口構成割合</caption> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>平成27年 (%)</th> <th>令和2年 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年少人口(0~14歳)</td> <td>約15.0</td> <td>約14.8</td> </tr> <tr> <td>生産年齢人口(15~64歳)</td> <td>約75.0</td> <td>約75.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者人口(65歳以上)</td> <td>19.5</td> <td>20.2</td> </tr> <tr> <td>高齢化率</td> <td>約19.5</td> <td>約20.2</td> </tr> </tbody> </table>	年齢層	平成27年 (%)	令和2年 (%)	年少人口(0~14歳)	約15.0	約14.8	生産年齢人口(15~64歳)	約75.0	約75.0	高齢者人口(65歳以上)	19.5	20.2	高齢化率	約19.5	約20.2
年齢層	平成27年 (%)	令和2年 (%)														
年少人口(0~14歳)	約15.0	約14.8														
生産年齢人口(15~64歳)	約75.0	約75.0														
高齢者人口(65歳以上)	19.5	20.2														
高齢化率	約19.5	約20.2														

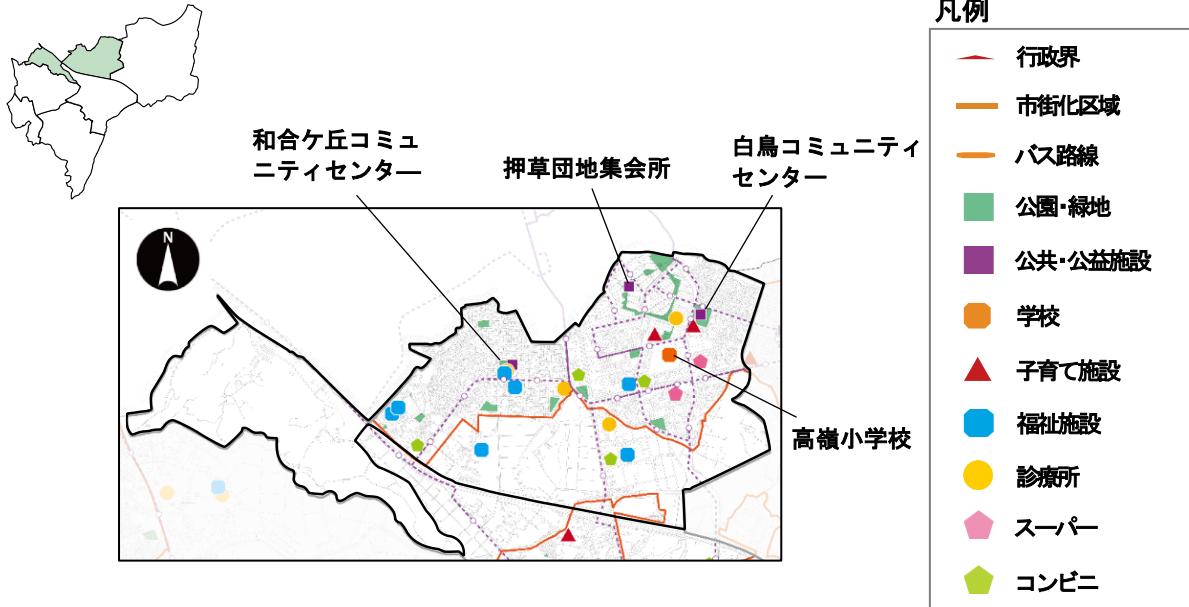
【アンケート結果】

地域における問題や課題 【一般高齢者】	<ul style="list-style-type: none"> 「移動手段の問題」の割合が21.1%と最も高くなっています。(町全体 26.2%) 次いで、「交通渋滞などの交通の問題」(17.0%)、「買い物の問題」(16.6%)の割合が高くなっています。 「問題や課題はない」の割合は39.5%となっています。(町全体 39.1%)
暮らしの状況 【一般高齢者】	<ul style="list-style-type: none"> 「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合が24.6%となっています。(町全体 23.2%)
地域包括支援センターの認知度	<ul style="list-style-type: none"> 一般高齢者:「知っている」の割合が37.2%となっています。(町全体 36.3%) 要支援者等:「知っている」の割合が71.1%となっています。(町全体 70.8%)

【アンケート結果】

生活機能が低下している人の割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校区</th><th>運動器</th><th>転倒</th><th>低栄養</th><th>口腔</th><th>認知機能</th><th>うつ</th><th>閉じこもり</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音貝</td><td>10.2%</td><td>24.4%</td><td>1.9%</td><td>20.8%</td><td>36.3%</td><td>33.6%</td><td>5.5%</td></tr> <tr> <td>町全体</td><td>8.3%</td><td>25.0%</td><td>1.1%</td><td>18.6%</td><td>41.0%</td><td>34.3%</td><td>8.8%</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 町全体に比べ、「運動器」「低栄養」「口腔」の割合が高くなっています。 	小学校区	運動器	転倒	低栄養	口腔	認知機能	うつ	閉じこもり	音貝	10.2%	24.4%	1.9%	20.8%	36.3%	33.6%	5.5%	町全体	8.3%	25.0%	1.1%	18.6%	41.0%	34.3%	8.8%
小学校区	運動器	転倒	低栄養	口腔	認知機能	うつ	閉じこもり																		
音貝	10.2%	24.4%	1.9%	20.8%	36.3%	33.6%	5.5%																		
町全体	8.3%	25.0%	1.1%	18.6%	41.0%	34.3%	8.8%																		
<ul style="list-style-type: none"> 「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が最も高くなっています。 町全体に比べ、「1人暮らし」、「夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）」の割合が高くなっています。 																									
家族構成 【一般高齢者】	<ul style="list-style-type: none"> 町全体に比べ、「その他」の割合が高くなっています。 																								
	<ul style="list-style-type: none"> 一般高齢者：「挨拶をする程度の人がいる」の割合が最も高くなっています。 (町全体 24.3%) 																								
近所付き合い 【一般高齢者】 【要支援者等】	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等：「挨拶をする程度の人がいる」の割合が最も高くなっています。 (町全体 25.4%) 																								
	<p>高齢化率は町平均より低くなっています。名古屋市と接しており、比較的交通の便が良いため、地域における問題や課題で移動手段の問題の割合が低く、生活機能が低下している割合でも「閉じこもり」の割合が他の小学校区と比較して低くなっています。今後高齢者の増加が見込まれることから地域で支え合う仕組みづくりが重要です。</p>																								
総括	<p>高齢化率は町平均より低くなっています。名古屋市と接しており、比較的交通の便が良いため、地域における問題や課題で移動手段の問題の割合が低く、生活機能が低下している割合でも「閉じこもり」の割合が他の小学校区と比較して低くなっています。今後高齢者の増加が見込まれることから地域で支え合う仕組みづくりが重要です。</p>																								

⑤ 高嶺小学校区



【小学校区の特徴】

小学校区について	行政区域別の人団は、白鳥、押草団地北地区では増加傾向にあります。押草団地南地区では減少傾向にあります。スーパー、コンビニ、医療機関等が立地し、利便施設は充実しています。また、バス路線も多く、公共交通のサービス水準も高い状況にあります。															
高齢者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 総人口は令和2年で8,456人となっており、平成27年から増加しています。 高齢者人口は令和2年で2,328人となっており、平成27年から増加しています。 高齢者数の増加に伴い、高齢化率も増加しています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>年少人口(0~14歳)</th> <th>生産年齢人口(15~64歳)</th> <th>高齢者人口(65歳以上)</th> <th>高齢化率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年</td> <td>約4,500人</td> <td>約3,500人</td> <td>約2,000人</td> <td>約27.1%</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>約4,500人</td> <td>約3,500人</td> <td>約2,800人</td> <td>約27.5%</td> </tr> </tbody> </table>	年	年少人口(0~14歳)	生産年齢人口(15~64歳)	高齢者人口(65歳以上)	高齢化率(%)	平成27年	約4,500人	約3,500人	約2,000人	約27.1%	令和2年	約4,500人	約3,500人	約2,800人	約27.5%
年	年少人口(0~14歳)	生産年齢人口(15~64歳)	高齢者人口(65歳以上)	高齢化率(%)												
平成27年	約4,500人	約3,500人	約2,000人	約27.1%												
令和2年	約4,500人	約3,500人	約2,800人	約27.5%												

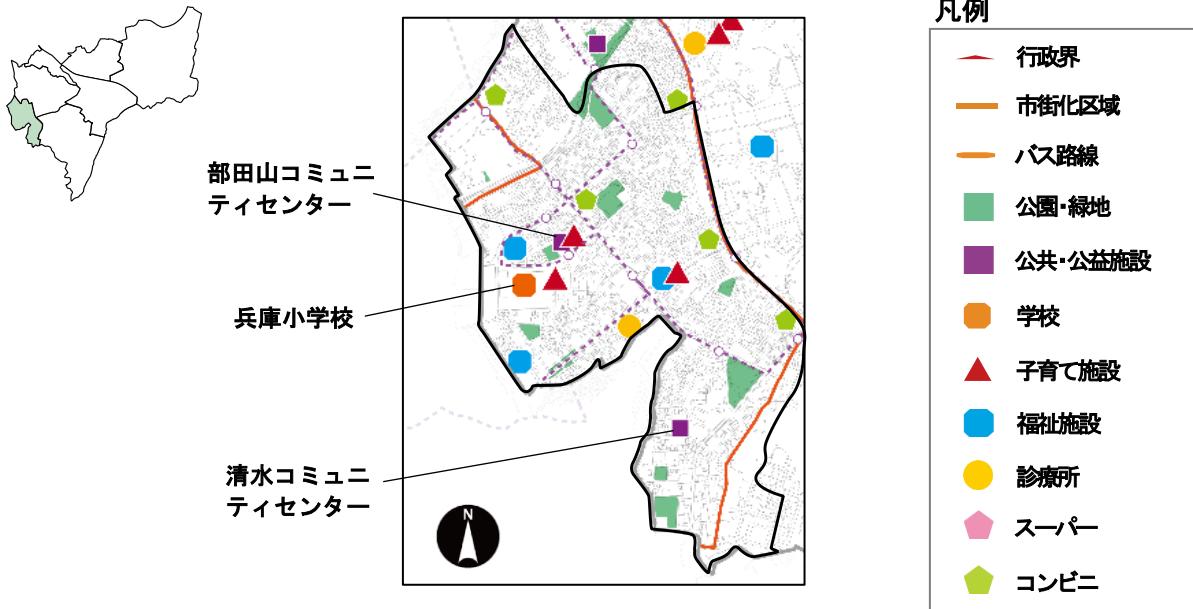
【アンケート結果】

地域における問題や課題 【一般高齢者】	<ul style="list-style-type: none"> 「移動手段の問題」の割合が27.4%と最も高くなっています。(町全体 26.2%) 次いで、「近所付き合いの問題」(8.7%)、「買い物の問題」(7.9%)の割合が高くなっています。 「問題や課題はない」の割合は39.8%となっています。(町全体 39.1%)
暮らしの状況 【一般高齢者】	「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合が21.1%となっています。(町全体 23.2%)
地域包括支援センターの認知度	<ul style="list-style-type: none"> 一般高齢者：「知っている」の割合が38.3%となっています。(町全体 36.3%) 要支援者等：「知っている」の割合が76.9%となっています。(町全体 70.8%)

【アンケート結果】

生活機能が低下している人の割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校区</th><th>運動器</th><th>転倒</th><th>低栄養</th><th>口腔</th><th>認知機能</th><th>うつ</th><th>閉じこもり</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高嶺</td><td>7.8%</td><td>25.3%</td><td>1.6%</td><td>19.1%</td><td>41.3%</td><td>39.0%</td><td>8.0%</td></tr> <tr> <td>町全体</td><td>8.3%</td><td>25.0%</td><td>1.1%</td><td>18.6%</td><td>41.0%</td><td>34.3%</td><td>8.8%</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 町全体に比べ、「転倒」「低栄養」「口腔」「認知機能」「うつ」の割合が高くなっています。 	小学校区	運動器	転倒	低栄養	口腔	認知機能	うつ	閉じこもり	高嶺	7.8%	25.3%	1.6%	19.1%	41.3%	39.0%	8.0%	町全体	8.3%	25.0%	1.1%	18.6%	41.0%	34.3%	8.8%
小学校区	運動器	転倒	低栄養	口腔	認知機能	うつ	閉じこもり																		
高嶺	7.8%	25.3%	1.6%	19.1%	41.3%	39.0%	8.0%																		
町全体	8.3%	25.0%	1.1%	18.6%	41.0%	34.3%	8.8%																		
<ul style="list-style-type: none"> 「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が最も高くなっています。 町全体に比べ、「1人暮らし」「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が高くなっています。 																									
家族構成 【一般高齢者】	<ul style="list-style-type: none"> 町全体に比べ、「集合住宅」の割合が高くなっています。 																								
住まい 【要支援者等】	<ul style="list-style-type: none"> 一般高齢者：「挨拶をする程度の人がいる」の割合が最も高くなっています。（町全体 24.3%） 																								
近所付き合い 【一般高齢者】 【要支援者等】	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者等：「挨拶をする程度の人がいる」の割合が最も高くなっています。（町全体 25.4%） 																								
総括	高齢化率は町内6つの小学校区の中で2番目に高くなっています。町全体に比べ「一人暮らし」「夫婦二人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が高くなっています。生活機能が低下している人の割合は町平均とあまり変わりませんが、うつの割合が町全体と比べ高くなっています。経済的な状況が二極化している傾向がみられるため、より支援を必要としている人を、地域全体で支える体制づくりが必要です。																								

⑥ 兵庫小学校区



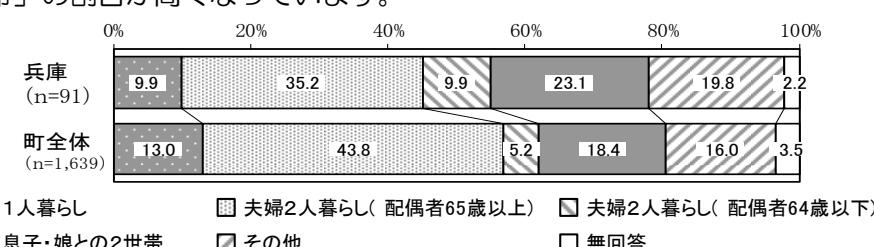
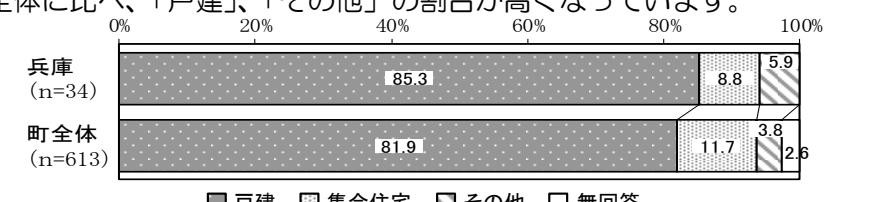
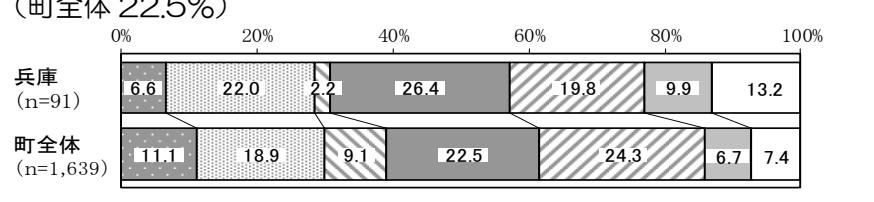
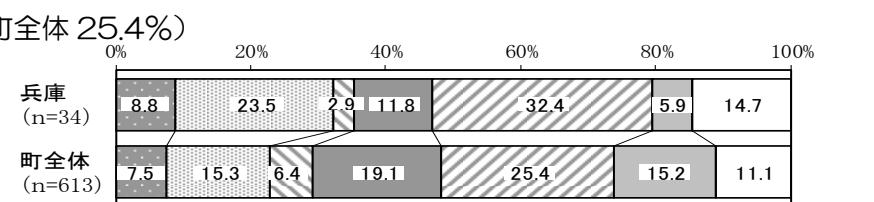
【小学校区の特徴】

小学校区について	行政区域別の人団は、部田山・清水地区が最も多く、人口増加も顕著です。子育て施設やコンビニ、医療機関等が立地しており、バス路線も比較的きめ細かく運行しています。西部区域は名古屋市と接する形で市街地が形成されています。															
高齢者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 総人口は令和2年で7,012人となっており、平成27年から増加しています。 高齢者人口は他の地区に比べて少なくなっています。 高齢化率は増加しているが、他の地区に比べ低くなっています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>年少人口(0~14歳)</th> <th>生産年齢人口(15~64歳)</th> <th>高齢者人口(65歳以上)</th> <th>高齢化率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年</td> <td>約4,500</td> <td>約1,800</td> <td>約1,000</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>令和2年</td> <td>約4,500</td> <td>約1,800</td> <td>約1,000</td> <td>8.6</td> </tr> </tbody> </table>	年	年少人口(0~14歳)	生産年齢人口(15~64歳)	高齢者人口(65歳以上)	高齢化率(%)	平成27年	約4,500	約1,800	約1,000	8.0	令和2年	約4,500	約1,800	約1,000	8.6
年	年少人口(0~14歳)	生産年齢人口(15~64歳)	高齢者人口(65歳以上)	高齢化率(%)												
平成27年	約4,500	約1,800	約1,000	8.0												
令和2年	約4,500	約1,800	約1,000	8.6												

【アンケート結果】

地域における問題や課題 【一般高齢者】	<ul style="list-style-type: none"> 「移動手段の問題」の割合が18.7%と最も高くなっています。(町全体26.2%) 次いで、「ゴミ出しの問題」(11.0%)、「交通渋滞などの交通の問題」(7.7%)の割合が高くなっています。 「問題や課題はない」の割合は45.1%となっています。(町全体39.1%)
暮らしの状況 【一般高齢者】	「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合が35.2%となっています。(町全体23.2%)
地域包括支援センターの認知度	<ul style="list-style-type: none"> 一般高齢者：「知っている」の割合が30.8%となっています。(町全体36.3%) 要支援者等：「知っている」の割合が73.5%となっています。(町全体70.8%)

【アンケート結果】

生活機能が低下している人の割合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>小学校区</th><th>運動器</th><th>転倒</th><th>低栄養</th><th>口腔</th><th>認知機能</th><th>うつ</th><th>閉じこもり</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫</td><td>10.2%</td><td>23.3%</td><td>0.0%</td><td>17.8%</td><td>35.3%</td><td>33.7%</td><td>7.8%</td></tr> <tr> <td>町全体</td><td>8.3%</td><td>25.0%</td><td>1.1%</td><td>18.6%</td><td>41.0%</td><td>34.3%</td><td>8.8%</td></tr> </tbody> </table> <p>・町全体に比べ、「運動器」の割合が高くなっています。</p>	小学校区	運動器	転倒	低栄養	口腔	認知機能	うつ	閉じこもり	兵庫	10.2%	23.3%	0.0%	17.8%	35.3%	33.7%	7.8%	町全体	8.3%	25.0%	1.1%	18.6%	41.0%	34.3%	8.8%
小学校区	運動器	転倒	低栄養	口腔	認知機能	うつ	閉じこもり																		
兵庫	10.2%	23.3%	0.0%	17.8%	35.3%	33.7%	7.8%																		
町全体	8.3%	25.0%	1.1%	18.6%	41.0%	34.3%	8.8%																		
<ul style="list-style-type: none"> ・「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が最も高くなっています。 ・町全体に比べ、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以下）」、「息子・娘との2世帯」の割合が高くなっています。  <table border="1"> <caption>居住構成</caption> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>兵庫 (n=91)</th> <th>町全体 (n=1,639)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人暮らし</td> <td>9.9%</td> <td>13.0%</td> </tr> <tr> <td>夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上)</td> <td>35.2%</td> <td>43.8%</td> </tr> <tr> <td>夫婦2人暮らし (配偶者64歳以下)</td> <td>23.1%</td> <td>18.4%</td> </tr> <tr> <td>息子・娘との2世帯</td> <td>9.9%</td> <td>5.2%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19.8%</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>2.2%</td> <td>3.5%</td> </tr> </tbody> </table>	構成	兵庫 (n=91)	町全体 (n=1,639)	1人暮らし	9.9%	13.0%	夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上)	35.2%	43.8%	夫婦2人暮らし (配偶者64歳以下)	23.1%	18.4%	息子・娘との2世帯	9.9%	5.2%	その他	19.8%	16.0%	無回答	2.2%	3.5%				
構成	兵庫 (n=91)	町全体 (n=1,639)																							
1人暮らし	9.9%	13.0%																							
夫婦2人暮らし (配偶者65歳以上)	35.2%	43.8%																							
夫婦2人暮らし (配偶者64歳以下)	23.1%	18.4%																							
息子・娘との2世帯	9.9%	5.2%																							
その他	19.8%	16.0%																							
無回答	2.2%	3.5%																							
家族構成 【一般高齢者】	<ul style="list-style-type: none"> ・町全体に比べ、「戸建」、「その他」の割合が高くなっています。  <table border="1"> <caption>住まい</caption> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>兵庫 (n=34)</th> <th>町全体 (n=613)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸建</td> <td>85.3%</td> <td>81.9%</td> </tr> <tr> <td>集合住宅</td> <td>8.8%</td> <td>11.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5.9%</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>2.6%</td> <td>2.6%</td> </tr> </tbody> </table>	構成	兵庫 (n=34)	町全体 (n=613)	戸建	85.3%	81.9%	集合住宅	8.8%	11.7%	その他	5.9%	3.8%	無回答	2.6%	2.6%									
構成	兵庫 (n=34)	町全体 (n=613)																							
戸建	85.3%	81.9%																							
集合住宅	8.8%	11.7%																							
その他	5.9%	3.8%																							
無回答	2.6%	2.6%																							
<ul style="list-style-type: none"> ・一般高齢者：「世間話をする程度の人がいる」の割合が最も高くなっています。（町全体 22.5%）  <table border="1"> <caption>近所付き合い</caption> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>兵庫 (n=91)</th> <th>町全体 (n=1,639)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>困った時に何でも助け合える人がいる</td> <td>6.6%</td> <td>11.1%</td> </tr> <tr> <td>困った時に内容によっては助けてくれる人がいる</td> <td>22.0%</td> <td>18.9%</td> </tr> <tr> <td>世間話をする程度の人がいる</td> <td>26.4%</td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>ほとんど付き合いがない</td> <td>19.8%</td> <td>24.3%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>9.9%</td> <td>6.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13.2%</td> <td>7.4%</td> </tr> </tbody> </table>	構成	兵庫 (n=91)	町全体 (n=1,639)	困った時に何でも助け合える人がいる	6.6%	11.1%	困った時に内容によっては助けてくれる人がいる	22.0%	18.9%	世間話をする程度の人がいる	26.4%	22.5%	ほとんど付き合いがない	19.8%	24.3%	無回答	9.9%	6.7%	その他	13.2%	7.4%				
構成	兵庫 (n=91)	町全体 (n=1,639)																							
困った時に何でも助け合える人がいる	6.6%	11.1%																							
困った時に内容によっては助けてくれる人がいる	22.0%	18.9%																							
世間話をする程度の人がいる	26.4%	22.5%																							
ほとんど付き合いがない	19.8%	24.3%																							
無回答	9.9%	6.7%																							
その他	13.2%	7.4%																							
近所付き合い 【一般高齢者】 【要支援者等】	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等：「挨拶をする程度の人がいる」の割合が最も高くなっています。（町全体 25.4%）  <table border="1"> <caption>近所付き合い</caption> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>兵庫 (n=34)</th> <th>町全体 (n=613)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>困った時に何でも助け合える人がいる</td> <td>8.8%</td> <td>7.5%</td> </tr> <tr> <td>困った時に内容によっては助けてくれる人がいる</td> <td>23.5%</td> <td>15.3%</td> </tr> <tr> <td>世間話をする程度の人がいる</td> <td>2.9%</td> <td>6.4%</td> </tr> <tr> <td>挨拶をする程度の人がいる</td> <td>11.8%</td> <td>19.1%</td> </tr> <tr> <td>ほとんど付き合いがない</td> <td>32.4%</td> <td>25.4%</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>5.9%</td> <td>15.2%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>14.7%</td> <td>11.1%</td> </tr> </tbody> </table>	構成	兵庫 (n=34)	町全体 (n=613)	困った時に何でも助け合える人がいる	8.8%	7.5%	困った時に内容によっては助けてくれる人がいる	23.5%	15.3%	世間話をする程度の人がいる	2.9%	6.4%	挨拶をする程度の人がいる	11.8%	19.1%	ほとんど付き合いがない	32.4%	25.4%	無回答	5.9%	15.2%	その他	14.7%	11.1%
構成	兵庫 (n=34)	町全体 (n=613)																							
困った時に何でも助け合える人がいる	8.8%	7.5%																							
困った時に内容によっては助けてくれる人がいる	23.5%	15.3%																							
世間話をする程度の人がいる	2.9%	6.4%																							
挨拶をする程度の人がいる	11.8%	19.1%																							
ほとんど付き合いがない	32.4%	25.4%																							
無回答	5.9%	15.2%																							
その他	14.7%	11.1%																							
<p>高齢化率が町内の小学校区の中で最も低くなっています。一方で近隣の認知度、近所付き合いの程度も町平均よりも低く、地域のつながり、支え合いの仕組みづくりが必要な地域です。生活機能が低下している人の割合が町平均より高いのは「運動器」のみとなっており、高齢者の生活能力は比較的高いと考えられます。今後、加齢とともに要介護状態にならないように介護予防事業の充実を図る必要があります。</p>																									

計画の具体的な取組方針

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進<予防>

(1) 健康づくり・疾病予防の推進

健康教育や健康相談を通じて、高齢者の自発的な健康づくりを支援していくとともに、各種検診や予防接種などを実施して、高齢者の健康を守っていきます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
低栄養予防対策事業の実施 (人)	— ※	継続
藤田医科大学連携事業の実施 (人)	— ※	継続
現在のあなたの健康状態は いかがですか (一般高齢者調査)	とてもよい・まあ 良いの合計 79.5%	増加

※：令和3年度から新規実施予定

【取組】

事業名	低栄養予防対策の推進☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	「低栄養予防」に特化することで 高齢期に必要な食事について理解を促し、フレイル（虚弱）状態にならないように支援します。 また、初心者の方でも簡単にできる調理方法を学び、自立した食生活を送れるよう支援します。		

事業名	藤田医科大学連携まちかど保健室☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	藤田医科大学と連携して地域の身近な場所で出張型「まちかど保健室」を開催し、リハビリ等の専門職による健康相談や、介護予防・健康づくりに関する講話を実施します。		

事業名	生活習慣病予防に係る周知啓発	担当課	健康推進課
事業内容	高齢期以前から、要介護・要支援状態となるリスクが高い生活習慣病への意識を高めるため、日ごろから適度な運動をし、食生活を改善するなどの生活習慣病予防の周知啓発を積極的に行います。		

☆：本計画からの新規事業

事業名	がん検診等の推進	担当課	健康推進課
事業内容	がん検診等を実施するとともに、未受診者への受診勧奨等を行い、がんの早期発見・早期対応を図ります。		

事業名	特定健診・特定保健指導の実施	担当課	保険医療課
事業内容	健診事業を継続し、特定健診の結果をもとに適切な特定保健指導を行い、望ましい生活習慣への改善を図ります。		

事業名	各種高齢者予防接種費用の助成	担当課	健康推進課
事業内容	高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌予防接種等の料金助成を行うことで接種率の向上に努めます。		



(2) 生きがいと社会参加

高齢化が進展する一方で、現役時代と変わらずに元気に暮らしている高齢者も多くなっています。このような高齢者に積極的に社会活動に参加してもらうことで、できるだけ長く、健康で生きがいのある人生を送ってもらうとともに、地域の一員として、社会的な役割を果たしてもらえるように支援を行っていきます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
思い出の語り場づくりへの 延参加者数 (人)	5,151	5,240
高齢者社会参加ポイント制度 のポイント交換人数 (人)	714	830
高齢者社会参加ポイントに ついて知っていますか (一般高齢者調査)	39.9%	増加
あなたの趣味や特技を活かせる 場が地域の中にありますか (一般高齢者調査)	25.3%	増加

【取組】

事業名	高齢者社会参加ポイント制度事業☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	高齢者の閉じこもりを予防し、社会参加を促すことを目的として、高齢者社会参加ポイント制度を実施します。また、事業を通して町内で実施している住民主体で行っているサロンなどの通いの場や一般介護予防教室、老人クラブの活動の周知につなげます。		

事業名	老人クラブ活動の充実	担当課	高齢者支援課
事業内容	地区老人クラブ活動の活性化と高齢者の社会参加が促進できるよう、生きがいづくりや健康づくりに関する情報等を提供するなど、活動を支援します。また、広報紙やホームページ等で地区老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動状況を紹介し、老人クラブへの加入を促進していきます。		

事業名	高齢者スポーツ大会の実施	担当課	高齢者支援課
事業内容	ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会、輪投げ大会を開催し、心身の健康の保持及び相互の親睦を図ります。今後もこれらの大会が高齢者の交流の場として活用できるよう、継続して実施していきます。		

事業名	伝統文化の継承	担当課	生涯学習課
事業内容	本町の文化や伝統を高齢者から子ども達に伝承していくため、活動を行う伝統文化保存団体等に補助金を交付します。発表会など郷土の歴史・文化に親しめる機会を増やして、伝承活動の支援をしていきます。		

事業名	思い出の語り場づくりへの支援	担当課	高齢者支援課
事業内容	高齢者の孤独感の解消、引きこもりの防止を目的に、通いの場を提供している団体等に補助金を交付します。また、助成団体の活動がより充実するよう支援し、広報、ホームページ等で助成団体の活動状況を紹介するほか、情報交換の場として交流会等を開催していきます。		

事業名	高齢者ボランティアポイント制度事業	担当課	高齢者支援課
事業内容	高齢者がボランティア活動に積極的に参加できる事業として今後も実施していきます。ボランティアをすることで、自身の介護予防や生きがいにつながることから多くの高齢者が参加できるように支援します。		

事業名	シルバー人材センターへの支援	担当課	産業振興課
事業内容	高齢者に働く機会を提供し、生きがいのある生活を送ることができるよう、シルバー人材センターへ補助金を交付します。今後も増加する高齢者の生きがい活動や就業支援のため、継続して運営を支援します。		

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者が要介護状態となることの防止及び要介護者の状態の維持・改善とともに、高齢者の社会参加を促すものとして、事業の効果的な推進を図ります。

介護予防を推進するとともに地域資源を最大限に活用した多様なサービスの充実を図ります。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
介護予防教室の延参加者数 (人)	3,576	4,150
地域リハビリテーション活動 支援事業開催回数 (回)	5	10
住民主体の健康づくり活動等 の参加者としての参加意向 (一般高齢者調査)	56.6%	増加

【取組】

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業（短期集中サービス）の実施・周知	担当課	高齢者支援課
事業内容	早期に短期集中サービスを実施することで重度化を防止し、高齢者個々の現状機能を維持できるようにし、地域での生活が継続できるよう支援していきます。サービスの内容を住民が理解できるように事業内容の周知をします。ケアマネジャーや対象者に対してサービス利用者の改善事例などを示します。		

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業（基準緩和訪問型サービス・通所型サービス）の実施・周知	担当課	高齢者支援課
事業内容	多様な生活支援ニーズに対応し、身近な地域資源を活用しながら心身の健康状態を維持できるよう、総合事業対象者が利用できる基準緩和訪問型サービス・通所型サービスを実施します。サービスの内容を住民が理解できるように事業内容の周知をします。		

事業名	65歳以上のための健康づくり出張講座☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	地域のサロンや通いの場等において、運動・体力測定・栄養・口腔等の各専門講師による出張教室を開講します。		

事業名	保健事業と介護予防の一体的実施☆	担当課	高齢者支援課 保険医療課 健康推進課
事業内容	効果的な事業を推進するためにレセプト等の情報を有する保険医療部局と介護部局、健康増進部局が連携し、事業の対象者や事業内容を検討し、保健事業と介護予防を一体的に実施します。		

事業名	地域で健康・介護予防講座☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	住み慣れた地域に更なる通いの場を設けるため、体操や 低栄養予防、お口の健康についての講座を地区コミュニティセンター等で開講します。講座終了後も、講師派遣などの継続支援や住民主体の通いの場の立ち上げ支援を行います。		

事業名	地域リハビリテーション活動支援事業☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	住民主体の通いの場等に理学療法士等のリハビリテーション職が出向き、加齢に伴う身体機能の低下に対し機能維持のための助言を行うなど、地域での活動を支援します。		

事業名	民間企業型地域介護予防教室☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	東郷町内にある民間企業等（葬儀会社や喫茶店など）と協働し65歳以上の高齢者誰もが参加できる介護予防教室を実施します。		

事業名	介護予防 DVD の普及☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	運動の指導者がいない状況でも各々の身体状況に見合った運動ができる体制を整えるため、身体に関する悩みを改善するためのワンポイントアドバイス等を集約した DVD 及び小冊子を普及します。DVD を効果的に活用するための普及員（シニアリーダー）もあわせて養成します。		

事業名	通いの場の再起動・つなぎ直し☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、高齢者の健康を守り、地域のつながりを維持する観点から、感染拡大防止に配慮した形での介護予防事業を実施します。		

基本目標2 高齢者が安心して地域で暮らす体制づくり<生活支援>

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進【再掲】

「介護予防・日常生活支援総合事業」については、「基本目標1：健康づくりと介護予防の推進<予防>」と「基本目標2：高齢者が安心して地域で暮らす体制づくり<生活支援>」の双方に関連する施策と考え、前述のとおり充実させていきます。



(2) 在宅生活を支える生活支援サービスの充実

地域の自助・互助による取組状況を把握しながら、地域の事業者や社会福祉法人等による生活支援を充実していきます。特に、町が実施する事業はセーフティネットとしての役割があることを踏まえ、食事、移動、住まいなどの支援や介護負担の軽減など、日々の生活に必要な支援を実施していきます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
高齢者タクシー料金助成人数 (人)	199	260

【取組】

事業名	生活援助員派遣事業	担当課	高齢者支援課
事業内容	シルバーハウジング入居者に生活援助員を派遣し、安否確認や家事援助を行っていきます。		

事業名	緊急通報システム事業	担当課	高齢者支援課
事業内容	75歳以上で緊急性のある疾病を持病としている、ひとり暮らし高齢者等の自宅に緊急通報装置を設置し、急病や事故などの緊急時に迅速に対応していきます。		

事業名	高齢者タクシー料金助成事業	担当課	高齢者支援課
事業内容	一定の要件を満たすひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯にタクシー助成券を交付して、利用料金の負担軽減を図ります。		

事業名	食の自立支援事業（配食サービス）	担当課	高齢者支援課
事業内容	低栄養状態となるおそれのあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に夕食を配達するとともに、安否確認を行っていきます。		

事業名	巡回バス（じゅんかい君）等の利便性の向上	担当課	未来プロジェクト課
事業内容	高齢者の日常の交通手段となる巡回バスの利便性の向上を図っていきます。また、バス停までの移動が困難な人への対応としてデマンド型交通（乗合いタクシー）の導入を検討します。		

事業名	介護保険外サービス一覧表の作成・普及☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	高齢者やケアプランを作成するケアマネジャーが、高齢者の日常生活の困り事を解決する手段として、介護保険外のサービスを活用できるように一覧表を作成し、配布します。		

(3) 支え合いの体制づくり

地域の多様な機関や団体等が参画するネットワークを構築し、日常生活の中での支え合い体制を強化していきます。また、介護者支援、家事援助、交流、外出支援、見守りなどのニーズを各機関で共有し、支え合い体制の充実を図ります。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
地域支え合い コーディネーター活動数 (件)	—	2
住民主体の健康づくり活動等の 企画・運営としての参加意向 (一般高齢者調査)	34.4%	増加

※地域支え合いコーディネーター活動数については年度ごとに新規に立ち上げに関わる活動数

【取組】

事業名	地域支え合い協議体の運営	担当課	高齢者支援課
事業内容	全ての高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくよう、問題を把握し、課題解決に向けて取り組む地域支え合い協議体を開催していきます。支え合いのまちづくりに向け、様々な機関と連携を進めます。		

事業名	地域支え合いコーディネーターの配置	担当課	高齢者支援課
事業内容	地域のボランティア等と支援を必要とする高齢者との利用調整（マッチング）などを行うために地域支え合いコーディネーターを配置します。また、地域での実態把握や地域資源の開発、関係者間のネットワークを構築していきます。更に、コーディネーターが集約する地域の情報を定期的に更新し、ケアマネジャー等の専門職や情報を必要とする方に積極的に提供していきます。		

事業名	ボランティアセンター（社会福祉協議会内）との連携の強化	担当課	高齢者支援課 福祉課 地域協働課
事業内容	ボランティアの登録数の増加や、積極的な活用のために、情報を共有し、連携強化を図ります。		

事業名	ボランティア、NPO の活動への支援	担当課	高齢者支援課 地域協働課
事業内容	ボランティア活動に必要な研修や活動先のコーディネートにより、高齢者を支援するボランティア活動を支援します。また、活動場所の提供やNPO間の交流促進により、高齢者を支援するNPOの活動を支援します。これらの支援を通して地域課題の解決に取り組む環境を整備していきます。		

(4) 見守りの体制づくり

地域の見守りネットワークの充実を図ることで、高齢者の孤立を防ぎ、必要な方に必要な支援が行き届くようにします。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和 5 年度目標値
ひとり歩き高齢者見守りネットワークへの登録者数（人）	250	278
一人暮らし高齢者登録への登録者数（人）	441	453

【取組】

事業名	高齢者地域見守り活動事業	担当課	高齢者支援課
事業内容	郵便局、新聞販売店、宅配事業所等と高齢者地域見守り活動事業の協力に関する協定のもと、高齢者の異変を早期に発見、対応できる体制を継続していきます。また、今後も多業種との協力協定を締結できるよう取り組んでいきます。		

事業名	ひとり歩き高齢者見守りネットワークの充実	担当課	高齢者支援課 安全安心課
事業内容	認知症高齢者のひとり歩きが発生した場合に、地域住民の支援を得て早期に発見できるよう、メール配信や地区の防災無線を活用し、地域全体で認知症高齢者を見守るネットワークづくりを充実させます。また、地区における搜索模擬訓練を実施します。		

事業名	一人暮らし高齢者登録制度の推進	担当課	高齢者支援課
事業内容	65 歳以上の一人暮らし高齢者を登録し、民生委員による定期的な見守りを行います。		

(5) 担い手の養成

高齢者支援の担い手やボランティアの育成、ボランティア活動への支援を行うとともに、高齢者自身のボランティア活動への参加も促進していきます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
生活支援サポーター登録者数 (人)	14	26

【取組】

事業名	地域サポーターの活動支援	担当課	高齢者支援課
事業内容	地域サポーターが平常時の見守り活動や災害時の安否確認等が迅速に行えるよう、社会福祉協議会と連携して支援していきます。		

事業名	生活支援サポーターの養成・フォローアップ☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	多くの市民が、高齢者の心身機能や関わり方、支援の方法等を学び、高齢者の生活支援の担い手として活躍することを目的とし、生活支援サポーター養成講座を実施します。また、フォローアップ講座を開催してレベルの向上を図ります。		

事業名	認知症サポーターの養成	担当課	高齢者支援課
事業内容	認知症についての正しい理解や知識を習得し、認知症高齢者とその家族への支援のあり方を学ぶために、認知症キャラバン・メイトと協働して認知症サポーター養成講座を開催します。		

事業名	介護予防サポーターの養成及び活動支援	担当課	高齢者支援課
事業内容	地域における介護予防教室の普及に伴う介護予防サポーターの活動の場の増加に対応するため、介護予防サポーター養成講座を実施します。また、介護予防サポーターの活動を充実させるために、研修等を開催し、スキルアップを図ります。		

(6) 災害・感染症への備え

避難行動要支援者名簿を活用した互助による地域での助け合いの仕組みづくりや、福祉避難所の設置などの要配慮者に配慮した災害時支援体制を進めます。また、新型コロナウイルス感染症等の予防に関する情報の周知啓発を行っていきます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
避難行動要支援者登録制度 登録者数（人）	1,883	1,960
感染症予防に関する情報の 周知啓発	実施	継続

【取組】

事業名	町の防災体制の充実	担当課	安全安心課 高齢者支援課
事業内容	防災対策についての情報提供や周知啓発を行います。また、関係部署の連携を更に深められるよう、災害時における具体的な高齢者支援について情報共有を行います。		

事業名	災害時の避難場所の確保	担当課	安全安心課
事業内容	要介護認定者の災害における避難場所について、介護保険施設等との協力協定を締結し、災害時の避難場所を確保していきます。		

事業名	防災情報等の周知啓発	担当課	安全安心課
事業内容	警報等の災害情報が確実に伝わるよう、防災行政無線、緊急速報メール、ホームページ及びツイッターに加え、地域安心メールの活用を推進します。		

事業名	避難行動要支援者登録制度の推進	担当課	高齢者支援課
事業内容	75歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯のうち、希望者を避難行動要支援者として登録し、災害等の緊急時に迅速な対応ができるよう台帳を整備していきます。登録者数を増やすために事業所やケアマネジャー等と連携します。		

事業名	救急安心カードの配布	担当課	高齢者支援課
事業内容	避難行動要支援者登録をした高齢者に、緊急連絡先等が記載できる救急安心カードを配布し、緊急時に迅速に対応できるようにしていきます。		

事業名	感染症予防に関する情報の周知啓発☆	担当課	安全安心課 健康推進課 高齢者支援課
事業内容	新型コロナウイルス感染症を始めとした感染症予防に関する情報の周知啓発をホームページ、ポスター掲示等で実施します。		

(7) 生活情報の提供

高齢者や町民に対し、広報紙、パンフレット、ホームページ、窓口などを通じて、介護保険制度や医療など高齢者に必要な生活情報の提供を行っていきます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
講座・教室・イベント等での周知啓発	実施	継続

【取組】

事業名	広報紙・ホームページ等での周知啓発	担当課	高齢者支援課
事業内容	広報紙、ホームページ等で介護保険制度をはじめ、高齢者施策の周知啓発を図ります。また、必要な情報を得やすいホームページを作成していきます。		

事業名	講座・教室・イベント等での周知啓発	担当課	高齢者支援課
事業内容	出前講座、介護予防教室、文化産業まつり等で、高齢者施策や介護保険制度の周知啓発を図ります。		

事業名	かかりつけ医等の周知啓発	担当課	健康推進課
事業内容	健康について気軽に相談できるかかりつけの医師、歯科医師及び薬剤師を持つことについて周知啓発を図ります。		

事業名	高齢者の交通事故防止のための周知啓発	担当課	安全安心課
事業内容	愛知県、警察署等の関係機関と協力連携し、交通安全教室やキャンペーン等の交通安全や事故防止のための周知啓発活動を実施していきます。また、広報紙や高齢者福祉大会等の機会を用いて安全運転支援装置促進事業を推進します。		

事業名	運転免許証自主返納事業の周知啓発	担当課	安全安心課
事業内容	車の運転に不安を感じるようになった高齢者に対して、運転免許証の自主返納を周知していきます。		

(8) 高齢者の権利擁護

高齢者の権利を守り、判断能力が十分でない方を支援するために、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用を促進するとともに、虐待防止対策の充実を図っていきます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和 5 年度目標値
成年後見制度の周知・啓発	実施	継続

【取組】

事業名	高齢者虐待防止への対応	担当課	高齢者支援課
事業内容	高齢者虐待の防止や早期発見につながるよう、広報紙やホームページ等で周知し、発見時には地域包括支援センターや警察等の関係機関と連携して対応していきます。		

事業名	成年後見制度の利用促進	担当課	高齢者支援課
事業内容	判断能力の不十分な高齢者等の権利を守るために、成年後見制度を周知し、必要に応じて相談支援を行います。尾張東部権利擁護支援センターと連携して、高齢者の権利擁護に努めます。		

事業名	詐欺・悪質商法に関する情報提供	担当課	地域協働課
事業内容	消費生活出前講座において、高齢者が巻き込まれやすい詐欺や悪質商法に関する消費者トラブルについて情報提供し、被害の未然防止を図ります。		

事業名	消費生活相談の充実	担当課	地域協働課
事業内容	詐欺や悪質商法の被害や契約トラブル等に対応するため、消費生活相談員による相談業務を充実していきます。		

基本目標3 介護を受けながら安心して暮らす体制づくり<医療・介護>

(1) 要介護者の在宅生活を支えるサービス

介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、在宅生活を支えるサービスの充実を図ります。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
理髪サービス事業延利用者数 (人)	46	50
介護用品購入費助成受給者数 (人)	341	411

【取組】

事業名	理髪サービス事業	担当課	高齢者支援課
事業内容	在宅で生活している常時寝たきりの高齢者等に理髪券を交付し、出張等による理髪サービスを提供していきます。		

事業名	外出支援サービス事業	担当課	高齢者支援課
事業内容	在宅で生活している一定の要件を満たす要介護者が、車いすで通院等する際に、福祉車両で送迎を行っていきます。		

事業名	介護用品購入費助成事業	担当課	高齢者支援課
事業内容	在宅で生活している常時おむつが必要としている要介護者に対して、おむつ等の購入費を一部助成します。		



(2) 家族介護支援

認知症や寝たきりの高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、介護をしている家族同士の交流を図ることや、介護保険サービスの充実を図っていきます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和 5 年度目標値
認知症家族支援講座の 参加者数 (人)	35	39
家族介護者リフレッシュ事業 参加者数 (人)	16	20
1年以内に介護を理由に 仕事を辞めた主な介護者の割合 (要支援者等調査)	8.5%	減少

【取組】

事業名	担当課	高齢者支援課
事業内容	認知症高齢者の当事者やその家族に対して、専門職による講話や相談等ができる認知症家族支援の講座を開催し、認知症の正しい理解や介護技術の向上への支援を行います。	

事業名	担当課	高齢者支援課
事業内容	在宅の家族介護者が介護負担を軽減できるように、研修や交流の場を提供します。また、家族介護者に高齢の配偶者が多いという現状から、今後リフレッシュ事業のあり方についても検討をしていきます。	

事業名	担当課	高齢者支援課
事業内容	町内一般企業を対象に、介護に関する様々な企業向け制度を周知し、介護を理由に従業者が離職することのないよう、啓発を進めます。また、介護者に対し、介護休業制度等の情報提供を行います。	

事業名	担当課	高齢者支援課
事業内容	認知症の高齢者が可能な限り自宅での日常生活を続けられるよう、利用者の状態にあったデイサービスを提供し、本人及び家族介護者の支援につなげます。	

(3) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、地域の医療と介護の専門職が連携して、在宅医療と介護の提供をします。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
電子@連絡帳の利用者数 (人)	130	170
電子@連絡帳の登録患者数 (人)	70	150

【取組】

事業名	訪問診療の周知	担当課	健康推進課
事業内容	訪問診療が可能な町内の医療機関の情報を提供していきます。		

事業名	豊明東郷医療介護サポートセンターかけはし運営事業	担当課	高齢者支援課
事業内容	在宅医療と介護の連携を深めるため、本町と豊明市・藤田医科大学と共に在宅医療に関するサポートセンターを運営します。専門職に対する相談支援、研修の機会の確保及び医療介護関係者の連携課題について検討します。		

事業名	電子@連絡帳の活用	担当課	高齢者支援課
事業内容	在宅の要介護者等を支援するため、電子@連絡帳を運用します。保健・医療・福祉等の関係者が情報共有や連絡相談を適時、早期に行えるよう利用を促進していきます。また広域連携も開始されたことから、広域での情報連携を通してサービスの向上につなげます。		

事業名	地域住民への在宅医療・介護についての啓発☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	住民向けのイベントを実施して、医療介護連携について、普及啓発を行うことで在宅医療と介護の理解の促進を図ります。		

(4) 専門職の人材育成

研修や講座を通じて、医療や介護等の専門職の資質の向上を図るとともに、自立支援及び重度化防止等の理解促進を図っていきます。

また、介護サービス提供事業所と意見交換し、協力して介護人材の確保に当たるなど、介護保険制度の維持に努めます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
多職種ミーティングの 参加人数 (人)	102	106
多職種カンファレンスの 参加人数 (人)	140	168
職員の不足はありますか (不足している・やや不足し ている) (事業者調査)	72.4%	減少

【取組】

事業名	多職種ミーティングの開催	担当課	高齢者支援課
事業内容	医療従事者や介護従事者等の多職種が連携できる交流会として多職種ミーティングを開催し、情報交換を促進します。		

事業名	多職種カンファレンスの開催	担当課	高齢者支援課
事業内容	多職種が集い、実際の支援ケースをもとに自立のための支援について様々な視点や気づきを得られるよう、多職種カンファレンスの場を活用し、意見交換を行います。		

事業名	事業者研修会等の開催	担当課	高齢者支援課
事業内容	介護サービス事業者を対象に研修会を開催します。研修会の内容を充実させ、連携を強化していきます。また、講師派遣等の制度を活用し、研修受講機会を確保します。		

事業名	ケアマネジャーへの支援	担当課	高齢者支援課
事業内容	ケアマネジャーに対する個別指導や支援困難事例への指導・助言を行います。研修会、介護保険サービス担当者会議等の内容を充実させ、継続してケアマネジャーの支援を行っていきます。		

事業名	介護人材の確保に向けた取組	担当課	高齢者支援課
事業内容	介護サービスの質の維持向上を図るために、介護事業所と意見交換するとともに、町民に対してあいち介護ソーターバンク及び介護に関する入門的研修等の周知を通して介護人材の確保に努めます。		

(5) 介護サービスの適正化

質の高い介護サービスを確保するため、適正な指導・助言体制を確立し、サービス提供事業者への指導・監督の徹底に努めます。また、サービス提供事業者に対しては、自己評価や第三者機関による評価等を実施するよう進めています。更に、既に実施している介護相談員派遣事業の充実を図るとともに、サービス事業者等との情報交換や会議の開催を通じて介護サービスの質の向上に努めます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
介護給付適正化計画の策定	第4期計画	第5期計画
ケアプランチェック 詳細チェック (件)	25	24
実地指導事業所数 (箇所)	10	8

【取組】

事業名	介護給付等費用適正化事業	担当課	高齢者支援課
事業内容	介護保険事業を適正に実施するため、介護給付適正化計画を定めます。 (個々の目標については、その計画の中で定めていきます。) 特に、ケアプランチェックについては、ケアマネジャーの経験を持った専門員を雇用し、介護(予防)給付について、一人一人の状態に合わせた目標が設定され、真に必要な介護サービスが提供されているか検証し、結果をフィードバックします。利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険制度の信頼感を高めます。		

事業名	介護相談員派遣事業	担当課	高齢者支援課
事業内容	介護サービス提供事業所に介護相談員を派遣し、利用者の声を聞くとともにサービスの現状を把握し、介護サービスの質の向上を図ります。 また、介護相談員の派遣により得られた各事業所の運営情報から、より良いサービスを提供することができるよう情報交換のきっかけづくりを行うため、介護相談員、事業者、行政の3者交流会を実施します。		

事業名	事業者への実地指導の実施	担当課	高齢者支援課
事業内容	近隣市と連携し、地域密着型介護サービス事業者の集団指導、実地指導を実施し、介護保険制度の健全で適正な運営の確保を図ります。 また、介護予防・日常生活支援総合事業においても事業者の指定や実地指導を行い町事業の適正な運営の確保を図ります。		

(6) 事業所と連携した災害・感染症への備え

災害時の介護サービスの安定的な供給のために、事業所と連携した取組が求められています。新型コロナウイルス感染症等感染拡大時のサービス継続対策とあわせ、平常時からの取組を行っていきます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和 5 年度目標値
事業所と連携した災害対策	実施	継続
事業所と連携した感染症対策	実施	継続

【取組】

事業名	事業所と連携した災害対策☆	担当課	高齢者支援課 安全安心課
事業内容	平常時から事業所と連携し、避難訓練の実施、食料・生活必需品の備蓄の確認、災害の種類別に避難にかかる時間や経路の確認を行います。		

事業名	事業所と連携した感染症対策☆	担当課	高齢者支援課 安全安心課
事業内容	感染拡大時に事業所に対し介護サービスが継続できるかの確認をします。平常時から事業所と連携し職員への研修、マスクやガウンといった防護服や消毒液の備蓄や調達、輸送体制の整備を行います。		

重点目標

重点目標 1 地域包括ケアシステムの深化と推進

(1) 安心して暮らすための体制づくり

いつまでも全ての高齢者が安心して生活できる町であり続けられるよう、地域包括支援センターを中心とした支援ネットワークを充実させ、高齢者の生活実態や地域の課題を適宜適切に把握します。また、住民や専門職、行政等が協働でまちのあるべき姿を検討し、包括的な地域づくりを推進していきます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和 5 年度目標値
地域ケア推進会議 開催回数 (回)	4	4
庁内連携のための会議 開催回数 (回)	7	7

【取組】

事業名	保健・医療・福祉等の連携による地域づくりの推進	担当課	高齢者支援課
事業内容	高齢者の在宅生活を支えるために、専門職や住民代表等の保健・医療・福祉等の関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた地域ケア推進会議を開催していきます。また、在宅医療と介護の連携については部会で検討を進め、療養しながら安心して在宅での生活を続けられるよう情報提供や周知啓発活動を実施していきます。		

事業名	庁内連携の強化	担当課	高齢者支援課 保険医療課 健康推進課
事業内容	高齢者施策を充実させるため、行政の関係部局の連携を更に深められるよう、定期的に保健・医療・福祉等の関係者が集い、情報交換を行います。また、各部局で行う施策について様々な視点で情報共有し、効果的に連携できる体制を整えていきます。		

(2) 地域包括支援センター機能の充実

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの強化と推進に不可欠な中核機関です。地域において支援・サービスが必要となった段階での早期対応、切れ目のないサービス提供を実現するための関係機関とのネットワーク構築に特に重要な役割を果たしており、様々な社会資源との連携、認知症の方への対応など、引き続き機能の充実に取り組みます。また、それぞれのセンターのレベル向上を図るため、センターの運営方針に基づいて各センターが作成した事業計画を定期的に確認し、事業評価及び業務の改善を図っていきます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
地域包括支援センターを 知っている人の割合 (一般高齢者調査)	36.3%	増加

【取組】

事業名	総合相談支援の周知と強化	担当課	高齢者支援課
事業内容	地域包括支援センターにおいて、専門職による相談・支援を行います。また、高齢者やその家族が気軽に相談できる体制を整え、必要なサービスが利用できるよう地域包括支援センターの周知を図ります。更に、地域の様々な機関とネットワークを構築し、関係部局と連携を図れるように努めます。		

事業名	地域包括支援センターの連携強化☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	各圏域の地域包括支援センターの連携を強化するために定例会を開催します。		

事業名	人員体制の確保	担当課	高齢者支援課
事業内容	地域包括支援センターが担う各事業を適切に実施するために必要な保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職確保に努めます。		

事業名	地域包括支援センター事業評価	担当課	高齢者支援課
事業内容	地域包括支援センターが担う各事業の進捗評価を定期的に実施し、効果的な事業実施に努めます。		

重点目標2 認知症への正しい理解と早期対応

(1) 認知症の正しい理解の促進

認知症の理解を促進するためのイベント等を通して啓発を行うとともに、認知症高齢者を地域で見守っていくために、認知症高齢者とその家族、地域住民が集える場を設けます。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
認知症カフェ・本人カフェ 参加者数 (人)	1,053	1,400
認知症に関する相談窓口を 知っていますか (一般高齢者調査)	26.2%	増加

【取組】

事業名	認知症理解のための周知啓発	担当課	高齢者支援課
事業内容	認知症の正しい理解を深めるため、認知症の方の介護方法等様々な内容での講座を開催します。また、9月の世界アルツハイマー月間を中心に、認知症に関する講演会、広報紙での特集、図書館での書籍紹介、役場での掲示及び動画の放映など幅広い周知啓発活動を行います。		

事業名	認知症カフェの実施	担当課	高齢者支援課
事業内容	認知症に対する理解を深め、認知症高齢者を地域で見守っていけるようにするため、認知症高齢者とその家族、地域住民が集える場を設けます。		

事業名	認知症ケアパスの活用	担当課	高齢者支援課
事業内容	認知症の状態に応じて、受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパス（冊子）を利用し、認知症高齢者とその家族や医療・介護関係者への普及を図ります。		

(2) 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制整備

認知症の早期に必要な支援・サービスに結びつける体制を充実していくとともに、医療・福祉専門職の連携強化と資質向上を図っていきます。更に、地域全体で認知症高齢者及びその家族を見守り支える体制づくりに向けて、医療や介護の専門機関だけではなく地域の商店や民間企業も含めたネットワークの構築を進めています。

【指標目標】

指 標	令和元年度実績	令和5年度目標値
認知症初期集中支援チームの支援人数(人)	6	12
認知症地域支援推進員による認知症窓口の周知啓発(回)	50	60
チームオレンジ（地域ごとの支援チーム）設置数（チーム）	—	2

【取組】

事業名	認知症初期集中支援チームによる支援	担当課	高齢者支援課
事業内容	認知症初期集中支援チームが認知症高齢者及びその家族に早期から関わり、必要な医療や介護に結び付けるなど早期診断・早期対応に向けた支援を行います。		

事業名	認知症地域支援推進員による活動	担当課	高齢者支援課
事業内容	認知症地域支援推進員を中心に、関係機関との連携体制の構築や、認知症カフェ等の支援、相談支援体制の構築を行うことにより、認知症高齢者やその家族への効果的な支援を目指します。		

事業名	チームオレンジ（地域ごとの支援チーム）による支援☆	担当課	高齢者支援課
事業内容	認知症サポーターを対象にしたステップアップ講座を実施し、修了したサポーターによる支援チームを作り、認知症高齢者やその家族のニーズに合った具体的な支援を行います。		

介護保険サービスの見込み

1 介護保険事業費等の推計手順

(1) サービス見込み量の推計の手順

サービス見込み量は、以下の手順に沿って行います。

1 人口推計

- (1) 65歳以上～75歳未満高齢者、75歳以上高齢者の人口推計
- (2) 介護保険対象者（40歳以上）の人口推計



2 要介護等認定者数の推計



3 介護保険サービス利用者数の推計

施設・居住系サービス
利用者数の推計



標準的居宅(介護予防)サービス
標準的地域密着型(介護予防)サービス
利用者数の推計



4 サービス事業量の推計

- (1) 各居宅(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (2) 各地域密着型(介護予防)サービス年間利用量(日数、回数等)、利用人数
- (3) 各介護保険施設サービス年間利用人数



5 介護保険給付費の推計

2 総人口及び高齢者人口・要介護等認定者数の推計

(1) 総人口及び高齢者人口（第1号被保険者）等の推計

総人口は、第8期計画期間中（令和3年度～令和5年度）において増加する見込みです。高齢者人口（第1号被保険者数）も同様に増加を続け、令和5年度には10,025人となり、高齢化率は22.5%になると見込まれます。団塊の世代が75歳を迎える令和7年度においても高齢化率が増加することはありませんが、後期高齢化率が増加し、介護需要はより高まることが予想されます。

図表 58 高齢者人口（第1号被保険者数）等の推計

単位：人

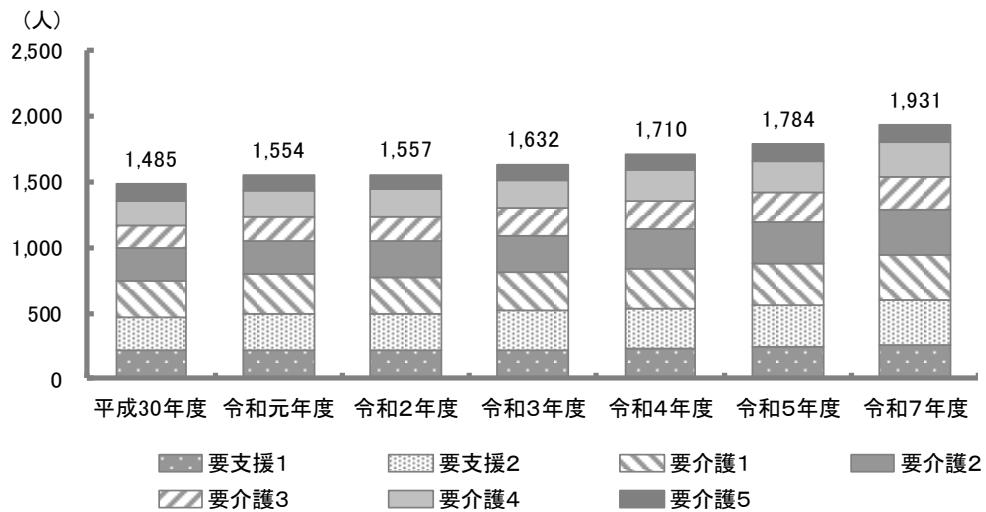
区分	実績			推計			
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
総人口	43,653	44,050	44,028	44,216	44,385	44,535	44,787
第1号被保険者 (65歳～)	9,707	9,811	9,898	9,944	9,973	10,025	10,078
65～69歳	2,562	2,307	2,105	1,968	1,869	1,874	1,880
70～74歳	2,668	2,745	2,837	2,891	2,738	2,450	2,001
75～79歳	2,110	2,293	2,274	2,226	2,290	2,425	2,602
80～84歳	1,287	1,326	1,448	1,543	1,683	1,793	1,934
85～89歳	688	743	815	849	890	960	1,059
90歳以上	392	397	419	467	503	523	602
第2号被保険者 (40～64歳)	14,560	14,774	14,988	15,193	15,441	15,610	15,950
合計	24,267	24,585	24,886	25,137	25,414	25,635	26,028
高齢化率(%)	22.2	22.3	22.5	22.5	22.5	22.5	22.5
後期高齢化率(%)	10.3	10.8	11.3	11.5	12.1	12.8	13.8

資料：見える化システム

(2) 認定者数の推計

要支援・要介護認定者数は、令和5年度には1,784人となる見込みで、第1号被保険者における認定率は17.4%と見込まれます。

図表 59 要支援・要介護認定者数の推計



区分	実績			推計			
	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
認定者数	1,485	1,554	1,557	1,632	1,710	1,784	1,931
要支援 1	217	213	210	218	227	238	256
要支援 2	252	276	282	296	308	322	346
要介護 1	281	303	283	296	307	321	346
要介護 2	249	252	271	284	301	312	342
要介護 3	167	189	195	204	215	225	246
要介護 4	187	199	208	220	232	242	263
要支援 5	132	122	108	114	120	124	132
うち 1号被保険者数	1,444	1,512	1,518	1,592	1,670	1,744	1,891
要支援 1	213	208	209	216	225	236	254
要支援 2	244	266	272	286	298	312	336
要介護 1	273	298	276	289	300	314	339
要介護 2	241	244	264	277	294	305	335
要介護 3	164	186	188	197	208	218	239
要介護 4	183	194	204	216	228	238	259
要介護 5	126	116	105	111	117	121	129

資料：見える化システム

3 居宅・介護予防サービス

在宅での介護を中心としたサービスが居宅サービスです。居宅サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修費の支給制度があります。

居宅サービスは、居宅療養管理指導など的一部のサービスを除き、要介護度ごとに1か月当たりの支給限度額が決められています。サービス利用者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と相談しながら、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、居宅サービス計画に従ってサービスを利用し、費用の原則1割～3割をサービス事業者に支払います。

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護福祉士又はホームヘルパーが家庭を訪問して、要介護者（要支援者）に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。

事業		実績値			見込量			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
訪問 介護	回/月	6,468.3	7,484.4	8,248.3	8,662.1	9,207.6	9,656.8	9,741.7
	人/月	227	247	254	265	284	299	310

※令和2年度の実績値は見込値です。

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

看護師や介護職員が移動入浴車等で各家庭を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行い、要介護者（要支援者）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
訪問入浴介護	回/月	63.3	43.3	22.9	25.0	25.0	25.0	25.0
	人/月	16	10	6	7	7	7	7
介護予防 訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

病状が安定期にある要介護者（要支援者）について、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
訪問看護	回/月	1,912.2	2,026.4	1,846.3	1,867.4	2,030.7	2,144.7	2,191.3
	人/月	164	193	192	208	224	237	245
介護予防 訪問看護	回/月	312.7	368.5	508.8	518.7	547.0	585.2	637.6
	人/月	37	42	52	51	53	56	61

※令和2年度の実績値は見込値です。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士が家庭を訪問して、要介護者（要支援者）の心身機能の維持回復を図るとともに、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

事業		実績値			見込量			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
訪問リハビリ テーション	回/月	117.9	119.6	57.7	57.3	70.5	70.5	70.5
	人/月	10	12	7	8	10	10	10
介護予防 訪問リハビリ テーション	回/月	8.5	16.2	11.0	12.2	12.5	12.9	12.9
	人/月	1	1	1	1	1	1	1

※令和 2 年度の実績値は見込値です。

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者（要支援者）について、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問し、心身の状況、置かれている環境等を把握して療養上の管理や指導を行います。

事業		実績値			見込量			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
居宅療養管理 指導	人/月	152	156	165	176	191	202	204
介護予防居宅 療養管理指導	人/月	8	10	11	11	11	13	13

※令和 2 年度の実績値は見込値です。

(6) 通所介護

デイサービス事業所等への通所により、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の支援や機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や家族の身体的・精神的負担の軽減も図ります。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
通所介護	回/月	1,555.1	1,741.3	1,745.1	1,859.5	2,014.4	2,154.5	2,264.8
	人/月	171	189	189	198	212	224	236

※令和2年度の実績値は見込値です。

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設などへの通所により、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
通所リハ ビリテー ション	回/月	1,192.0	1,088.5	920.7	980.3	1,026.8	1,082.9	1,143.1
	人/月	127	118	112	118	124	130	137
介護予防 通所リハ ビリテー ション	人/月	42	43	39	42	44	45	49

※令和2年度の実績値は見込値です。

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援を受けることで、心身機能の維持と、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
短期入所生活介護	日/月	941.0	957.4	767.4	861.2	938.9	997.5	1,028.0
	人/月	78	75	56	62	66	69	71
介護予防短期入所生活介護	日/月	15.3	12.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	3	1	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所し、当該施設において、看護・医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を受けるサービスです。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
短期入所療養介護（老健）	日/月	167.1	159.3	92.1	131.7	142.7	143.6	150.0
	人/月	19	16	9	12	13	13	14
短期入所療養介護（病院等）	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	日/月	1.3	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護者（要支援者）認定者について、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排せつ、食事等の介護、生活などに関する相談、助言、機能訓練、療養上の支援を行います。

事業		実績値			見込量			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
特定施設入居者生活介護	人/月	32	33	37	35	37	39	42
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	5	5	4	5	5	5	6

※令和 2 年度の実績値は見込値です。

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者（要支援者）等の日常生活の便宜を図るための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を要介護者（要支援者）等に貸与します。

事業		実績値			見込量			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
福祉用具貸与	人/月	338	348	363	385	414	437	452
介護予防 福祉用具貸与	人/月	120	137	159	167	174	182	196

※令和 2 年度の実績値は見込値です。

(12) 特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売

要介護者（要支援者）の日常生活の便宜を図るため、入浴や排せつ等に用いる福祉用具の購入費の一部を支給します。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
特定福祉用具 購入費	人/月	8	8	7	10	11	12	12
特定介護予防 福祉用具購入費	人/月	3	4	3	5	5	5	6

※令和2年度の実績値は見込値です。

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

在宅の要介護者（要支援者）が、手すりの取付けや段差の解消等を行ったときに、改修費を支給します。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
住宅改修	人/月	8	6	5	7	8	9	10
介護予防 住宅改修	人/月	5	7	4	6	6	6	8

※令和2年度の実績値は見込値です。



(14) 居宅介護支援・介護予防支援

要介護者（要支援者）の居宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護者（要支援者）心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるための事業者との連絡調整、要介護者（要支援者）が介護保険施設に入所を希望する場合における施設への紹介、その他のサービスの提供を行います。

事業		実績値			見込量			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
居宅介護支援	人/月	584	600	569	601	642	674	704
介護予防支援	人/月	171	190	217	226	236	246	265

※令和 2 年度の実績値は見込値です。

4 施設サービス

施設サービスは、次に掲げる3種類の施設で提供されています。

(1) 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設で、要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

事業	人/月	実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護老人福祉 施設	人/月	126	122	121	121	122	124	149

※令和2年度の実績値は見込値です。

(2) 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設で、要介護者に、看護、医学的管理下での介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の介護や支援を行います。

事業	人/月	実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護老人保健 施設	人/月	106	99	116	116	118	120	144

※令和2年度の実績値は見込値です。

(3) 介護療養型医療施設

比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設で、要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護及び機能訓練等の必要な医療を行います。

医療と介護の連携のもとに「社会的入院」を減らすことが長年課題とされ、平成18年からの「医療制度改革」の一環として平成29年度末までの廃止が決定されていましたが、新施設（「介護医療院」や「介護療養型老人保健施設」など）に転換するための準備期間が6年間（令和5年度末まで）に延長されました。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護療養型 医療施設	人/月	5	3	3	3	3	3	/
介護医療院	人/月	1	1	1	1	1	1	4

※令和2年度の実績値は見込値です。

5 地域密着型サービス

住み慣れた地域で住み続けることができるよう身近な生活圏内において提供される、地域に密着したサービスで、具体的なサービスの種類は次のとおりです。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービスです。

事業	人/月	実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	1	1	1	1	1	1

※令和2年度の実績値は見込値です。

(2) 夜間対応型訪問介護

夜間等の時間帯に、定期的な巡回又は緊急時等に訪問介護を提供するサービスです。

事業	人/月	実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人を対象に通所介護サービスを提供します。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
認知症対応 型通所介護	回/月	216.2	219.4	184.2	172.7	169.1	207.1	223.1
	人/月	22	22	20	20	20	25	27
介護予防認 知症対応型 通所介護	回/月	3.3	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	1	1	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状況に応じて、訪問や宿泊を組み合わせた介護サービスを提供します。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
小規模多機能 型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規 模多機能型居 宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者（要支援者）について、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
認知症対応型 共同生活介護	人/月	16	15	15	16	17	18	20
介護予防認知 症対応型共同 生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の介護専用の有料老人ホーム等で、特定施設サービス計画（ケアプラン）に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練及び療養上の介護や支援を行います。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
地域密着型特 定施設入居者 生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績値は見込値です。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の介護や支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護や支援を行います。

事業	人/月	実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	53	56	55	60	60	60	75

※令和2年度の実績値は見込値です。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスが看護小規模多機能型居宅介護です。利用者は、ニーズに応じて柔軟に医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けやすくなります。また、サービス提供事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になり、ケア体制が構築しやすくなります。

事業	人/月	実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	18	21	22	22

※令和2年度の実績値は見込値です。

(9) 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、要介護高齢者に対して、通所介護サービスを提供します。

事 業		実績値			見込量			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
地域密着型 通所介護	回/月	1,043.3	1,035.6	807.3	856.0	921.3	947.9	1,006.4
	人/月	112	110	83	89	95	99	105

※令和2年度の実績値は見込値です。

6 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」には、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを用いた簡易な形で要支援者に相当する状態等と判断された者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」があります。

訪問・通所事業者に加えNPOなど多様な提供体制による受け皿を確保していくとともに、住民主体による生活支援サービスの充実を図り、高齢者の社会参加を推進していきます。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、従来の専門的なサービスに加え住民、NPO法人等の多様な主体によるサービス等を提供することにより、介護予防を推進し、地域での自立した生活の支援へつなげます。

(1) – 1 訪問型サービス

要支援者等の居宅を訪問し、食事や入浴の介助、掃除、洗濯等のサービスを提供します。

事業		実績値			見込量			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
給付相当 サービス	件/月	339	316	288	302	316	330	357
	人/月	59.3	59.3	52.0	54.5	57.1	59.6	64.5
訪問型 サービス A	件/月	252	267	264	277	290	304	329
	人/月	66.1	70.5	64.0	67.1	70.3	73.3	79.3

※令和 2 年度の実績値は見込値です。

(1) - 2 通所型サービス

要支援者等を対象に、デイサービス事業所等への通所により、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
給付相当 サービス	件/月	584	578	476	499	523	545	590
	人/月	97.9	102.1	88.3	92.5	96.9	101.1	109.3
通所型 サービス A	件/月	242	328	308	323	339	354	383
	人/月	59.8	82.4	77.7	81.4	85.3	89.0	96.3
通所型 サービス C	件/月	4	5	7	7	8	8	9
	人/月	0.9	1.3	2.0	2.1	2.2	2.3	2.5

※令和2年度の実績値は見込値です。

(1) - 3 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供され自立支援につながるようケアマネジメントを行います。

事業		実績値			見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
介護予防ケア マネジメント A	件/月	126	151	142	149	156	163	176

※令和2年度の実績値は見込値です。

7 要介護者等に対するリハビリテーションサービスの提供体制の構築

自立支援・重度化防止のためには、急性期や回復期、維持期などの医療的リハビリテーションから介護予防・日常生活支援総合事業の通所型及び訪問型サービス、さらには地域における集いの場等において、切れ目のないリハビリテーションの取組が必要であるため、それぞれの段階に応じた適切なリハビリテーションの提供に向け、リハビリテーション専門職との連携体制の構築を目指していきます。

(1) 現状

○ サービス提供事業所数（2018年）

図表 60 サービス提供事業所数

単位：事業所（認定者1万人対）

	訪問 リハビリ	通所 リハビリ	介護老人保 健施設	介護 医療院	短期入所 療養介護 (老健)	短期入所療 養介護 (介護医療院)
東郷町	6.81	13.61	6.81	0.00	6.81	0.00
愛知県	7.42	13.79	6.40	0.20	5.38	0.07
全国	7.77	12.66	6.73	0.23	6.09	0.06

○ サービス利用率（2018年）

図表 61 サービス利用率

単位：%（認定者1万人対）

	訪問 リハビリ	通所 リハビリ	介護老人保健施設	介護 医療院
東郷町	0.74	11.54	7.2	0.04
愛知県	1.41	10.48	5.71	0.05
全国	1.69	9.22	5.52	0.06

○ 従事者数（2017年）

図表 62 従事者数

単位：人（認定者1万人対）

	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士
東郷町	43.23	28.81	0.00
愛知県	38.70	16.27	4.53
全国	29.42	16.36	3.06

(2) 令和5年度までの目標

本町において必要なリハビリテーションの利用促進を図るため、サービス事業所や医療機関及び利用者への制度の周知等を行います。

また、本町のサービス需要及び地域資源の状況を把握し、提供体制の推進について検討を進めます。

(3) リハビリテーション職等による自立支援に向けた取組の強化

要支援者や事業対象者等が、自立に向けた取組ができるよう、リハビリテーション職（リハ職）や栄養士等の専門職、地域包括支援センター、ケアマネジャーで自立支援に向けた考え方の共有をすすめ、今後も連携を強化していきます。特に介護予防への取組が必要と考えられる方については、リハ職が訪問等を通じて対象者のアセスメント段階から支援し、機能の維持向上を目指します。

リハ職等の関係者と連携しながらすすめる取組

○ 地域ケア会議・多職種カンファレンスでの助言

地域ケア会議等において、リハ職等の専門職が、ケアマネジメントを行うケアマネジャーや地域包括支援センターの職員に対し、自立支援・重度化防止に向けた取組の考え方を助言します。

○ 通いの場における取組

住民主体の介護予防活動や健康づくり活動など、高齢者同士の助け合いや学びが継続的にできるよう、リハ職等の専門職と連携を図りながら、通いの場の充実に努めています。

○ 健康寿命の延伸に向けた取組

高齢者に向けて介護保険の理念である自立支援の考え方とともに、疾病や老化による機能低下を防ぐことの大切さと取組の具体的な方策を普及啓発し、健康寿命の延伸を目指します。

8 施設整備計画

	令和2年 実績		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	1	12	1	12	1	12	2	24
小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅 介護を含む)	1	29	1	29	1	29	1	29
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	2	16	2	16	2	16	2	16
定期巡回・隨時対応型介護 看護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型老人福祉入所者 生活介護	2	58	2	58	2	58	2	58
地域密着型特定施設入所者 生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	5	74	5	74	5	74	5	74
有料老人ホーム	8	296	8	296	8	296	8	296
サービス付き高齢者向け 住宅	0	0	0	0	0	0	0	0

※「定員」は利用定員

9 介護保険料の算出

(1) 第8期介護サービス給付費の推計

図表 63 介護給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅サービス				
訪問介護	287,181	305,607	320,360	322,735
訪問入浴介護	3,855	3,857	3,857	3,857
訪問看護	91,770	100,185	105,807	107,742
訪問リハビリテーション	1,980	2,434	2,434	2,434
居宅療養管理指導	22,856	24,908	26,324	26,477
通所介護	163,189	177,448	190,097	198,755
通所リハビリテーション	106,896	112,098	118,173	124,050
短期入所生活介護	86,229	93,932	99,980	102,400
短期入所療養介護（老健）	15,810	17,182	17,293	18,031
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	84,289	89,659	93,768	101,368
福祉用具貸与	60,161	65,018	68,912	70,098
特定福祉用具購入費	3,069	3,291	3,530	3,743
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,563	1,563	1,563	1,563
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	19,965	19,607	24,547	26,364
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	52,007	55,358	58,370	64,881
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	197,918	198,028	198,028	247,705
看護小規模多機能型居宅介護	45,681	53,640	56,656	56,656
地域密着型通所介護	78,423	85,214	87,656	92,596
住宅改修	6,558	7,537	8,603	9,582
居宅介護支援	102,417	109,672	115,350	119,718
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	369,928	373,223	379,433	456,127
介護老人保健施設	396,126	403,078	410,233	492,423
介護医療院	3,598	3,600	3,600	3,600
介護療養型医療施設	12,797	12,804	12,804	
介護サービスの総給付費（I）	2,214,266	2,318,943	2,407,378	2,652,905

図表 64 予防給付費の見込み

単位：千円

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	21,632	22,822	24,430	26,619
介護予防訪問リハビリテーション	441	452	467	467
介護予防居宅療養管理指導	1,409	1,409	1,665	1,665
介護予防通所リハビリテーション	19,457	20,242	20,753	22,548
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	4,489	4,491	4,491	5,231
介護予防福祉用具貸与	13,706	14,280	14,938	16,086
特定介護予防福祉用具購入費	1,257	1,257	1,257	1,521
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防住宅改修	6,125	6,125	6,125	8,264
介護予防支援	12,650	13,217	13,777	14,841
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	81,166	84,295	87,903	97,242

図表 65 総給付費の見込み

単位：千円

介護給付及び予防給付	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費（合計） → (Ⅲ) = (Ⅰ) + (Ⅱ)	2,295,432	2,403,238	2,495,281	2,750,147

図表 66 標準給付費見込額

単位：円

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費	2,295,432,000	2,403,238,000	2,495,281,000	2,750,147,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	51,347,946	48,457,188	50,551,387	54,713,798
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	52,437,702	53,718,149	56,042,793	60,660,669
高額医療合算介護サービス費等給付額	11,944,920	12,515,877	13,056,572	14,127,210
算定対象審査支払手数料	1,517,040	1,589,544	1,658,304	1,794,960
標準給付費見込額	2,412,679,608	2,519,518,758	2,616,590,056	2,881,443,637

図表 67 地域支援事業費見込額

単位：円

サービス種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
地域支援事業費	176,479,000	185,003,568	192,721,744	228,921,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	86,311,000	90,528,637	94,165,475	102,908,000
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	68,286,000	71,547,991	74,638,864	100,754,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	21,882,000	22,926,940	23,917,405	25,259,000

(2) 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定

令和3年度から令和5年度までの3年間の標準給付見込み額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の介護保険料基準額を以下のように算定しました。

図表 68 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定

単位：円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額 (①)	2,412,679,608	2,519,518,758	2,616,590,056	7,548,788,422
地域支援事業費 (②)	176,479,000	185,003,568	192,721,744	554,204,312
第1号被保険者負担分及び調整交付金相当額 (③=((①+②) × 23%) + ((①+介護予防・日常生活支援総合事業費) × 5%))	720,456,010	752,542,505	781,679,491	2,254,678,006
調整交付金見込額 (④)	750,000	13,311,000	29,276,000	43,337,000
財政安定化基金拠出金見込額 (⑤)				0
介護保険給付準備基金取崩額 (⑥)				63,202,535
市町村特別給付費等 (⑦)				0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (⑧)				30,000,000
第8期保険料収納必要額 (⑨=③-④+⑤-⑥+⑦-⑧)				2,118,138,471
予定保険料収納率 (⑩)				98.50%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (⑪)	10,637人	10,667人	10,722人	32,025人
年額保険料基準額 (⑨÷⑩÷⑪)				67,148
月額保険料基準額 (⑨÷⑩÷⑪÷12)				5,596

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

この結果、本町における第1号被保険者保険料基準額（月額）は、5,596円とします。

(3) 所得段階別介護保険料の設定

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて異なります。第7次介護保険事業計画において所得段階を13段階で設定していましたが、本計画においては14段階で設定します。

図表 69 所得段階別介護保険料の設定

所得段階	対象者	割合	年額保険料 (令和3～5年度)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が町民税非課税の人及び、世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.46 (0.26)	30,800円 (17,400円)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.60 (0.35)	40,200円 (23,500円)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額 × 0.67 (0.62)	44,900円 (41,600円)
第4段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額 × 0.88	59,000円
第5段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額 × 1.00	67,100円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.09	73,100円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.29	86,600円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.49	100,000円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額 × 1.70	114,100円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額 × 1.85	124,200円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	基準額 × 2.05	137,600円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	基準額 × 2.25	151,000円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額 × 2.50	167,800円
第14段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額 × 2.65	177,900円

※第1～3段階の保険料について、公費による軽減措置を実施し、()内の保険料額となります。

計画を円滑に進めるために

1 町民との協働

本計画の理念である「いきいきと住み続けたい 支え合いのまち とうごう」を目指し、様々な施策がその効果を十分に発揮していくためには、多くの人の理解と協力が必要です。

高齢者から若者まで地域社会を構成する町民一人一人が、地域の実情を把握し、地域の問題を自分の事としてとらえ、解決に向けた取組ができるよう、自助、共助を支援します。

また、地域資源の掘り起こしや地域活動などの情報収集及び情報提供を行うとともに、支援体制を整備し、地域福祉の観点に基づき高齢者施策を展開、推進していきます。

2 関係機関との連携

高齢者の様々なニーズに対応し、施策を円滑に推進するため、医療・介護・福祉関係機関等との密接な連携に努めます。

また、地域福祉の中核を担う東郷町社会福祉協議会と、区・自治会、民生委員、ボランティア、NPOなどが連携できるよう、引き続き支援していきます。

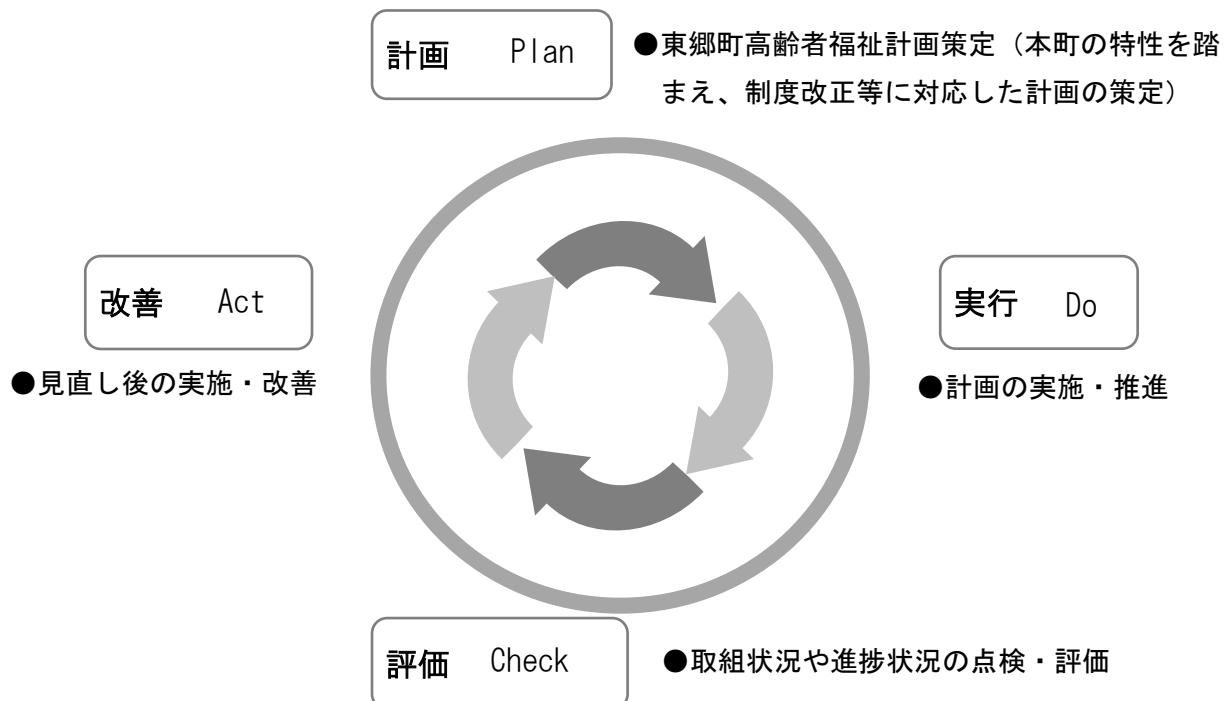
3 行政の役割

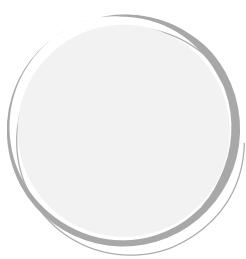
地域包括ケアを推進するためには、高齢者福祉部門だけでなく行政各部局の横断的な連携が必須です。部局内の情報共有はもちろんのこと、部局を超えた共有を積極的に行い、町民や関係機関を適切に支援できる体制づくりを推進します。

地域や個人に必要な情報が届けられるよう、わかりやすい周知啓発を行い、地域に出向き、共に考える機会を持ちます。

4 計画の評価体制の整備

本計画の推進にあたり、盛り込んだ各事業の実施目標等について、年度ごとに実績を分析し、課題抽出を行います。抽出された課題は解決していくよう評価し、評価の結果、事業内容を修正する等の検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を行います。





資料編

1 第8期東郷町高齢者福祉計画策定に係る関係要綱

東郷町地域ケア推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の全ての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアを推進することを目的に、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48の規定に基づき設置する東郷町地域ケア推進会議（以下「推進会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 推進会議は、東郷町を一つの日常生活圏域とし設置する。

(業務)

第3条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 地域課題の分析並びに解決策及び改善策の検討に関すること。
- (2) 地域包括支援ネットワークの構築に関すること。
- (3) 地域づくり及び地域の資源開発の取組に関すること。
- (4) 地域に必要な施策及び事業の提案に関すること。
- (5) 東郷町高齢者福祉計画（老人福祉計画及び介護保険事業計画）の策定に関すること。
- (6) その他町長が必要と認めたこと。

(組織)

第4条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 社会福祉協議会職員
- (3) 地域包括支援センター職員
- (4) 地域包括ケアに関する学識経験者
- (5) 民生委員
- (6) 介護保険サービス事業所職員
- (7) 介護保険第1号及び第2号被保険者の代表
- (8) 関係行政機関職員
- (9) その他町長が必要と認める者

3 推進会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 4 委員長は、推進会議を総括し、会議を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 推進会議に、在宅医療・介護連携推進部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会に属すべき委員（以下「部会委員」という。）は、委員長が委員に諮り委員の内から指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会委員の内から委員長が委員に諮り指名する。
- 4 部会には、部会長の指名により議題の審議に必要な者を出席させることができる。
- 5 部会は、次の各号に掲げる事項について協議し、決定する。
 - (1) 地域の医療及び介護の資源の把握に関すること。
 - (2) 在宅医療及び介護連携の課題の抽出及び対応策の検討に関すること。
 - (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進に関すること。
 - (4) 医療及び介護関係者の情報共有の支援に関すること。
 - (5) 在宅医療及び介護連携推進に関する相談支援に関すること。
 - (6) 医療及び介護関係者の研修に関すること。
 - (7) 地域住民への普及啓発に関すること。
 - (8) 在宅医療及び介護連携に関する関係市町村の連携に関すること。
 - (9) 認知症初期集中支援チームの活動状況の評価及び検証に関すること。
 - (10) その他、在宅医療及び介護連携推進に関すること。

6 前項において部会が決定した事項については、推進会議が決定したものとみなす。

7 部会長は、部会を総括し、部会を代表する。

8 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した部会委員がその職務を代理する。

9 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

(事務局)

第7条 推進会議及び部会の庶務は、福祉部高齢者支援課において処理する。

(会議)

第8条 推進会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、任期における初めての推進会議の招集は、町長が行う。

2 部会は、部会長が招集する。

(報償)

第9条 推進会議及び部会に出席した委員並びに部会長の指名により議題の審議に必要な者として出席した者には、公務で出席したもの除き、予算の定めるところにより報償金を支払うものとする。

（参考人等）

第10条 推進会議において、委員以外の者から意見を聞くことが適當と認められる場合は、委員長は、その者に推進会議への出席を求め、意見又は事情を聴取することができる。

2 部会には、部会委員でない医療及び介護の関係者を部会長が指名し、参加させることができる。

（個人情報の保護）

第11条 委員及び前条の規定により推進会議又は部会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 東郷町地域ケア推進会議委員名簿

(敬称略)

役職名等	氏 名	肩書き、資格
医療関係者	松浦 誠司	医師(東名古屋東郷町医師会)
	岡松 猛	歯科医師(愛豊歯科医師会東郷支部)
	佐藤 裕美	薬剤師(東郷町薬剤師会)
	福島 美佐子	訪問看護師(虹色訪問看護ステーション)
保健関係者	木村 誠子	瀬戸保健所 健康支援課
	森本 美香	こども健康部 健康推進課
福祉関係者	水野 逸馬	東郷町社会福祉協議会(令和元年度)
	近藤 秀己	東郷町社会福祉協議会(令和2年度)
	土井 肇	東郷町北部地域包括支援センター
	山内 恵介	東郷町南部地域包括支援センター東郷苑
学識経験者	制野 司	有識者(社会福祉法人 昭徳会)
	村井 良則	有識者(東名古屋医師会医療介護総合研究センターやまびこ)
	池田 寛	有識者(豊明東郷医療介護サポートセンターかけはし)
地域代表	近藤 正弘	東郷町民生委員児童委員連絡協議会(令和元年度)
	小島 通範	東郷町民生委員児童委員連絡協議会(令和2年度)
	野々山 清子	東郷町民生委員児童委員連絡協議会
介護保険サービス事業者	柴田 典義	施設サービス関係(愛厚ホーム東郷苑)(令和元年度)
	小幡 一雄	施設サービス関係(愛厚ホーム東郷苑)(令和2年度)
	近藤 修司	居宅サービス関係(エイジトピア諸輪)
	松山 陽二	居宅介護支援事業所(介護支援もみの木)
被保険者代表	神脇 和美	住民代表(第1号被保険者)
	海老原 由美	住民代表(第2号被保険者)

3 第8期東郷町高齢者福祉計画 策定経過

開催日	主な内容
令和元年5月23日	令和元年度第1回東郷町地域ケア推進会議 ・東郷町の地域課題について
令和元年8月26日	令和元年度第2回東郷町地域ケア推進会議 ・東郷町の地域課題の検討について ・第7期東郷町高齢者福祉計画中間評価（平成30年度分）について ・第8期東郷町高齢者福祉計画策定に係るアンケート調査について
令和元年11月8日	令和元年度第3回東郷町地域ケア推進会議 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について ・在宅介護実態調査について
令和元年12月19日	令和元年度第4回東郷町地域ケア推進会議 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について ・在宅介護実態調査について ・ケアマネジャーアンケート調査について ・事業者アンケート調査について
令和2年1月28日～ 令和2年2月14日	東郷町高齢者福祉計画策定のためのアンケート調査の実施 対象：一般高齢者、要介護（要支援）認定者、ケアマネジャー、 介護サービス事業者
令和2年7月～8月 ※新型コロナウイルス感染拡大に伴う感染予防のため、書面により開催	令和2年度第1回東郷町地域ケア推進会議 ・東郷町高齢者福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書（概要版）について ・第7期東郷町高齢者福祉計画評価及び第8期東郷町高齢者福祉計画課題について ・第8期東郷町高齢者福祉計画体系骨子（案）について
令和2年8月26日	令和2年度第2回東郷町地域ケア推進会議 ・第8期東郷町高齢者福祉計画素案について
令和2年11月11日	令和2年度第3回東郷町地域ケア推進会議 ・第8期東郷町高齢者福祉計画（案）について
令和3年1月5日～ 令和3年1月25日	パブリックコメントの実施
令和3年2月22日	令和2年度第4回東郷町地域ケア推進会議 ・第8期東郷町高齢者福祉計画（案）パブリックコメント結果について ・第8期東郷町高齢者福祉計画（案）について ・第8期東郷町高齢者福祉計画概要版（案）について

4 用語解説

ア行

【I C T (Information and Communication Technology)】

IT（情報技術）に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉です。情報通信技術のコミュニケーション性を強調していて、ネットワーク通信による情報・知識の共有を念頭に置いた表現となっています。

【一般介護予防事業】

第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象に、介護予防に取組めるよう、実態把握、普及啓発及び住民主体の介護予防活動の支援を行うための事業です。

【S D G s (Sustainable Development Goals)】

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のことと言います。

【N P O】

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称をいい、「N P O法人」は、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称をいいます。

力行

【介護給付／介護予防給付】

要介護認定／要支援認定を受けた人が介護保険サービスを利用した時、その費用の利用者負担分を除いた分を保険者である町が支給することです。ほとんどのサービスについては、介護サービス事業所に直接支払われます。住宅の改修、福祉用具の購入をした場合は、本人が町に支給申請をした後に利用者負担分を除いた分が支給されます。

【介護サービス】

介護が必要な人に対して行う身体的な介護（入浴、排せつ、食事の介助等）や生活面の援助（掃除、洗濯、調理等）の総称で、自宅で行われるものと施設で行われるものがあります。

【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護を必要とする人からの相談に応じ、適切なサービスを受けられるよう支援を行う人です。介護保険サービスを利用する上での中心的役割を担います。

【介護保険事業計画】

介護保険の保険者である市町村が、介護保険事業を円滑に実施するために、3年に1回の周期で定める計画のことをいいます。必要となるサービス量の見込み、介護保険料額等を定めています。

【介護保険施設】

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（療養病棟等）の3種類があります。

介護老人福祉施設・・・常時介護が必要で自宅での生活が困難な人が入所し、介護を受けながら生活する施設。

介護老人保健施設・・・主にリハビリを目的とした施設。

介護療養型医療施設・・・急性期の治療を終えた後の医療ケアが必要な人のための施設。

【介護予防】

「要介護状態となることを極力遅らせること」、「要介護状態となることを未然に防ぐこと」、すでに介護が必要な場合は、「状態が悪化しないように努め、改善を図ること」に加え、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を通じた生きがいづくりや自己実現を目指すという概念です。

【介護予防サポーター】

町や地域包括支援センターが実施する介護予防事業や介護予防活動を支援するボランティア活動をする人のことをいいます。

【介護予防・日常生活支援総合事業】

生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等の事業のことをいいます。要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組みで、住民主体のサービス利用や認定に至らない高齢者の増加、重度化予防推進により高齢者が地域で元気に暮らし続けられるようにする事業のことをいいます。

【介護予防支援】

要支援1・2認定者が介護予防サービス等の適切な利用ができるよう、本人や家族の心身の状況や生活の環境等に配慮し、利用する介護予防サービスの種類や内容を定めたサービス計画を作成し、適切なサービスの利用ができるよう市町村や事業者等との連絡、調整等を行います。

【介護離職】

就業者が家族の介護や看護のために退職、転職することです。

【看護小規模多機能型居宅介護】

自宅からの通所によるデイサービスを中心に、要介護者の状態や希望に応じて随時、訪問介護、短期入所、訪問看護を組み合わせて総合的に支援するサービスです。要介護者1以上の認定を受けた被保険者が利用できるサービスです。

【救急安心カード】

居宅において、救急要請をした場合に病気、怪我あるいは動搖して話すことができない等、救急活動に必要な情報が得られないことを想定し、必要な情報を記入したカードを救急安心カードと言います。この救急カードを特定の場所（冷蔵庫）に貼っておくことにより、救急隊等が迅速な対応がとれるようにしています。

【居宅介護支援・居宅介護支援事業所】

要介護認定を受けた人が自宅で生活する時に、その人が望む日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が支援を行うことを「居宅介護支援」といいます。具体的には、居宅サービス計画の作成や、サービス事業所との連絡調整等を行います。このような居宅介護支援を行う事業所を「居宅介護支援事業所」といいます。

【グループホーム（認知症対応型共同生活介護）】

介護保険サービスのうちの地域密着型サービスのひとつです。認知症の人が、スタッフに専門的なケアを受けながら、共同生活を送ります。

【ケアプラン】

要介護者が介護サービスを利用できるように、ケアマネジャー等が作成する計画書のことをいいます。自宅にいる人には「居宅サービス計画書」、施設に入所している人には「施設サービス計画書」、要支援1・2の人には「介護予防サービス・支援計画書」が作成されます。サービスを利用する人や家族の意向、援助の方針、解決すべき課題と目標、具体的なサービス内容等が記載されます。

【ケアマネジメント】

利用者一人一人に対して、適切なサービスを組合せて調整を行うこと。

【軽減】

収入が少なく生活が困窮している人に対して、申請により介護サービス費の利用者負担や介護保険料を減額し、負担を軽減するものです。

【権利擁護】

判断能力が不十分な人や自己防衛が困難な人が不利益を被らないよう支援を行うことをいいます。

【合計所得金額】

税金に関する用語で、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、所得控除（扶養控除、医療費控除等）や特別控除、譲渡損失等の繰越控除前の金額をいいます。

【高齢者虐待】

高齢者が家族等の養護者や介護サービス提供者から不適切な扱いを受けて、高齢者の心身の健康が損なわれることをいいます。身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任の5種類があります。高齢者が虐待を受けていることに気づいた人は、通報する義務があります。

サ行

【在宅・在宅介護】

一般的に、自宅にいることをいいます。主に自宅で介護を受けている、または自宅で家族の介護をしていることを「在宅介護」といいます。これに対して施設に入所して介護を受けることを「施設介護」といいます。

【事業対象者】

認定調査を受けなくても、必要なサービス（訪問型サービス、通所型サービス）を利用できるよう本人の心身状況を確認する基本チェックリストにより、確認を行い、該当する心身状況があると認められる65歳以上の高齢者などをいいます。

【施設サービス】

介護保険サービスのうち、介護を必要とする人が介護保険施設に入所して受けるサービスです。施設サービスの種類には、介護福祉施設サービス（介護老人福祉施設に入所して受けるサービス）、介護保健施設サービス（介護老人保健施設に入所して受けるサービス）、介護療養施設サービス（介護療養型医療施設に入院して受けるサービス）があります。

【住宅改修】

手すりの取り付けや床段差の解消など、自立した生活を支援し、日常生活上の便宜を図るために行う工事をいいます。

【小規模多機能型居宅介護】

介護保険サービスのうちの地域密着型サービスのひとつです。利用登録をしたひとつの事業所で様々な種類のサービスを受けることができます。事業所へ通って介護を受けたり、事業所職員に自宅を訪問してもらったり、事業所に宿泊したり、必要に応じてサービスを組み合わせて利用します。

【所得段階別加入割合補正後被保険者数】

所得段階ごとの第1号被保険者数に、それぞれ基準額に対する割合を乗じて数値を合計したものをいいます。

【自立】

食事や排泄等の日常生活動作を行うことができ、介護や支援の必要性がないことをいいます。

【シルバー人材センター】

60歳以上の会員が登録している団体で、地域住民からの依頼を受けて、会員が知識や技能を活かして様々なサービスを行います。（介護保険サービスの対象とならない家事援助等も依頼することができます。）

【シルバーハウジング】

高齢者が地域の中で自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮された、高齢者世話付住宅のことをいいます。

【生活援助員】

介護保険の要支援の方への掃除や洗濯などの訪問サービスに従事する資格をもつ人のことです。

【生活機能】

日常生活動作（ADL）のことで、食事、排泄、着脱衣、入浴、移動、寝起き等、日常の生活を送るために必要な基本動作すべてをさします。高齢者の身体活動能力や障害の程度をはかるための重要な指標となっています。

【生活支援】

高齢者が住み慣れた地域で生活ができるための支援のことをいいます。

【生活支援サービス】

見守り、外出支援、買い物、調理、掃除などの家事支援等、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためのサービスのことをいいます。多様な主体による提供がなされています。

【生活支援ソーター】

高齢者の心身機能や関わり方、支援の方法等を学んだ、高齢者の生活支援の担い手のことを言います。

【生活習慣病】

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（がん、脳血管疾患、心疾患等）。

【成年後見制度】

認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理が難しい方に対し、その権利を守るためにその者の判断能力を後見人等が補っていくことによって法的に支援する制度です。

【世帯】

同じ家に住み、生計を共にしている家族のことをいいます。介護保険関係の手続き上は、住民票に記載されている世帯を指します。

タ行

【第1号被保険者・第2号被保険者】

介護保険の被保険者は年齢により2つに分けられます。65歳以上の人を「第1号被保険者」といい、40歳～64歳の人のうち医療保険に加入している人を「第2号被保険者」といいます。

【団塊の世代】

第2次世界大戦後の第1次ベビーブーム期（昭和22年（1947年）～昭和24年（1949年））生まれの世代のことです。

【短期入所】

介護保険サービスのうちの居宅サービスのひとつです。特別養護老人ホームや介護老人保健施設等に短期間宿泊して、入浴・食事・機能訓練等のサービスを利用できます。

【地域共生社会】

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域とともに創っていく社会のことをいいます。

【地域ケア推進会議】

高齢者を取り巻く人的支援の充実と生活を支える社会基盤の整備を当時に進めるために、保健、医療、福祉、介護、地域住民、行政などが連携して行う、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を行う会議のことをいいます。

【地域支え合い協議体】

高齢者を対象にしたサロンや生活支援を行っているNPO団体代表、東郷町シルバー人材センター、民生委員、東郷町地域包括支援センター等のメンバーで構成され、関係者間のネットワークを図り、定期的な情報共有・連携強化の場として平成28年4月に設置しました。

【地域支え合いコーディネーター】

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けてボランティア等の生活支援、介護予防の担い手の養成、発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングを行う人のことを言います。

【地域サポートー】

毎年社会福祉協議会が募集し、一定の研修を受けていただいた災害時要援護者支援活動にご協力いただける地域の人のことを言います。ひとり暮らし高齢者や、高齢者世帯、障害者世帯で防災カルテに登録された世帯に可能な範囲で平常時の声かけ・見守り活動や災害時の安否確認などを行います。

【地域包括ケア】

生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービス等が日常生活の場（日常生活圏域）で一体的に提供できるような地域での体制のことをいいます。

【地域包括ケアシステム】

高齢者が、住み慣れた地域でできる限り暮らし続けることが出来るよう、医療、住まい、介護、予防、生活支援が地域内で一体的に行われるしくみのことをいいます。

【地域包括支援センター】

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援等の様々なサービスが高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供される必要があり、こうした高齢者の生活を支える中核機関の役割を持っています。東郷町では北部地域と南部地域の2か所に設置しています。

【地域密着型サービス】

介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域の中で提供される多様で柔軟な介護サービスのことをいいます。市町村が事業者指定の権限をもち、原則としてその市町村の住民のみが利用できます。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービスがあります。

【町民税課税・町民税非課税・町民税課税世帯・町民税非課税世帯】

一定以上の所得があり、町民税が賦課されていることを「町民税課税」といいます。所得が比較的少なく、町民税を納めなくていいことを「町民税非課税」といいます。また、同じ世帯の中に一人でも町民税課税の人がいる場合、その世帯は「町民税課税世帯」となり、全員が町民税非課税である世帯を「町民税非課税世帯」といいます。

【通所介護（デイサービス）】

デイサービスセンターに日帰りで通って、入浴、排せつ、食事等の介護を受けるサービスのことをいいます。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

要介護者の在宅生活を支えるため、日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスのことをいいます。

【電子@連絡帳】

介護の必要な高齢者が出来るだけ長く住み慣れた地域で生活し続ける支援のために、医療や介護の多職種が連携し利用するICTシステム（情報基盤）のネットワークのことをいいます。

【特定施設・特定施設入居者生活介護】

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅があります。また、これらの施設に入居している要介護者に対して、施設の職員が行う介護サービスを「特定施設入居者生活介護」といいます。

【特別養護老人ホーム】

介護保険施設のひとつで、「介護老人福祉施設」のことをいいます。「特別養護老人ホーム」は老人福祉法の用語で、一般的には「特養」と呼ぶことが多いようです。常時介護が必要で自宅での生活が困難な人が入所し、介護を受けながら生活する施設です。

ナ行

【日常生活圏域】

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。東郷町では北部と南部の2か所に設置しています。

【認知症】

脳の障害が引き起こす病気のことをいいます。記憶機能や認知機能が低下し、日常生活に支障が出るような状態をいいます。忘れっぽくなったり物覚えが悪くなったりする単なる老化現象とは異なります。

【認知症カフェ】

認知症高齢者本人の居場所や役割の場、本人や家族の交流の場や相談の機会、認知症に対する啓発など、認知症に対する理解を深め、認知症高齢者を地域で見守っていけるようにするため、認知症高齢者とその家族、地域住民、専門職等誰もが集える場のことをいいます。

【認知症キャラバン・メイト】

認知症サポーターを養成するための講座においてボランティアで講師となる人のことをいいます。

【認知症ケアパス】

認知症の状態に応じた標準的で適切なサービス提供の流れを分かるようにまとめたものとすることをいいます。

【認知症サポーター】

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく地域で見守る応援者となった人（認知症サポーター養成講座を受講した人）のことをいいます。認知症サポーター養成講座を受講した方には、オレンジリングを配布しています。

【認知症初期集中支援チーム】

医療・介護の専門職が家族からの相談等により、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入、調整や家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い自立生活のサポートを行うチームです。

【認知症地域支援推進員】

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う人のことです。

ハ行

【バリアフリー】

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害者や高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。具体的には車いすでも通ることができるよう道や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除等心理的、制度的な意味でも用いられます。

【ひとり歩き高齢者見守りネットワーク】

認知症の高齢者が行方不明になった時、家族等からの依頼により電子メールやファックスで登録した人にその情報を配信し、地域全体で探すことが出来る体制のことをいいます。

【避難行動要支援者】

町内に居住する防災上何らかの配慮が必要な方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者をいいます。

【フレイル】

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像をいいます。

【保険者・被保険者】

保険を運営する者を「保険者」といいます。介護保険は市町村が運営する決まりになっているので、東郷町が保険者となります。また、保険の対象になる人を「被保険者」といいます。東郷町が行う介護保険の被保険者は、町内に住民登録がある65歳以上の人（第1号被保険者）と、町内に住所のある40歳～64歳の人のうち医療保険に加入している人（第2号被保険者）となります。

【保険料】

保険を運営するために、加入する人が支払う料金のことをいいます。介護保険では、40歳以上の人人が保険料を納めます。65歳以上の方は、所得状況等に応じた保険料を支払います。40歳～64歳の方は、加入している医療保険の保険料に介護保険料が含まれます。

【保険料基準額】

65歳以上の方が1年間に納める介護保険料の基準となる金額のことをいいます。簡単な式にあらわすと次のようになります。

実際に金額を決める時には、保険料の収納率や保険料段階ごとの65歳以上の人数等の調整も行います。第8期（令和3年度～5年度）の東郷町の基準額（月額）は5,596円です。この基準額に、各個人ごとの所得状況等に応じた割合をかけたものが、その人が年間に支払う介護保険料額になります。

マ行

【見える化システム】

厚生労働省が各保険者向けに開発したシステム。各自治体の実績をもとに、介護サービス見込み量の推計や保険料基準額の算定を実施する「将来推計」機能や、医療介護等に関する指標をグラフ化し、他の自治体との比較を通して地域の現状や課題を把握できる「現状分析」機能等があります。

【見守りネットワーク】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域住民や保健、医療及び福祉の専門職種並びに行政が協働し、普段の生活や業務の中で高齢者をやさしく見守り、支えていくネットワークです。

ヤ行

【要介護状態・要介護者】

身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活において介護が必要である状態を「要介護状態」といいます。要介護1から要介護5に区分されます。また、要介護状態である65歳以上の人と、特定疾患により要介護状態となった40歳以上65歳未満の人を「要介護者」といいます。

【要介護度】

要支援1～2、要介護1～5までの区分のことをいいます。

【要介護認定】

介護が必要である要介護者に該当することと、要介護1から要介護5までの区分について、介護認定審査会の審査・判定に基づいて、保険者である市町村が認定をすることをいいます。要介護認定には半年から3年間の有効期間が設けられ、引き続き認定が必要な場合は更新の手続きをします。要介護認定を受けた人は、介護サービスを一部の自己負担で利用することができます。

【要支援状態・要支援者】

身体上又は精神上の障害があるために、日常生活を営むのに、介護までは必要ないが、支援が必要である状態を「要支援状態」といいます。要支援1と要支援2に区分されます。また、要支援状態である65歳以上の人と、特定疾患により要支援状態となった40歳以上65歳未満の人を「要支援者」といいます。

ラ行

【老齢福祉年金】

国民年金制度が始まった昭和36年4月1日時点で50歳を超えていた人は、国民年金を受けるための受給資格期間を満たせず年金を受け取ることができないため、これらの人を救済するために「老齢福祉年金制度」が設けられました。国民年金のように、加入者がお金出し合う年金とは異なり、全額が国から支給されます。

【老老介護】

高齢者の介護を高齢者が行うことです。主に65歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟姉妹などがそれぞれ介護者・被介護者となるケースを指します。

**第8期東郷町高齢者福祉計画
(老人福祉計画・介護保険事業計画)**

発行：東郷町 編集：東郷町福祉部高齢者支援課

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

TEL：0561-56-0735
